

# 目 次

## ○第1号（12月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
開会・開議	6
町長挨拶	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 報告第 9号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	7
日程第 4 報告第10号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	9
日程第 5 報告第11号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	12
日程第 6 報告第12号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	13
日程第 7 報告第13号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	15
日程第 8 報告第14号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について	19
日程第 9 報告第15号 訴えの提起の専決処分の報告について	25
日程第10 承認第 3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	28
日程第11 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について	30
日程の追加	42
追加日程第1 発議第1号 総合計画特別委員会の設置について	42
日程の追加	44

追加日程第2	総合計画特別委員会委員の選任	4 4
日程第12	議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	4 6
日程第13	議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例	4 9
日程第14	議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	5 0
日程第15	議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	5 3
日程第16	議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	5 4
日程第17	議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について	5 5
日程第18	議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について	5 6
日程第19	議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について	6 0
日程第20	議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について	6 1
日程第21	議案第73号 町道路線の認定・廃止について	6 3
日程第22	議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	6 4
日程第23	議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	6 8
日程第24	議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	6 9
日程第25	議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	7 1
日程第26	議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）	7 2
日程第27	議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）	7 3
日程第28	請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願	7 5
散 会		7 5
<b>○第2号（12月2日）</b>		
議事日程	第2号	7 7

本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 一般質問	79
◇小林静弥君	79
◇廣嶋 隆君	99
◇富岡大志君	116
◇山畑祐男君	138
散 会	160

### ○第3号（12月3日）

議事日程 第3号	161
本日の会議に付した事件	161
出席議員	162
欠席議員	162
説明のため出席した者	162
事務局職員出席者	162
開 議	163
日程第 1 一般質問	163
◇飯島 衛君	163
◇飯塚憲治君	179
◇坂田一広君	196
◇小池春雄君	215
散 会	234

### ○第4号（12月10日）

議事日程 第4号	235
本日の会議に付した事件	236
出席議員	239
欠席議員	239

説明のため出席した者	2 3 9
事務局職員出席者	2 3 9
開 議	2 4 0
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算 決算・総合計画 各特別委員長報告）	2 4 0
日程第 2 承認第 3 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 6 号）に係 る専決処分の報告と承認を求めることについて	2 4 5
日程第 3 総合計画特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について	2 4 5
日程第 4 議案第 6 4 号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例	2 4 6
日程第 5 議案第 6 5 号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例	2 4 6
日程第 6 議案第 6 6 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	2 4 6
日程第 7 議案第 6 7 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	2 4 7
日程第 8 議案第 6 8 号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	2 4 7
日程第 9 議案第 6 9 号 令和 2 年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル 化設置工事変更請負契約の締結について	2 4 8
日程第 1 0 議案第 7 0 号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について	2 4 8
日程第 1 1 議案第 7 1 号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動 公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定につい て	2 4 9
日程第 1 2 議案第 7 2 号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定につい て	2 4 9
日程第 1 3 議案第 7 3 号 町道路線の認定・廃止について	2 4 9
日程第 1 4 議案第 7 4 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 7 号）	2 5 0
日程第 1 5 議案第 7 5 号 令和 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）	2 5 0
日程第 1 6 議案第 7 6 号 令和 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	2 5 1
日程第 1 7 議案第 7 7 号 令和 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）	2 5 1
日程第 1 8 議案第 7 8 号 令和 3 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 5 2
日程第 1 9 議案第 7 9 号 令和 3 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 5 2

日程第20	請願の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	252
日程第21	請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願	255
日程第22	請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願	257
日程の追加		258
追加日程第1	発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書	258
日程第23	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	260
日程第24	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	260
日程第25	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	260
日程第26	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	260
日程第27	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	260
町長挨拶		264
閉会		264

# 令和3年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和3年12月1日（水曜日）

## 議事日程 第1号

令和3年12月1日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 9号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第10号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第11号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第12号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 7 報告第13号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 8 報告第14号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 9 報告第15号 訴えの提起の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第10 承認第 3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

- (提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第73号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願  
(趣旨説明・付託)
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 9 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 10 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 11 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 12 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 7 報告第 13 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 8 報告第 14 号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 9 報告第 15 号 訴えの提起の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 10 承認第 3 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 6 号) に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 11 議案第 63 号 第 6 次吉岡町総合計画基本構想について  
(提案・質疑・付託)
- 追加日程第 1 発議第 1 号 総合計画特別委員会の設置について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 2 総合計画特別委員会委員の選任
- 日程第 12 議案第 64 号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 13 議案第 65 号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 14 議案第 66 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 15 議案第 67 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- (提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負  
契約の締結について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)  
に係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第73号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るため  
の国に対する意見書を求める請願  
(趣旨説明・付託)

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開会・開議

午前9時32分開会・開議

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和3年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

先ほど、小池議員が議会議員35年以上の在職表彰として総務大臣感謝状の伝達を受けられました。心からお祝いを申し上げますとともに、日頃の活躍のたまものと深く敬意を表す次第です。今後、さらなるご活躍をご期待申し上げます。誠にありがとうございました。

本日、12月定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本定例会では、第6次吉岡町総合計画基本構想についてをはじめとする議案17件、報告7件、承認1件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決及び承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

本日は、大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、10番飯島 衛議員、11番平形 薫議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長より委員長報告を求めます。

山畑議員。

[議会運営委員長 山畑祐男君登壇]

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る11月24日水曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長・局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和3年第4回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日12月1日水曜日から12月10日金曜日までの10日間と決まりました。

一般質問は12月2日木曜日と12月3日金曜日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を12月1日から10日までの10日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は12月1日から10日までの10日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第3、報告第9号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、

提案理由の説明を申し上げます。

本件は、町が管理し所有する土地に存在した立ち枯れの木の枯れ枝の落下に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

本件は、令和3年8月10日10時30分頃に発生した自動車の損傷事故について和解したものでございます。

この報告第9号から報告第12号までの計4件が同じ事故により発生したもので、この報告第9号については令和3年9月17日に専決処分したものととなります。

事故の相手方、住所、氏名につきましては、こちらお手元にある資料に記載されているとおりでございます。

事故の概要についてですが、町が所有する土地である吉岡町南下1382番地1、吉岡町老人福祉センター南の山林内に存在した立ち枯れの木から強風により枯れ枝が落下し、山林北側の道や山林北側の老人福祉センター駐車場に駐車していた車両を損傷したものです。

和解の内容についてですが、損害額、吉岡町がゼロ円、相手方が28万2,590円で、責任の割合を吉岡町100%、相手方ゼロ%、吉岡町の相手方に対する損害賠償額を28万2,590円とし、示談したものでございます。

なお、損害賠償金は、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前9時39分休憩

---

午前9時42分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

ただいま配付しました資料につきましては、個人の住所及び氏名が記載されています。これについては、お調べした後、対処させていただきますので、報告第10号の後、回収いたしますので、机の上に置いておいてください。

今、資料の配付が終わりましたので、再度、高橋企画財政課長より説明をお願いいたします。

高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** 大変失礼いたしました。

それでは、第9号、ちょっと繰り返しのになってしまいますけれども、また概要だけ説明いたします。

事故の概要は、また先ほど言ったとおり、老人福祉センターの南側にある山林の枯れ木の枝が落ちまして、それが、そこに駐車場がちょうどあるんですけれども、その4台を損傷したもので、9号については、こちら専決書にも書いてあるとおり、9月17日に専決処分したものでございます。

資料につきましては、先ほどちょっとお手元になかったので大変申し訳ございませんでした。こちらの資料の第9号のところで氏名、住所が書いてありますので、ご確認のほどお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

**議長（岩崎信幸君）** 日程第4、報告第10号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は報告第9号と同様に、町が管理し所有する土地に存在した立ち枯れの木の枯れ枝の落下に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

本件につきましても、令和3年8月10日10時30分頃に発生した自動車の損傷事故について和解したものでございます。

先ほどの報告第9号から報告第12号までの計4件が同じ事故により発生したもので、この報告第10号については令和3年9月28日に専決処分したものとなります。

事故の相手方、住所、氏名につきましては、先ほどの資料に記載されているとおりでございます。

事故の概要、保険による対応など、先ほどの報告第9号と同様となりますが、和解の内容につきましては、この報告第10号は吉岡町の相手方に対する損害賠償額を23万8,997円とし、示談したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 4件とも同じ事故だということなんですけれども、立木の立ち枯れということで、それなりの、そこには職員もいますし、人もいますけれども、立ち枯れがあるということが確認できれば、普通は、危ないんじゃないかとか、何とか気づきそうなものなんですけれども、これは全くそういうことは日常から、そういうものに対する点検というんですかね、恐らくそこに車を置いてきても、夏になっても、立ち枯れですから、葉っぱも出ていないわけですから、これは危ないんじゃないかというふうに思えば、倒れないうちに切ったほうがいいんじゃないかとか、そういうような話が出そうなものなんですけれども、そこに至らなかったということはどういうことだったんでしょうか。

日常から、またそういうものの、普通はある程度のことを予見して、見ているのはいかと思うんですけれども、そういうものを見回るといとか、点検するとかと、そういう担当部署なのか、機能なのか、そういうものは全く今町には存在をしていないということなんでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの社協の近くの山林なんですけれども、こちらについては本当

に立ち枯れに職員が気づかずに、本当に小池議員おっしゃるとおり、早く気づいていればすぐに伐採等できたんですけれども、そちらが今回漏れてしまっていたと。それで、たまたま、これが役場の周辺であれば樹木の剪定業務をしています。そういったところで気づけば、その都度業者に、対応しているところなんですけれども、今回につきましては大変申し訳なかったんですが、こちらについては気づかずに、たまたまその後、台風第9号の後の大風が吹きまして、ちょっと折れてしまったという形になっております。

それで、その樹木については、3本につきましては、その折れた1本だけではなくて、枯れ木がやっぱりそこにもう2本で、計3本あったので、それについては早急に業者により伐採をさせていただいております。

また、今後につきましても、ただただ樹木の古木の剪定をするということではなくて、枯れ枝、特に枯れ木等については細心の注意を払いながら、職員も日々いろいろな形で町内を公用車で回っておりますので、そういったところにつきましても日々注意をして、担当部署に報告させるような形で細心の注意を払い、事故防止を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） これについて、今、小池議員から、ふだんの管理について質問がありましたけれども、それも非常に大切なんです、一つのこれは不可抗力といえれば不可抗力、管理不十分といえれば管理不十分という状況なんですけれども、これについて、何かあれば物事というものは、それを原因を追及、分析して将来に備えるということが当たり前のことなんです。

小池議員から、ふだんの管理について質問がありましたけれども、今後この山林の樹木について、どういうふうにしていくのか。第一に考えられることは、伐採すると、必要なければですね。それから、緑を保全するという意味で、全部伐採するのはまずいなということでしたら、ある程度の景観を残して、危険と思われる、あるいは不要と思われるものは許容範囲で伐採するということが考えられると思いますが、今後この山林についてどう管理していくつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 山林という形になりますと、いろいろとまた、町有の山林ということになりますと、当然、産業観光課で管理をしておりますので、そういうところとも協力、連携をしながら、とにかく点検というか、そういうところで、まずは、すぐ切ってしまう

ということではなくて、ただ枯れ枝、枯れ木、そういうものについては細心の注意を払っていかなくてはならないと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第5 報告第11号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第5、報告第11号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、報告第9号から報告第12号までの同じ事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

そのほか詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

本件につきましても、前の事故と同様のもので和解したものであります。

本件につきましては、令和3年11月10日に専決処分をいたしました。

事故の相手方、住所、氏名につきましては、先ほどの資料でご確認をお願いいたします。

事故の概要、保険による対応など、これまでの説明と同様となりますが、和解の内容につきましては、この報告第11号は、吉岡町の相手方に対する損害賠償額を66万847円とし、示談したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。お願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第6 報告第12号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第6、報告第12号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、報告第9号から報告第12号までの同じ事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告をするものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長より説明させます。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案書の2ページをご覧ください。

本件につきましても、同様の事故により和解をしたもので、専決処分につきましては令和3年11月17日となります。

事故の相手方、住所、氏名につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事故の概要、保険による対応など、これまでの説明と同様となりますが、和解の内容につきましては、この報告第12号は、吉岡町の相手方に対する損害賠償額を42万6,349円とし、示談したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

富岡栄一議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） これで4台全て報告が終わりました。みんな金額がまちまちなんですけれども、どのような損害だったのか教えていただければ。中には全損で車を買換えたとか、そういうものがありましたらお願いします。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちら4台が、やっぱり落ちた木の近くにある車については損害が大きかったという形になりました。それと、ちょっと離れていても、車全体に細かい枝が落ちてしまって、塗装面が本当に全面的になってしまったとかということで損害賠償額の差が出ております。なお、全損という形では1台もございません。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 被害に遭われた方の住所を見ますと、お二方が吉岡町で、もうお二方が前橋市ということなのですが、これらの方はたまたまその場所にその日だけ駐車されていたのか、あるいは職員等で毎日そこに止めていた方なのか。その被害があった駐車場は何らかの修繕や対策というものは必要だったのか。それをお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 4名のうち1人は吉岡町内に普通に住んでいる住民の方でございます。そのほかの方は、その近くの社会福祉協議会の職員でございました。個人名等については伏せさせていただきます。

それで、その駐車場につきましては、そこをもともと社協の職員が使っているところでございますので、そこに影響があるようなところの木につきましては、先ほど小池議員の質問にも答弁させていただきましたが、枯れ枝、問題のある枯れ木につきましては、もう1週間程度で全て伐採をしているということで、今のところ、そのような事故が起こらないような状態にはなっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 初めの専決が9月17日、そして最後が11月17日になっておりますが、およそ2か月、ギャップがあるんですけども、この辺どのような理由でこのようになったのか。お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらに関しましては、それぞれの4台、4名の方がいらっしゃるんですけども、修理会社での車両の修理の状況であるとか、保険会社による損害調査の状況により、示談の成立までの期間が様々となったことが要因となっております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第7 報告第13号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議 長（岩崎信幸君） 日程第7、報告第13号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

裏面の2ページ、専決処分書をご覧ください。

事故の状況でございますが、令和3年8月24日午前9時30分頃、陣場地内の町道小倉・陣場線の歩道において、グレーチング間の空いていた隙間に自転車の車輪が挟まり転倒した事故となります。その際に、左目、左腕等の打撲をし、自転車についてはタイヤがパンクしたものでございます。

示談の内容につきましては、町の過失割合が100%で、相手方が負担した医療機関での受診料とパンクの修理代、合計3,460円を町が負担することを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

損害賠償の金額3,460円は、全国町村会総合賠償補償保険から支払われます。

事故の相手方につきましては、配付した資料のとおりとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) この専決は、グレーチングの間に隙間があって、自転車がタイヤを挟んで転んだということで、左目、左腕の打撲をしたという割には、それとタイヤのパンクの修理代ですよ。ここにある、打撲したということだと、これが随分こんな安い値段で済んだのかなと、ちょっと不思議にも思うんですよ。その点は実際どうだったかということの確認と、もう一点ですね、いつもこの手の、町の道路のグレーチングが外れたとか、側溝がなかったとか、へこみがあったとかということで起きる事故が多いんですけども、私はいつも思っているんですが、学校の通学路であったり、青パトが回って子供の安全の確認もしていますよね。しかし、そういう青パトを運転している方というものは、歩道の除草であるとか、ここはちょっと草が繁茂していて歩道として適さないねとか、また車を運転していれば、グレーチングがずれている、外れているよとか、側溝があるよとか、そういうものも見えると思うんですよ。

ですから、青パトで、私もしょっちゅう、よく見ますけれども、子供の通学の安全に対して見回っていただいているわけですが、そういう方に道路の安全状況というんですかね、その部分のお願いというものはしているんでしょうか。もしもしているとすれば、私はこういうものは未然に防げるものがたくさんあるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長(大澤正弘君) まず、1点目の、少し安いのではないかという関係でございますけれども、その件につきましては領収書等で確認をしております。

次の、道路の管理の関係でございますけれども、今回の事故を受けまして、現場の対応は早急に補修工事をしておりまして、道路の管理の状況につきましては、担当部署だけではとても管理ができない状況でございますので、全職員に連絡、通知をしまして、仕事で町内を回るときとか、あるいは通勤で来るとき、帰るときとか、そういうときに道路上に穴が空いていたりとか、そういうものがあつたときには建設課に連絡してもらうように周知をしたところでございます。以上です。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 先ほど、それは分かりました。しかし、青パトというものがくまなく細い道路も結構走っているではないですか。そういう人に、子供の安全と同時に、草が伸びているとか、歩道等が見えにくくなっているとか、道路に凹凸があるとかというものが、そ

れも当然目的でやっているんですけども、ただ通勤途中とか、そういうときで、どんどん、そういうことに意識して走ってしまうのではなくて、割にゆっくり低速で走っていますよね、子供たちの安全というものを見ながら。そうしますと、その青パトの方たちに、もしも見ながら気づいたことがあればぜひとも知らせてくれというようなシステムというものが今できているかどうかということでも、じゃあ確認をしておきます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 青パトの見回り等について、確実に、その路面の状況までの確認でありますとか、そういったところの願いをしてあるような状況ではないんですけども、いただいた意見、また建設課の職員に伝達した意見等を踏まえながら、今後検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はぜひとも、あの人たちも2人ぐらいで乗っていますよね。そうしますと、1人が運転していれば、道路の状況というものは絶えず見えますよね。そういう人たちが、やっぱり子供たちの安全も日常的に守っていただきますけれども、それと同時に道路の安全対策、またその道路だけではなくて、草の伸び具合ですね、歩道がどうなっているかということの確認というものも、やっぱりただ走らせていてはもったいないわけですから、できればそういう願いをして、これからの安全・安心のために、ぜひともそういう方向で連携を取りながら実施していければと思いますけれども、最後に町長の決意をお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど総務課長からもお話が出ましたように、今はしていませんけれども、今後できるように、また相談をかけたと思っています。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 自転車による交通事故ということだったんですが、8月24日9時30分頃ですから、午前中の明るい時間帯だと思うんですけども、4月からヘルメット着用が努力義務化ということなんですが、先ほど小池議員が言われたように、事故、左目とか左腕、打撲損傷している割に、この金額が少なかったということで、ヘルメットの着用がされていたのでしょうか。もしされていて軽傷で済んだのであれば、そういったことを今後

のヘルメット着用努力義務化の啓発にもつなげられるのではないかと思います、その事実関係と今後のヘルメット着用についての考えをお伺いしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大変申し訳ございませんが、ちょっとその辺の事実関係の確認は取れてはおりませんでした。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） では、今からではもうその確認は難しいということでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 担当のほうでは把握しておると考えられますので、確認をしたいと思いません。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） それを確認していただいて、どのような事実だったか、それから考え方を後で教えていただけると。

議長（岩崎信幸君） では、後に確認のほうの報告をお願いいたします。

ほかにありませんか。

富岡栄一議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 先ほど小池議員も言われましたけれども、損害額が3,460円、自転車のパンク修理代と治療費の実費弁償分だということだそうです。相手方が目や腕にけがをされて、精神的な慰謝料、そういうものは考えはなかったのでしょうか。相手からの請求はなかったのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 相手からは、そのようなものはございませんでした。こちらで示談が成立したということでございます。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## 日程第8 報告第14号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第8、報告第14号 損害賠償の額の決定と和解の専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について、説明申し上げます。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、補足説明をさせていただきます。

裏面の2ページ、専決処分書をご覧ください。

事故の状況でございますが、令和3年9月4日19時30分頃、漆原地内の町道駒小・半田線において、道路上に空いていた穴の上を自動車が通行し、その衝撃によりハンドル不良等の損傷が発生しました。

示談の内容につきましては、雨の日の夜間に発生した事故であることが考慮され、自動車の修理費用30万7,661円のうち、町の責任割合が90%で、賠償金額にして27万6,895円を相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務がないことを確認しました。

損害賠償の金額27万6,895円は、全国町村会総合賠償補償保険から支払われております。

事故の相手方につきましては、配付した資料のとおりとなっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この事故というものは、相手が3万766円を負担するというので、相

手方の過失というものもあるようなんですけれども、これは負担割合がこうなった理由というものは何でしょうか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） やはり運転する場合には、前方を注意して運転しなければいけないと。それで、穴が空いていたということですので、それが夜間で雨が降っていたので、前方を注意する関係で、相手方にもやっぱり注意が必要だったということでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） よく同じような、道路を走っていて、穴があつて、そのところにタイヤがはまってパンクしたとかというような事故でも、それもみんな、そのように言われると、それも運転する側にはやっぱり注意義務があつたと思いますよね。

しかし、こういうふうに今まで、私が見落としていたのかもしれませんが、割に、事故を起こした側の責任という、本人が負担したというものは記憶にあまりないんですよ。やっぱり町の道路管理者としての責任が問われて、一方的に賠償したというものが多いと思うんですよね。私は、こういうものはあまり、ちょっと覚えていなかったものですから。

それはそれとして、そういうことがあつたでしょう。しかし、この手の事故というものはすごく多いんですよ。今までも、出てこない月が、定例会で出てこないときのほうが少ないぐらいで、大概出てきますよね。そうすると、グレーチングがずれていたとか外れていたとか、穴が空いていたという例はすごく多いんですよ。吉岡の町はこんなに1年中、道路に穴が空いているのかと。これを防ぐ方法というものはないのか。

だから、私も目にしますけれども、道路に穴が空いている、ちょっと空き始めた、また空いているということが見えますけれども、そのことというのが当然、道路の管理者としての責任が問われるわけですから。

そうすると、もう少し、先ほどは職員に、そういう場合には通勤途中で見回っていて、あれば報告しなさいというふうになっているらしいですけれども、このことはもう少し広く町民に対して、そういうところがあれば町がすぐ修理しますので、ぜひご通知くださいというような啓蒙活動を広報等で繰り返し、しょっちゅう私は住民に伝えていくことが大事だと思うんですよ。そうすると、こういうことがあればすぐ町が直してくれるんだということが知られていれば、皆さんが積極的に町に、道路のあそこがへこんでいるよとか、くぼみができているよ、舗装が傷んでいておかしくなっているよという声が届くと思うんですよ。ですから、その仕組みというんですかね、それがまだ私は上手にできていないんだと思うんですよ。

しかし、やっぱり一義的に道路管理者としての責任というものが町にある以上、そうであれば、こういうことが発生したら、誰か見かけたらすぐ報告してくれと、そうすればすぐ対応しますよというふうにしておけば、私はこの手の事件、事故というものはすごく防げると思うんですよね。

このことが起因して、はずみで車が制御不能で人をはねたとか、そういう人身事故にまで至っておりませんが、そういうことの予防にもなるわけですから。そういうことは広報とか何かで住民に伝えて、そういうことがあればすぐに町が直してくれるんだよというシステムというものを、また、そういう認識というものを多くの町民も知り得る、知っているということが私は大事だと思うんですよ。

ですから、そのことによって、そういう事故を未然に防ぐ。そういうことによって、また道路管理課としての責任を果たすというシステムを、私はぜひとも構築すべきだと思うんですけれども、その点についての考えはいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町内の道路の交通安全には、これからも十分注意していきたいと思っております。そういう意味で、情報共有について今後検討していきたいと思っております。できればもう来年度に向けて検討していきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その検討というものを、町長ぜひとも、そうだなと思ったことは実施していくということでお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 実施に向けて協議させていただきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この報告第9号から14号までの6件に関して、損害額の合計がおよそ191万円になります。この町村会の加入している保険に関して、次年度、保険料が上がるということがあるのでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらにつきましては年度初めの人口で決まりますので、事故の有無についての保険料が上がるということはございません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、報告第14号までお聞きしていたんですが、9号から12号までが、その他で、今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て請求を行わないことを誓約するとありまして、13、14号は、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権、債務関係はないことを確認するというので、文言が違うんですが、この説明をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの違いにつきましては、ちょっと、大変申し訳ないんですけども、専決処分書が、これが定型化しているものかどうかということがあるんですけども、うちとしてはこの形で和解をさせていただいているという形になりますので、ちょっと違いというところにつきましては、後でまた調べさせていただきまして、ご回答したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 定型化が違う。ちょっと危惧することは、要するに13号ですね、自転車の事故の場合、これは左腕等を打撲しているということで、債権、債務というものは金額だけのことで、万が一、よく交通事故などの場合、後で後遺症が出たのかなんとかということでもめる可能性等があるかと思うので。だから、ここはやはり12号のところまでのような、裁判上または裁判外においても一切異議申立て請求を行わないことというような文言のほうが適正ではないかと私は考えただけなんですけれども、その辺の答弁をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） そちらのご指摘に関しましては、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） よろしいですか。調査関係で、後で報告を。後で、じゃあ報告をお願いいたします。

ほかにありませんか。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) 14号についてなんですけれども、先ほどの建設課長のご説明で、責任割合について、夜間であり雨天のため過失割合がこうなりましたというご説明だったんですが、雨天でなかった場合、この過失割合というものは高くなったものなんでしょうか、低くなったものなんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。

議長 (岩崎信幸君) 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長 (大澤正弘君) こちらの関係につきましては、夜間と雨ということですので、前方を注意するのに見えづらいといえますか、ということですので、もしそれが昼間の場合ですと、前方がよく見えますので、町の、相手方の過失割合は増えるということです。

議長 (岩崎信幸君) 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) ということは、先ほど小池議員のおっしゃった、大体町がこういった事故の場合はゼロ、100で町の負担が多かったようだというようなお話があったものですから、もしこれが晴れの日、見通しのいいときであれば、ゼロ、100で町の負担だったのかな、雨が降っていたので、そんな日に運転した人の過失なのかなと思ってお聞きしたんです。

でも、今の課長の答弁ですと、晴れた日は前方がよく見えるので、雨が降ったことにより、それが免責されたというようなこと、雨とか夜間の事故のほうが町の過失が高くなるということは、ふだん晴れた日に、よく見える見通しのいいところでこういった穴に気づかなかつたら、運転者のほうが、あなたが見落としたせいですよということ、過失が高くなる。そうすると、先ほどの小池議員のお話とちょっと変わってくるのかな、町の過失のほうが低くなるケースのほうが多かったのかな、今まで。その辺がちょっと疑問だったものですからお聞きしたんですけれども、それで間違いはないですか。

議長 (岩崎信幸君) 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長 (大澤正弘君) この辺はある程度判例に基づいて、そういった過失割合が算出されるものと考えております。

議長 (岩崎信幸君) 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) では、その過失割合の判例というものは、今までそういったことがあったんですか、町で。

議長 (岩崎信幸君) 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 詳細はちょっと今、手元資料がないんですけれども、今まで過去にも、こういった相手方のほうも負担する割合がございました。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員、そこは細かい詳細を求めますか。（「オーケーです」の声あり）オーケーですか。

山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今関連の質問なんですけれども、答弁について、やはり矛盾を感じるような感じなんです。夜、見通しが悪いから事故に遭遇してしまった場合に運転手の過失があると。明るければ運転手はよく見るわけですよね。そうしたならば、その穴に突っ込むのは運転手が悪いことになる。そうすると、その前の案件、自転車も同じように昼間ならば見えるわけですから。なぜ10、ゼロで町が負担をするかという、そこにはそれなりの意味があると思うんです。

だから、まともにこれを言ったならば、これは前の過失割合があるわけですよ。それが10、ゼロになっている、その矛盾点、どう説明するんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） やっぱりグレーチングとグレーチングの間の隙間に関しましては、タイヤがうんと細いタイヤでございまして、たまたまそれがここにすっと入ってしまったんですけれども、やっぱり前方を注意して運転するわけなんです、グレーチングのほうの隙間に気づきにくいといいますか、分かりづらかったということでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 理屈としては分かるんですけれども、自分自身の自転車のタイヤの幅が狭いということは運転している本人が認識しているわけですから、それがたまたま広がったから落ちてしまったと、それは町が悪いんだという、それは理屈は違うのであって、むしろそういう道路構造自体に対して、やはり町がもっと注意しているんだということになれば、この案件、夜であったとしても、これはやっぱり従来の管理下で言えば町が出すべきではないのかなと思うんですよ。

連日の事故の過失割合だったら、やはり完全に町が悪いことはないと思います。道路管理が悪いのはそれはあるけれども、穴が空いているとか溝があるということは見て分かるわけですから。それを突っ込んでいく本人もやっぱり過失があると思うんです。それを、そうではなくしているのはなぜかということを考えれば、やっぱりもうちょっと答弁については、そのところは精査すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） そちらの責任の割合につきましては、いわゆる全国町村会の保険の会社とよく、そのことは整理をしていきたいと考えております。（「いいです」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結といたします。

---

## 日程第9 報告第15号 訴えの提起の専決処分の報告について

議 長（岩崎信幸君） 日程第9、報告第15号 訴えの提起の専決処分の報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第15号 訴えの提起の専決処分の報告について説明申し上げます。

本事案は、町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、補足説明をさせていただきます。

裏面の2ページ、専決処分書をご覧ください。

北下町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、さきの議会にて議決を得たところでございますが、訴えの相手方にさらなる同居人が存在することが判明いたしました。このため、顧問弁護士と協議したところ、この同居人についても訴えの提起を行うこととなりました。

訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めることとなっておりますが、1件100万円以下の金額で、法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定並びに訴訟物の訴えの提起、和解及び調停については、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分に該当します。

このため、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告

するものでございます。

相手方の住所、氏名につきましては、配付した資料のとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この案件につきまして、内容についてはこれで、このとおりだと思うんですけれども、今後について、契約内容については文言を精査したかどうか。その辺お尋ねしたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 本件の文言に関しましては、ちょっと整理をさせていただきたいと思えます。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 従来のですと、今回もいい例だと思うんですけれども、同居人とかと、どんどん増えてしまうわけですよ。ある程度家族とか一定の間であれば、それはそれでいいですけれども、そうでない人が、今回のような場合は不法侵入ですよ、もっと大げさに言えば。そうすると、もう裁判しなくても警察の問題で、出ていけということが言えるわけですよ。その辺のやっぱりけじめはちゃんと契約書に書かなければいけないと思うんです。まして公共の建物ですから、割に言えばね。

その辺のところをしっかりと検討していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） そちらの刑事事件的な考え方についても、今後検討していきたいと思えます。（「以上です」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この専決案件は令和3年9月15日ということで、もう2月半です。9月、

10月、11月、2月以上たっていますよね。現時点で進展はあったのでしょうか。今どのような状態になっていますか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） こちらの進捗状況につきましては、昨日、第1回の口頭弁論がございまして、12月14日に判決の言渡しがされる見込みでございます。

また、相手方につきましては、住民票上は異動がされてはいるんですけども、まだ完全には引渡しが行われていなくて、町営住宅にまだ居住している様子が確認されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 4項に訴訟遂行の方針というものがありまして、2で、相手方が町営住宅を明渡しが見込まれる場合は和解をするとなっていますよね。和解というものは、意味というものは、どのような和解をするかということというものが全く分からないですけども、当然これまでの裁判をするということは、その3項では、弁護士を代理人に選任し訴訟を遂行するところは、請求の中止の中では、相手方に対し訴訟の負担を求めるとなっていますよね。

この中で、だから和解があったり、そのまま遂行する場合には、その訴訟費用は相手に求めますよと言っているんですけども、もしも和解が成立してしまった場合でも、当然その訴訟費用というものは弁護士を頼んだり、かかっているわけですから。そうすると、そのときの和解というものは、要するに町の腹積もりですよ。どの程度を落としどころにしているのかというものがありませんよね。お金はかかったけれども、そこには出てくれると言ったから、それでいいじゃないかと。言うただけでも、家賃、賃料がどうなっているかは知りませんが、恐らく入っていないんでしょうけれども、それと和解によったことで、裁判費用もこちら町はかけていると。しかしそれが、その結果的には町が損するような結果になっては困るわけですよ。

ですから、その辺を、和解でも、その和解の内容というものが、町の腹積もりですよ。というものは、公有財産ですから、このことによって住民に負債を負わせるということはないわけですから。そういうことも恐らく検討しているんだと思いますけれども、その辺を町はどう考えているのか。そして、それ以上のことを言っても、確実性のないことはしょうがないですね。では、その点だけで。どういう考えでいるかをお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 和解につきましても、議員のやっぱりおっしゃるとおりに、訴訟の費用とかそういったものはかかっておりますので、そういったものは負担をやはり求めていくべきではないかと考えております。

これについては、やはり顧問弁護士と相談しながら対応をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

これより休憩いたします。

5 5 分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

---

午前10時55分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

## 日程第10 承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（岩崎信幸君） 日程第10、承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、早急に子育て世帯への生活支援を行うための予算措置が必要となったため、11月26日付をもって予算の専決をさせていただいたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,472万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** 今回の予算は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、子育て世帯への生活支援を実施するに当たり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただいて、令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）の1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

10ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項2目3節児童福祉費国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び事業費補助金となり、中学生以下分と高校生分の合計で2億2,500万円となり、本事業の歳出額に対しましての全額が国庫補助となっております。

続きまして、歳出となります。

11ページをお願いいたします。

3款民生費2項1目児童福祉総務費で3節の職員手当等から12節の委託料までは、本事業を実施するための事務費となります。事務費の主なものといたしましては、11節役務費で郵便料及び口座振替手数料で合計65万円、12節委託料でシステム改修委託料など合計175万1,000円となります。

12ページをご覧ください。

19節扶助費で子育て世帯への臨時特別給付金の中学生以下分と高校生分の合計で2億2,500万円となります。こちらは、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり5万円の現金を給付するもので、対象人数は、中学生以下が3,800人、高校生が700人で、合計4,500人を見込んでおります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な内容となります。

次ページの13ページからは給与費明細書となり、今回の補正で時間外手当を増額したことによるものとなります。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判、7ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

富岡栄一議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） この児童手当をもらっている人とは、いつ現在で把握しているのでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 9月末日に受給をされた人ということで約3,000人になります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡栄一議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 特別定額給付ではないですけども、その後に生まれた人というものは該当にはならないのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらにつきましてはプッシュ型ということで、まず9月末日に児童手当を受けた方には、基本的には町から一方的に振り込みます。それ以外に、例えば転入してきた人であるとか、あとは16歳から18歳、高校生までの間の人、あとは公務員の方、こちらについては町にデータがないので、申請をしていただきまして、その申請に基づいて支払いをします。

今回、専決処分させていただきましたので、その申請につきましても、年内支給が間に合う方も当然出てきます。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいまの議題となっている承認第3号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

## 日程第11 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてを議

題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について、提案理由の説明を申し上げます。

本日上程させていただきますのは、地方自治法第96条第2項及び吉岡町議会基本条例第10条第1号の規定に基づきまして、第6次吉岡町総合計画（案）のうち、基本構想であります。この基本構想は、吉岡町がこれから10年間、連綿と引き継がれてきた姿を今後も継承し、町のあるべき姿をより確かなものへとしていくため、長期的視野に立った持続可能なまちづくりの方向性を示すものであり、今後のまちづくりの基本方針となるものであります。

なお、ご審議いただくための参考資料として、序論及び前期5年に係る基本計画の案も併せて示させていただきました。

ご承知のとおり、吉岡町は恵まれた自然と輝かしい歴史と伝統に生まれ、住みよい町として発展してまいりました。早いもので今年度は平成3年の町制施行から30周年を迎えており、近年では駒寄スマートインターチェンジの大型車対応や高崎渋川バイパス、前橋渋川バイパス等の延伸による交通網の整備をはじめ、今後においては大型商業施設の建設も予定され、ますます注目されております。

今、時代は本格的な人口減少を迎えている中で、我が町は比較的若い世代に選ばれており、右肩上がりの人口増加を維持するなど、今後もその推移は続いていくものと予測されています。

そのような状況の中、2020年に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、消費者意識をはじめ生活者意識を一変させました。ご承知のとおり、突然コロナという誰もが想像だにしていなかった感染症の発生により、世界的に出口の見えない闘いを余儀なくされ、町としても様々な施策を実施するほか、その沈静化に向けてはワクチン接種を全力で取り組んでまいりました。

コロナ禍においては、これまで当たり前だと思われてきた常識が大きく変化し、新たな生活様式や従来にない危機への備え、これまでにない新しい価値観が登場しました。ここで注目すべきは、コロナ禍により気づき、気づかされたことを今後どのように生かしていくかであり、町としても時代の変化に対応する「しなやかさ」と「柔軟さ」を重視するとともに、多様化している人々の働き方や考え方、暮らし方も受け入れながら、まちづくりを進めていく必要があると考えております。

本総合計画基本構想案では、町がこれからの10年間、今まで継承してきた町のあるべき姿をより確かなものへとするため、将来像として「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」を掲げ、その実現に向けては、全ての施策、事業に共有する3つのまちづくりポリシーとして、「ブランド力と郷土愛」「ダイバーシティ」「持続可能性」をお示しさせていただきました。この将来像と3つのまちづくりポリシーは、第5次総合計画を継承、発展させ、激動の社会を乗り越え、新しい社会情勢の中、起こり得る地域課題に対して的確に対応するべく、ここに掲げるまちづくりの目指す姿となるものであります。

私は、平成31年4月27日の就任以来、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」の実現に向けて、町民目線の町政運営を進めてまいりました。

総合計画の策定に当たりまして、協働のまちづくりを進めるべく、各種取組を実施してまいりました。

平成30年11月実施の住民アンケートは、町の現状評価や定住意向をはじめ、今後期待するまちづくりの方向や各分野における施策要望など、住民の意識構造を把握するものであり、2,500人の方を対象に、1,235人より回答をいただいております。

昨年10月からは、住民ワークショップを3回、今年3月には団体ワークショップを開催し、幅広く住民の方々の意見や提案をいただいております。

加えて、新たな試みとして、中学生を対象としたワークショップを今年6月に開催いたしました。未来ある中学生を対象に議論の場を設け、町の問題や課題を提起してもらうなど、分野ごとにアイデアを出し合い、将来的に「どういった町になってほしいか」を考えてもらいました。

また、総合計画基本構想素案に係るパブリックコメントは10月より実施し、貴重な意見を多くいただいております。

こうしたアンケートやワークショップ、パブリックコメントで出された多くの意見については、策定段階において十分尊重させていただき、総合計画策定委員会及び同策定部会での協議、吉岡町総合計画審議会での審議を重ね、11月9日に審議会より答申をいただきました。当該答申を基に、町として第6次吉岡町総合計画の案を決定しまして、本日上程させていただくものが本案となります。

本総合計画は、多くの方々のご意見を取り入れた長期的視野に立った計画であり、吉岡町の目指すべきまちづくりの姿を分かりやすく総合的に表現したものと考えております。

繰り返しとなりますが、これから10年間、これまでの姿を継承し、町のあるべき姿をより確かなものにしていくため、町の将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」とし、その実現に向け全力で取り組んでまいり所存です。

こちらでも繰り返しとなりますが、本日は議決事件となる基本構想のご審議をいただくた

めの参考資料として、序論及び前期基本計画の案、また審議会による答申書を添付させていただいております。

それでは、序論及び基本構想につきまして、企画財政課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、町長の説明と重複する部分もございますが、この計画の策定過程につきまして、いま一度ご説明させていただきます。

平成30年11月、第6次吉岡町総合計画策定のための住民アンケート調査を行っております。今後のまちづくりの方向性や住民の方が抱えている満足度や重要度、分野ごとにおける詳細な意向を把握するもので、16歳以上の住民から2,500人を無作為抽出、有効回収数1,235票、有効回収率49.4%でありました。

また、アンケート調査と同時に行いました町の基礎調査では、国勢調査や県移動人口調査、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」を基に、人口等の現状や推移、将来人口の推計、まちづくりの課題と町の強みを取りまとめております。

令和元年9月より、庁内若手職員20人により構成されるプロジェクトチームのワークショップを3回開催いたしました。Society5.0を主に施策の検討を行うものであります。

令和2年1月に第5次総合計画後期基本計画の点検・評価のためのSWOT分析調査を行っております。

また、SWOT分析調査は令和3年1月にも、第5次総合計画の計画期間延長と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた点検・評価を行うため、再度実施しております。

令和2年10月から12月には、第6次吉岡町総合計画策定に係る住民ワークショップを3回、令和3年3月には第6次吉岡町総合計画策定に係る団体ワークショップを開催しております。ワークショップでは、住民が何を感じ、何を将来の課題と考えているか、協働のまちづくりの下に貴重なご意見をいただくものであります。

令和3年6月には、中学生が住み続けたい吉岡町とはどういう町なのか、中学生自らの声を聞くべく、ゲーム性のあるワークショップを開催いたしました。中学生にまちづくりを考えてもらうといった試みは、本町の計画策定に当たっては、これまでにない新しい取組でございました。これは、10年後成人している中学生に、今後の吉岡町を背負って活躍していただきたいとの思いと、自ら計画づくりに携わることで、吉岡町の未来は自分たちでつくり上げていくという意識づけ、また積極的なまちづくりへの関与を望んでも

のでございました。

今年度に入り、それまでの住民アンケート、基礎調査、プロジェクトチームワークショップ、SWOT分析、住民ワークショップ、団体ワークショップ、中学生ワークショップ等の意見や分析を踏まえまして、基本構想の骨格案を作成いたしました。この骨格案を基に、室長により構成される吉岡町策定部会を4回、副町長を委員長、教育長を副委員長に、課局長で構成される総合計画策定委員会を4回、また、町長の諮問に応じ総合計画の策定に関する事項について調査・審議する合議体であり、町内外の学識経験者、各種団体や住民代表等14名で構成される吉岡町総合計画審議会を4回開催し、素案の審議を行ってまいりました。

また、基本構想案の策定過程といたしまして、令和3年10月16日から11月4日にかけてパブリックコメントを実施しており、9名の方から42件のご意見をいただいております。

当該策定経過を踏まえ、本日上程させていただきましたものが議決事件となる基本構想を含めた第6次吉岡町総合計画（案）となります。

なお、参考資料として、令和3年11月9日付の審議会による答申書も最後に添付させていただいております。

以上が、少し長くなりましたが、策定経過でございます。

続いて、本案の説明に移ります。お手元にご用意をお願いいたします。

本案は、大きくは序論、基本構想、基本計画で構成されております。なお、策定時には、その他資料編等、追加されるものもございます。また、表紙や内容の色合い、見栄え、見せ方のほか、図、グラフ、イラストの統一感を含め、それらの位置は製本時と異なりますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

第6次総合計画を作成するに当たり、最重要としたコンセプトは、住民の皆様にご覧いただけるよう、「内容が伝わりやすく、分かりやすいもの」となるよう「シンプル」「簡潔」に表現し、基本構想にあつては10年間という計画期間に対応し得る「可能性と柔軟性のある」総合計画を目指しました。

それでは、内容に入ります。

表紙をおめくりいただきますと、町民憲章、町章、町の花・木・鳥を配置しております。次に目次がございます、序論となります。

3ページをお開きください。

1、吉岡町の概要として、（1）位置・地勢、（2）歴史・沿革です。歴史については、第6次吉岡町総合計画基本構想案の将来像に関連づきます。

続いて、4ページ、2、吉岡町の動きです。

ここでは大変申し訳ありませんが、本日机上に配付させていただきました当該4ページをお手元をお願いいたします。

こちらは10月13日開催の全員協議会におきましても説明させていただきましたが、昨日、11月30日2時半をもちまして、総務省統計局より公表となりました2020年国勢調査の確定値を反映したものとなっております。

それでは、(1)データで見る吉岡町、①人口が増加する町です。2020年国勢調査の確定値を基に、本町と県内自治体を比較しております。

②人口特性の課題では、2020年国勢調査と2000年国勢調査を人口ピラミッドを図示、比較しております。

5ページをお願いいたします。

①の現在と②の過去からの流れを踏まえまして、③人口の将来展望です。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本町の人口は2040年頃がピーク、2045年の総人口は2万3,573人と、本町においても他自治体と同様に少子高齢化が進んでいくことが予測されております。

6ページをお願いいたします。

④町の財政状況でございます。上から、町の経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数の推移となります。

7ページをお願いいたします。

(2)アンケート結果からみる吉岡町です。こちらは、住民アンケート調査の抜粋となります。

③町への愛着では、愛着を「感じている」とする人が73.7%、町への愛着度は高い結果です。

定住意向では、町に「住み続けたい」とする人が83.2%、こちらも定住意向は強い結果となっております。

8ページから10ページまでは、(3)住民・団体ワークショップの意見の抜粋となっております。

住民ワークショップは、自治会より推薦をいただいた22名の住民の方を対象にご参加いただき、開催したものです。団体ワークショップは、町内の教育、福祉、文化、スポーツ、住民活動、商工会、農業者団体、消防、交通、防犯といった各種団体にお声がけをさせていただき、ご参加いただいております。

次に、11ページ、(4)中学生ワークショップでの施策アイデアの抜粋となります。中学生のゲームの理解力、対応力もそうですが、総じてまちづくりへの考え方は、大人が考えている以上に有用なものでございました。

続いて、12ページ、3、世の中の動きです。

ここは、我が国を取り巻く社会情勢に触れるもので、ご覧のとおり横文字も多く、下に注釈を入れております。内容としては、課題や環境変化を、左上の第4次産業革命から、右下の行財政の6つに整理し、中ほどには当該要因をピックアップし、表記しております。

続いて、13ページ、4、これから踏まえるべき新たな視点です。

ここでは、第6次総合計画にて注目すべき事項に触れております。

まず、(1)2040年の姿。自治体戦略2040構想研究会による報告書では、労働力の絶対量、特に若年労働力が不足し、物の見方や捉え方の転換が必要といたしまして、2040年に向けた新たな自治体行政の考え方を示しております。

懸念される将来的課題に対しましては、自治体は持続可能な形で住民サービスを提供していく必要があるとし、①スマート自治体への転換では、「破壊的技術のAIやロボティクス等の活用」と「自治体行政の標準化・共通化」を挙げられております。

加えて、今まで以上に住民が主役となるまちづくりが求められることから、14ページ、②公共私による暮らしの維持です。人口減少や高齢化の進展は、家族の縮小と孤立化に影響し、公共私それぞれ暮らしを支える機能が低下していくことが懸念され、「プラットフォーム・ビルダーへの転換」「新しい公共私との協力関係の構築」「暮らしを支える担い手の確保」の3つを掲げております。

15ページ、(2)誰一人取り残さない持続可能な開発目標とし、こちらはSDGsです。17のゴールにより持続可能な世界を実現するため、地球上の誰一人取り残さないことを国際目標として誓うものです。自治体として、今後、施策の企画・立案・実行の各プロセスにおいて、SDGsの理念に配慮した行政運営に努めていく必要があるものです。

添付の基本計画におきましても、施策別SDGs一覧表を掲載するほか、各施策には関連するSDGsのゴールを表記しております。

16ページ、(3)デジタル社会への加速化です。

①Society 5.0では、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされます。自治体は、住民の利便性向上に向け取り組んでいく必要があるものです。

②DX、デジタルトランスフォーメーションの取組の推進は、①Society 5.0と同様に、新型コロナウイルス感染症の発生も相まって加速度的に進んでいるものでございます。自治体DXとしても、電子申請など行政手続のオンライン化をはじめ、各取組が進められております。

次に、17ページ、(4)あらゆる危機への備えとして、①から④をピックアップしております。

まず、①ウイルス・感染症等への対応です。第6次総合計画の策定に大きく影響いたしました新型コロナウイルス感染症を含め、計画期間10年間においても、新たなウイルス・感染症の発生を想定内と位置づけ、準備、対応すべく、ここに掲げております。

次に、②防災・減災の取組です。これまで大規模災害の発生が少なかったとも考えられる本町であっても、いつ何どき災害が発生するかは分かりません。歴史に学ぶことは重要ですが、昨今増加する局地的豪雨、竜巻等には地球温暖化の影響があるとされ、その発生も想定内のことと準備しておくことが重要と考えます。

次に、18ページ、③国土強靱化の必要性です。②防災・減災とは別建てで掲げております。基本的に防災は、地震や洪水などのリスクごとに計画が立てられております。一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるのではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるよう、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものです。

記載のとおり、「強さ」と「しなやかさ」を備え、平時から構築しておくべく、ここに掲げております。

次に、②防災・減災、③の国土強靱化に関わり、当該災害の原因ともなる地球温暖化に関連しまして、④脱炭素社会の取組です。国は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指しております。当該目標の実現には、自治体を含め、各事業者、国民一人一人の取組により達成し得るものとなっております。

続きまして、15ページ、5、第5次吉岡町総合計画の評価です。

こちらは、第5次吉岡町総合計画の達成度について、SWOT分析調査により自己評価したもので、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、再度実施した結果となります。

評価については、第5次総合計画後期基本計画体系図における6つの「まちづくりの柱」及び41の「施策項目」にひもづく100の「主要施策」に対しまして、進捗具合を点数化いたしました。

20ページには、(2)まちづくりの柱ごとの課題とし、1「支え合う健康と福祉のまち」から6の「町民と行政が協働するまち」ごとに、それぞれの課題を一部記載しております。

21ページをお願いいたします。

6、吉岡町を取り巻く情勢です。

こちらは、これまでご説明のアンケートやワークショップといった取組、世の中の動き、また、これから踏まえるべき新たな視点、町の状況分析を1つに整理、図示したものです。

ページ上部が、「まちづくりに生かすべきまちの強み」となります。本町は恵まれた立地条件や広域的なアクセスのよさなど様々な強みを持つ、これからも発展可能性の高い町

と考えられます。その他、ここには町の魅力を高めるべく代表的な強みを6つに整理しています。

その下には、ワークショップでのご意見を列挙し、上の強みの枠内の双方での関係性が見て取れるかと思われまます。その右には、特筆すべきアンケート結果です。

ページ下部には、「これから対応すべき課題」となります。強み同様、ワークショップでのご意見と、その下には、まちづくりを進める上で対応すべき主な課題を5つの分野別に整理しております。課題の解決・解消には、国や県、近隣市町村との連携のほか、時に民間事業者、時に地域やそこに住まう住民の方のご協力を得ながら協働のまちづくりを推進していくことが重要と考えまます。

以上が第6次吉岡町総合計画（案）における序論についての説明となります。

引き続き、第6次吉岡町総合計画（案）基本構想についてご説明申し上げます。

23ページからが基本構想となりますが、こちらが議会の議決事件となるものでございます。

25ページをお願いいたします。

1、計画の役割と構成・期間、（1）計画の役割です。総合計画に関して、町が策定する役割を1、2、3に整理しております。

役割1としては、計画的な行財政運営です。総合計画は、限られた資源を中長期的に各分野に配分し、施策、事業を計画的に実施するための総合的な行財政運営指針となるものです。

次に、役割2として、住民参画の促進です。総合計画は、本町の目指していくまちづくりを分かりやすく示し、住民協働のまちづくりを推進する共通指針となるものです。

役割3として、広域連携です。総合計画は、国や群馬県、近隣市町村等との広域的な行政に対しまして、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものとなります。

26ページをお願いいたします。

（2）の計画の構成と期間です。

①計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画とし、②計画期間は図示のとおりです。次に、27ページ、2、吉岡町のまちづくりの目指す姿です。

（1）吉岡町の将来像は、読み上げさせていただきます。

吉岡町は、恵まれた自然と歴史のもと、先人により築かれた礎が実を結び、人口増加を続けています。人口増加率においては県下トップクラスであり、今後もこの傾向が続くと予想され、多方面で住みやすい町として注目されています。しかし、いずれ本町にも人口減少に転じる時期が訪れます。

これから10年間は、これまでの姿を継承し、町のあるべき姿をより確かなものにしていくため、将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」といたします。

これまでの一つ、ひとつの思いを紡ぎ合い、未来の住民のために町の魅力をさらに高め、今よりもっと住み続けたいとなるまちづくりを推進していきますとし、アンケート結果、「町への愛着」と「定住意向」につなげております。

その下には、今回の将来像の中心的なキーワードとなった「紡ぐ」への思いを記載しております。

次に、(2) 将来像実現のための3つのまちづくりポリシーです。将来像を実現するためには、全ての施策・事業に共通するポリシーとなります。

左より、ブランド力と郷土愛です。真ん中は、ダイバーシティとして、多様性です。最後、SDGsにある持続可能性です。

まず、ブランド力と郷土愛では、吉岡町の価値をあらゆる分野で向上させますとしています。本町は、これまで住民や地域をはじめ、民間の活動、町の取組等により住みやすい町に選ばれ、人口増加を続けております。これからも選ばれる町でい続けられるよう、現在、町の持つブランド力を、今後も魅力を高めながらブランディングしていくよう掲げるものです。

また、そのブランド力を備えた自らの町がふるさとであるという郷土愛を育てていただきたく、繰り返しとなりますが、アンケート結果からも、愛着を感じている人が7割を超え、総じて町への愛着度は高い結果が出ており、ここに掲げるものとなっております。

次に、ダイバーシティです。最近聞かれる機会も増えております。序論12ページには注釈も入れております。また、東京オリンピック・パラリンピックの理念にも多様性と調和として掲げられておりました。ダイバーシティですが、記載のとおり、新旧住民、年代、性別、国籍等にこだわらず、吉岡町民として互いを認め合い、多様性を受け入れる風土を築きますとしています。本町の人口増加は、自然増も一因にもありますが、やはり社会増によるものです。ここでは、より広義の意味を持つダイバーシティとしたいことから、新旧住民を含ませることで、吉岡町にふさわしいまちづくりポリシーであると考えております。

最後に、持続可能性です。先人が築き上げてきた、この豊かな町を次世代によりよい姿でつないでいきますとしています。本町の特性とも言える人口増加は、税収の確保といった側面がある一方、教育・子育て施設の整備費や扶助費の増大といった課題も見えてまいります。繰り返しとなりますが、アンケート結果からでも、今後も住み続けたいとする人が8割を超え、定住意向は強いと言えるものです。これまでの姿を継承し、これからも魅

力ある町が持続していくよう、ここに方針として掲げるものです。

これら3つのまちづくりポリシーと町実施の全ての施策・事業、また、そこに彩る思いを紡ぎ合うことが将来像の実現につながるものと考えております。

次に、28ページをお願いいたします。

将来像、ポリシーを受けて、3、10年後に目指す基本目標、施策の大綱です。

将来像にある「紡ぐ」をタイトル前の番号に付してあるほか、各目標のタイトルや内容に3つのまちづくりポリシーを関連づけております。

紡ぐ1、すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実です。先ほどご説明のとおり、3つの全てのまちづくりポリシーが全施策の共通概念となりますが、ここでは「すべての住民」に「ダイバーシティ」のポリシーを関連づけ、子供、若い世代、高齢者、障害のある方と見て取れるかと思えます。

内容といたしましては、子供たちが伸び伸びとした環境の下、夢を抱き、それを実現できるゆとりのある環境づくりを進めます。また、子供や若い世代からの健康づくりへの意識や習慣づけをし、高齢者や障害のある方も生き生きと暮らせるまちづくり、そして生活習慣病や介護の予防事業を充実し、いつまでも住み慣れた町で自分らしく暮らし続け、必要などきに必要な支援が得られる環境整備を進めますとしております。

紡ぐ2、「学びのまち・吉岡」の推進です。ここでは、「すべての子どもたち」に「ダイバーシティ」のポリシーを、「子育て世帯に選ばれる教育」に「ブランド力」と「持続可能性」のポリシーを、「郷土に学び郷土を知る」に「郷土愛」のポリシーを、「多文化共生」に「ダイバーシティ」のポリシーを関連づけております。

GIGAスクール構想の下、本町では議会のご協力も賜り、近隣自治体と比較して、早期に児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することができました。個々の特性等に合った多様な方法により児童生徒が学習を行うことができる可能性と、今までにない方法で多様な人たちと協働して学習を行うことができる可能性が高まりました。内容といたしましても、このような「個別最適な学び」「協働的な学び」が実現できるよう、人的・物的な環境整備を行い、子育て世帯に選ばれる教育を進め、また一人一人が持つ文化やスポーツの技能を活用することで、生涯学習・生涯スポーツを活性化するとともに、郷土愛を育む取組を進めます。その過程において、多文化共生社会を実現していきますとしております。

次に、紡ぐ3、次世代につなげる生活環境の充実です。ここでは、「次世代につなげる」ほか、本基本目標全体としても「持続可能性」のポリシーを関連づけております。記載にもSDGsが見て取れるかと思えます。また、文末には「公共交通の利便性や定住環境の向上に努め、住民生活の質の向上」との記載があるかと思えます。これは「ブランド

力」のポリシーに関連づけます。

内容といたしましては、道路等多くの人が利用する公共財産の有効活用のため、利便性向上と長寿命化を図り、計画的な都市づくりを推進します。SDGsやカーボンニュートラルの理念から、持続可能な社会に貢献、公共交通の利便性や定住環境の向上から住民生活の質の向上を図るとしております。

次に、紡ぐ4、地域産業の持続的発展支援です。ここでは、「持続的」「企業誘致」「働く場所を創出」は「持続可能性」のポリシーに、「観光資源の発掘」「地域資源の活用」「観光ルートの拠点化」などは「ブランド力」のポリシーに関連づけます。

内容といたしましては、農地の減少が進む反面、沿道立地型の商業立地が進むとし、農林業の持続的、健全な発展を図りながら、企業誘致や起業支援により、若者や女性の働く場所を創出します。観光は、新たな観光資源発掘、文化遺産をはじめとした地域資源、近隣・広域での観光ルートの拠点化を進めるとしております。

紡ぐ5、緊急時対応への備えの充実です。ここでは、「持続可能性」のポリシーを、タイトルの「備え」のほか、1段落目中央の「あらゆる危機に対応できる強靱な体制」に関連づけます。

内容といたしましては、大規模自然災害、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策、日々変わりゆく町の社会情勢による交通量の増加など、あらゆる危機に対応する体制構築と防災・防犯活動の充実を図ります。災害の被害を最小限にとどめ、受けた被害から迅速に回復するしなやかさと交通事故や犯罪の少ないまちづくりを推進するとしております。

最後に、紡ぐ6、将来を見据えた行財政運営の推進です。ここでは、「将来を見据えた」「スマート自治体」「未来を担う子どもたちへ負担をかけぬよう」に「持続可能性」のポリシーを、「協働のまちづくり」では、「ダイバーシティ」のポリシーを関連づけております。

内容といたしましては、自治会やボランティアへの支援などから地域の活動を活性化することに加え、町と住民の方が手を取り合い1つの目標に向かっていく協働のまちづくりの必要性を示しております。また、業務の合理化・効率化は、将来を見据えた町の運営には欠くことのできないものであり、スマート自治体への転換を示しております。加えて、人口増加は財政的に歳入が飛躍的に上がることにはつながりにくく、インフラ整備や危機管理体制など行政需要が増加します。そのような中において、未来を担う子供たちに負担をかけぬよう、知恵と行動力で将来を見据えた堅実な行財政運営を推進するとしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきますが、町長も申しあげましたとおり、序論を

含め基本構想案までの説明とさせていただきました。それでは、よろしくお願いいたします。  
す。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

11時50分まで休憩といたします。

午前11時38分休憩

---

午前11時50分再開

議長（岩崎信幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

## 日程の追加

議長（岩崎信幸君） お諮りします。

先ほど、金谷康弘議員ほか1名の議員から、発議第1号 総合計画特別委員会の設置についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

発議第1号 総合計画特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

ここで昼食休憩にします。

再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

配付しました議事日程（第1号）の追加1により会議を進めます。

---

## 追加日程第1 発議第1号 総合計画特別委員会の設置について

議長（岩崎信幸君） 追加日程第1、発議第1号 総合計画特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の金谷康弘議員に提案理由の説明を求めます。  
金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6 番（金谷康弘君） 6番金谷です。

発議第1号

総合計画特別委員会の設置について

標記の議案を、地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年12月1日

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 様

提出者 町議会議員 金谷 康弘

賛成者 町議会議員 飯塚 憲治

提案理由

第6次吉岡町総合計画基本構想を審査するため設置する。

総合計画特別委員会の構成及び調査事項の内容

1. 総合計画特別委員会（以下「特別委員会」という）の審査。

（1）特別委員会は、第6次吉岡町総合計画基本構想に関する審査をおこなう。

（2）特別委員会は、議会の閉会中も継続審査をおこなうことができる。

（3）特別委員会は、審査の結果を議会に報告し、議決を得たとき、その任務を終了する。

2. 委員の定数

13人

以上です。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷議員、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。  
よって、このとおり決めます。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
お諮りします。  
発議第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。  
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。  
ただいま、総合計画特別委員会の設置が決まりました。

---

#### 日程の追加

議 長（岩崎信幸君） ここで、総合計画特別委員会委員の選任を議事の日程に追加したいと思います。  
これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。  
議事の日程を追加します。  
事務局に追加議事日程を配付させますので、暫時休憩します。  
午後1時04分休憩

---

午後1時05分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。  
議事日程（第1号）の追加2により会議を進めます。

---

#### 追加日程第2 総合計画特別委員会委員の選任

議 長（岩崎信幸君） 追加日程第2、総合計画特別委員会委員の選任を議題とします。  
特別委員会委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項に、議長が会議に諮って指名するとあります。  
議長により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、指名します。

1 番小林静弥議員、2 番富岡栄一議員、3 番飯塚憲治議員、4 番廣嶋 隆議員、5 番富岡大志議員、6 番金谷康弘議員、8 番村越哲夫議員、9 番坂田一広議員、10 番飯島 衛議員、11 番平形 薫議員、12 番山畑祐男議員、13 番小池春雄議員、以上の12名です。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 異議なしと認めます。

よって、総合計画特別委員会委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、直ちに総合計画特別委員会の委員を招集し、委員会条例第6条の規定により、委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

委員のうち、年長委員は村越委員です。

それでは、全員協議会室において、総合計画特別委員会の正副委員長の互選を行ってください。

その間、暫時休憩といたします。

午後1時07分休憩

---

午後1時18分再開

**議長（岩崎信幸君）** 会議を再開します。

先ほどの件でございますが、私が総合計画特別委員会に所属することになりましたが、私は議長職に専念したいため、委員を辞職させていただきたいと思っております。以上でございます。

それでは、総合計画特別委員会結果報告を、村越議員、登壇の上、報告をお願いします。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

**8 番（村越哲夫君）** 総合計画特別委員会の正副委員長の互選結果について報告します。

委員長、平形 薫議員、副委員長、廣嶋 隆議員に決定しましたので、報告いたします。以上です。

**議長（岩崎信幸君）** ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、総合計画特別委員会の正副委員長が決定しました。

それでは、総合計画特別委員会委員長から、副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いします。

いたします。

平形議員。

〔総合計画特別委員長 平形 薫君登壇〕

総合計画特別委員長（平形 薫君） 11番平形です。

総合計画特別委員会委員長をただいま仰せつかりました。

副委員長には廣嶋委員でございます。

皆様のご協力を得まして、慎重で円滑な議案審査となるよう努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 平形委員長、お疲れさまでした。自席にお戻りください。

総合計画特別委員会が設置されましたので、議事日程第1号に戻り、会議を進めます。

ただいま議題となっております議案第63号は、総合計画特別委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町防災行政無線施設のこれまでの戸別受信機に加え、一定の条件下で新たに文字表示機を貸与し、また有償譲渡を開始するため、所要の改正をお願いするものです。

そのほか詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町防災行政無線施設は令和4年度のデジタル化への完全移行のため、現在、避難所や一般住宅への戸別受信機の設置を進めているところでございます。

今回の改正は、これまでの戸別受信機の貸与に加え、文字表示機の貸与を追加すること、及び有償譲渡に対する規定を整備するものであります。

それでは、改正点について新旧対照表にて説明をさせていただきます。

1条から3条までは文言の整理となります。

その下の右の欄の旧第6条の規定は、町の遠隔制御装置は、その運用に当たって、渋川地区広域市町村圏振興整備組合消防本部に設置されていることから、運用上は貸与でないため規定を削除いたしまして、現行の7条の規定を1条繰り上げて、第6条といたします。以降、この条例の全条文が1条ずつ繰り上がります。

新旧対照表、左側の第6条をご覧ください。同条第1項第1号により戸別受信機の貸与対象者についてを、同項第2号により文字表示機の貸与対象者についてを規定いたしまして、同条第2項により有償譲渡に関する規定を整備するものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。

右側の旧第7条の規定を整理いたしまして、先ほど説明いたしました1ページ左側の第6条に整理させていただくものでございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

新しいほうの左側の第7条は、旧第8条の「受信装置」を「戸別受信機」と改めさせていただきまして、第4項に貸与受信機の転貸等を禁止する規定を追加するものでございます。

左側、第8条の2項は、旧第9条の2項の規定による維持管理費の使用者負担の規定を第6条の改正による条ずれ及び有償譲渡の規定方法の変更に対応した表現に改めるものでございます。

新旧対照表の4ページをご覧ください。

新、左側の第9条の規定は、右側の旧第10条の規定による旧第6条に規定されていた遠隔制御装置の文言を、同条の廃止に伴い削除し、その他の文言整理を行うものでございます。

続いて、新旧対照表4ページの下の方の別表をご覧ください。

括弧内の引用条文、第5条の規定によるものですので、これは訂正をさせていただくものでございます。また、施設名の「戸別受信装置」を「戸別受信機」に改めるとともに、引用条文の条ずれに対応させ、新たに「文字表示機」を加えるものでございます。

それでは、議案書の2ページにお戻りいただきまして、最後に附則でございます。

この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ここに文字表示機とありますけれども、この文字表示はどの程度の、何文字ぐらいが表示されるものなんですか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 一度に表示できる文字の数ということでしょうか。今ちょっと資料の持ち合わせがありませんので。大きさといたしましては、今ある戸別受信機の大きさ、このくらいなんですけれども、その同じぐらいの大きさの半分のところには文字が流れるように表示されていくものでございます。表示の文字数については、今ちょっとお答えすることはできません。申し訳ありません。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 文字数が分からないとあれなんですけれども、大体、文字が流れていくんですか、それとも、ぱっと出るんですか。見て分かるもの、あるいは、これはあれですか、聴覚障害者とか、そういうことも含めてなんですか。それとも、どういうことで文字機能が加わるのか。

それと、これは全てに、みんな文字機能がつくわけなんですか。それとも、希望者になるのか、町が今、予定しているものはどの程度かということも含めて、お知らせ願えればと思うんですけれども。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 新旧対照表の1ページから2ページにかけて規定させていただいているんですけれども、戸別受信機については、こちらにあるとおり、今までと同じなんですけれども、文字表示機については、戸別受信機の貸与を受けた者で、2ページ目にありますとおり、聴覚障害を理由として身体障害者手帳の交付を受けている者の世帯に属する者と。それと、町内及び国及び地方機関ということで、今、施設のほうには配備をするということでお話をこれからさせていただくんですけれども、それと、あとは町長が特別に認めた者ということで、聴覚障害を理由とする方も対象とすることを含めての規定ぶりとなっております。以上です。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ですから、それは今現在は何台ぐらいを想定しているんですか。

議長(岩崎信幸君) 総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 文字表示機につきましては、当初の契約のときに想定していたものについては128台を想定しているものでございます。以上になります。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和2年4月1日実施の全庁にわたる組織機構改革について、より柔軟かつ強靱な組織体制を目指すことを目的に、一部事務分掌の見直しを行うべく上程させていただくものです。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

令和2年4月1日実施の組織機構改革では、9課局18室を11課局20室とし、新たに42係を設置しております。

今回の一部見直しに係る所属といたしましては、総務課と住民課であります。現在、住民課の所管する事務のうち、「地域コミュニティーに関すること」など、こちらは自治会関係となりますが、そちらを消防・防災といった危機管理を含め、交通・防犯等、住民に身近な事務を所管する総務課に異動し、人員を確保することにより組織体制の強化を図り、より効率的に事務を行おうとするものです。

また今後、規則にて規定する住民課の協働環境室を廃止し、同じく住民課に現在あります住民保険室を2室に分割する予定となっております。結果、室の数は変えずに組織機構

の見直しを実施させていただきたく考えております。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

左側、「新」とあるものが改正案、右側、「旧」とあるものが現行の条例となります。

課の事務分掌を定めている第2条表中、総務課の項をご覧ください。

総務課の事務分掌として、「地域コミュニティに関すること」「町民参加に関すること」「男女共同参画に関すること」を加えます。

続いて、その下、住民課の項をご覧ください。

先ほど、総務課の事務分掌に加えました3つの事項を削り、番号を振り直す改正となります。

それではまた、条例案にお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

組織機構の見直しを新年度から実施させていただきたいと考えておりますので、本条例の施行期日は令和4年4月1日といたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたということに伴う改正及び条例の見直しに伴い、吉岡町税条例の一部を改正する必要性が生じました。

その他詳細につきましては、税務会計課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

**税務会計課長（中澤礼子君）** それでは、議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正及び条例の見直しに伴う改正を行うものでございます。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

第1条についてですが、A4横、2ページの吉岡町税条例新旧対照表、第1条による改正をご覧ください。右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

附則第8条でございます。附則第8条は、地方税法附則、個人の町民税、法附則第6条第4項及び第5項に規定されている場合を引用しているため、言葉での説明を地方税法附則に置き換え、並びに条例の見直しに伴う字句の整理を行うもの等、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、A4横、1ページの吉岡町税条例新旧対照表、第2条による改正をご覧ください。右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

今回の改正は、吉岡町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものですが、その改正しようとする部分は、吉岡町税条例の一部を改正する条例の附則となります。

まず、第1条第2号です。ここは、吉岡町税条例の一部を改正する条例の本則で定めております改正規定の施行日を定めている部分になっております。その中で、第2号は、令和4年1月1日に施行する部分を定めているわけですが、この「第34条の7第1項第1号」を「第34条の7第1項」に改めるものです。

続いて、第2条ですが、ここは、吉岡町税条例の一部を改正する条例の経過措置を定めている部分となります。こちらについても、「第34条の7第1項第1号」を「第34条の7第1項」に改めるものとなっております。

続いて、A4縦の議案書、1ページ下段の附則をご覧ください。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** この改正が分かった人がどのぐらいいるか、ちょっと疑問なんですけど、きっと説明しているほうはすっかり分かっているんでしょうけれども、聞いているほうはち

よっちんぷんかんぷん、分かりにくいんですよ。私は、そうではないかなと思ったことは、牛肉の輸入自由化に伴いまして、牛を飼っている人たちが困るということで、特例措置として輸入自由化を認めるために、こちらの肉には損がしないように課税は抑えておきますよということだと思っておりますよ。

聞きたいことは、端的に言って、今まではこうだったけれども、これがこのように変わりますというふうに端的に言ってもらうと、私は理解がとてもしやすいんですけども、ここで話されている34条の7の1項がとか、34条1項の1号の改正が、6条の改正及び1項の規定がなんて言われると、ちょっと分かりにくいんですよ。

分かる範囲でいいんですけども、もう少し端的に、今までこうだったものが、このように、こう変わりますよというふうに言ってもらえると分かりがいいんですけども、その説明をしていただけますか。

議 長（岩崎信幸君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 附則第8条のところでございますが、こちらは免税牛についての説明でございます、この免税牛についての特例の内容なんですけれども、自分で飼育した肉用牛を特例の市場にて売却または自分で飼育した生後1年未満の肉用牛を特定の農業協同組合等に委託して売却したものが対象となっているものなんです、それを地方税法の附則第6条第4項に引用していますので、こちらを、説明している部分を置き換えるというものでございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 実際には、だから牛を飼っている人がどういうふうになりますよと、税が軽くなるのか、重くなるのか、そのままなのか。牛を飼っている人が一体どうなるんだろうなというその疑問に対して、こうなりますというふうに単刀直入に言ってもらえると、すごく分かりがいいんですけども。

後でもいいですから、端的に、そういうことなんですかというものが分かるように、また後でお知らせください。

議 長（岩崎信幸君） では、税務会計課長、後でその説明の資料を頼みます。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務産業常任委員会に付託します。

## 日程第15 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入する分娩機関での出産の場合は、この制度の掛金と基本額を合計した42万円を支払いしておりますが、産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日から1万6,000円から1万2,000円に、4,000円引き下げられることから、出産育児一時金の基本額を4,000円引き上げ、出産育児一時金の支給総額42万円を維持するために改正を行うものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側が「旧」で改正前、左側が「新」で改正後になります。

第6条第1項中の下線部分になりますが、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改正するものです。

議案書に戻っていただき、附則になりますが、この条例は令和4年1月1日から施行するものになります。

この条例の施行日前に出産した被保険者については、出産育児一時金の額は従前の例によるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

内容については、現在新築中の明治学童第2クラブ施設の追加及び現在利用の明治第2学童クラブ施設、中央学童クラブ施設廃止に伴う条例改正となります。

そのほか詳細につきましては、健康子育て課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、学童クラブの設置及び管理に関することを定める条例になります。

今回の改正内容につきましては、主に2点の条例改正になります。

1点目につきましては、学童クラブ新築に関わる施設の追加及び新築に伴い廃止する施設の削除、2点目は字句の整理に伴う改正となります。

それでは、吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が「旧」で現行、左側の列が「新」で改正案となります。

第1条及び第2条、第9条につきましては、字句の整理となります。

第3条につきましては、現在新築中の明治学童クラブ施設を追加し、現在使用中の明治学童クラブ施設を廃止することと中央学童クラブ施設を廃止することの改正となります。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は令和4年4月1日から施行するであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置 工事変更請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本工事については、令和3年第1回臨時会において、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された契約について変更をしたいため、議会の議決を求めるものでございます。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約について、議会の議決を経た本工事の請負契約について、工事内容に変更が生じたため、当該議決に係る契約金額を738万1,000円、うち消費税が67万1,000円になりますが、増額するものでございます。

変更の内容であります、学校施設への戸別受信機用のアンテナ設置について、工法の変更を行うことによる総額変更でございます。

具体的には、議案資料の4ページをご覧ください。

この写真にありますとおり、当初、各教室にそれぞれアンテナを設置することを予定しておりましたが、児童生徒の安全性や維持管理の観点から、学校側からの改善要望を受けて、校舎の屋上等にアンテナを設置し、テレビ配線に無線電波を割り込ませて各教室へ分

配する共聴方式へ変更するものでございます。

なお、テレビ配線がなされていない教室や棟が分かれていて共聴方式が採用できない箇所につきましては、従来型の個別アンテナを設置する方法での施工を考えております。

なお、こちら写真についております建物なんですけど、これは全く任意の建物でございまして、町内のものではございません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今、説明がありましたけれども、ちょっとこれを見ると、何かおかしい、4ページ目の写真ですよ、これは任意の写真と言いますが、何の写真ですか、これは。これは学校施設ではないというふうに見えますけれども、どうですか。

議長（岩崎信幸君） 総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 建物にアンテナがこのような形で設置されるということで、写真の中に、この白い棒はアンテナのイメージになっております。この下の段が、屋上にアンテナが設置されて、それぞれ分配して、それぞれのベランダですか、そういうところにアンテナがつかないということを意味しておりますので、この建物自体が学校ではないんですけれども、こういう形でアンテナが配置されるということでの例示としてつけさせていただきました。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 分かりました。ありがとうございました。

ちょっとこの写真は、教室に1つずつアンテナがつくという想定の下に、この建物の写真があるんだと思うんですけども、ちょっともう少し違う写真を、次回からは適切な写真を載せたほうがいいと思います。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第18 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

吉岡町学童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本議案は、吉岡町学童クラブの第3期の指定期間が来年の3月末をもって終了するため、施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるため、新たに指定を行うものです。

現在建設中の明治第2学童クラブも含めた4施設の指定管理者の指定となります。

なお、詳細につきましては、健康子育て課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

1として、公の施設の名称は、吉岡町学童クラブです。

2、指定管理者となる法人等の名称は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会です。

3、指定管理者となる法人等の所在は、北群馬郡吉岡町大字南下1333番地4です。

4、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間になります。参考資料としまして、指定管理者指定申請書の写しを添付させていただきました。

参考資料の2ページをご覧ください。

中段の事業計画書に記載があるように、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会は、学童クラブの理念や基本方針を基に、役職員一丸となり、組織体制の強化、職員の雇用状態の確認、児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に努め、家庭と学校との連携を図るとしてまいります。

学童クラブにつきましては、平成23年度より社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会に指定管理者として運営管理を行っており、本年度、令和3年度で3期11年目を迎えています。

3ページの施設の運営の記載にもあるように、季節ごとの行事や読み聞かせ等を取り入

れ、児童の情緒を養いつつ、緊急時の対応、指導員である雇用者に対する福利面など、様々に考えていただいております。

また、指定管理料については、経費を削減しつつ、委託費の残があっても利益とせず、年度末に町へ残金を精算し、返還しております。

以上のことを踏まえ、信頼が円熟したものと考えております。

このようなことから、指定管理につきましては、第3期目と同様に5年間といたしました。

その他、6ページから10ページまで、令和4年度から令和8年度、これからの指定管理の期間ですが、それまでの収支予算書を、11ページは令和3年度の吉岡町社会福祉協議会の予算書を添付いたしましたので、参照願います。

以上のことから、引き続き社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会に指定管理者の候補者として決めていただきたいものであります。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** 長らく指定管理が行われていますけれども、それに対して私は異論を挟むつもりはございませんが、やはり町が委託する以上は、町の意見というものが、風通しよく、社会福祉法人であります社協のほうへ伝わらなければならないと思いますけれども、その辺の、行政との関係という中で、風通しと申しますか、その部分について、町の意向というものが十分に反映されて、町の要望、要求等が、コミュニケーションをうまく取れてやってきた、やっていけるんだと思いますけれども、実際にこれからも、そういうように風通しとか、そういう部分について、まだ改善をしなければならない問題とか、そういうものは現在のところはございませんか。そのあたり、どうでしょうか。

**議長（岩崎信幸君）** 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

**健康子育て課長（米沢弘幸君）** ご存じのように、社会福祉協議会に関しましては、学童クラブだけではなくて、ほかの様々な事業も委託等々もさせていただいております。学童クラブ運営に当たって、保護者から様々な意見をいただいたりであるとか、町にも直接意見をいただいたりしております。

そういったときに、直接担当者同士でお話し合いをして、解決に向けて進んでいるというようなことで、その辺の信頼関係というか、連絡を密にして運営しておりますので、今後

もこの状態でやっていければと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そうなんです。いろんなものが、これに限らず様々なものを社協に委託していますから、そういう中で、私が心配することは、その委託関係はいいんですけども、抱え過ぎてしまって、それで大きくなってしまっていますから、それが十分に小回りが利いて動ける状態にあるかどうかということが懸念されることだと思うんですよ。委託が物すごく多いですから。いろんなものを委託していますから。本当にそんなに委託してしまって大丈夫なのかなど。しかし、国の通達があつて、いろんなものが、そういうものを委託しろという指示の下に、こういうふうになったわけなんですけれども、やっぱり心配されることは、町の思っていることというものがちゃんと本当に、限られた法人の中で十二分にそれが行われるかどうかということをやっぱり懸念される問題なんですよ。

そういう中で、もしも社協の中の人員配置というんですかね、それが十分かどうか、また必要であれば、それに対して町がそれなりの委託料の補填をして、やっていける、その状況になっているのか。要するに、両方の声というものが、片一方ではなくて、双方で、そちらからも、社協からも来る、こちらからも話がいくという中で、うまくバランスが取れている状態になっているかどうかというところが懸念されるんですよ。

その辺は、取りあえずは問題なく行われていると理解してよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町のほうから、指定管理をしている以上、そこに関わる経費に関しては指定管理料に含めるというようなことは常々から伝えておまして、令和2年度以降の指定管理料につきましては、先ほど設置、設管条例のほうで上程させていただいたんですけども、定員が純粋に85名増える施設が今度できます。そういった関係で、今までの人員だと難しいというふうに言われておまして、そこで今回の指定管理、今度、予算のほうで絡んでくるんですけども、そちらに関しましては、当然今の人員ではできないということなので、増やした分の人員を勘案した形で予算を組みたいと考えておりますので。

そういった形で、当然事業をする上で、今ある人員で今までやってきたんですけども、この85名というと、新しい施設が1つから2つ増えるような状態になりますので、その中で今の人員でやっていただくというものは、町としてもなかなかお願いできる部分ではないですし、社会福祉協議会からも、ちょっと今の人員では難しいというような話を受けておりますので。そうすれば、町とすれば、そこに係る経費につきましては当然、指定管

理料の中に含めてくれというような形ではお話しをしております。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第19 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園  
(河川敷公園)に係る指定管理者の指定について

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)の指定期間が来年の3月末をもって終了するため、施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営を行わせるため、新たに指定を行うものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第71号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

1、公の施設の名称は、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)でございます。

2、指定管理者となる法人等は、株式会社吉岡町振興公社です。

3、指定管理者となる法人等の住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地でございます。

4、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

参考資料として、指定管理者指定申請書の写しを添付しております。

申請書の写し1ページをめくっていただき、2ページをご覧ください。

事業計画書中段の事業計画に記載がありますが、株式会社吉岡町振興公社は、住民福祉と健康増進並びに地域の振興及び交流を図ることを基本方針とし、公益性と収益性の両面において均衡の取れた経営を推進するとされております。

株式会社吉岡町振興公社は平成14年4月1日に設立された当初から、よしおか温泉リバートピア吉岡の管理運営を行っており、本年度で19年目を迎えております。今後も、今まで培ってきた経営知識や現場管理技術を生かし、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園を魅力あるものにしていただけると考えております。

続いて、3ページをご覧ください。

施設の運営にありますとおり、公社主催のゴルフ大会や地域の団体との共催事業を実施するなど、住民同士の交流による地域おこしや町の活性化に努めるとしております。

なお、運営についてですが、経費を削減しつつ、コロナ禍により減少した利用客の回復に努めることにより健全な運営を目指すこととなりますが、今回の指定管理期間を3年間としたことにつきましては、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園の施設の老朽化や、株式会社吉岡町振興公社に対しましてご指摘いただいております問題や諸課題の解消に向けた本格的な検討を行う期間としたい考えでございます。

その他、5ページから7ページまで、令和4年度から令和6年度までの収支予算書を、8ページには令和3年度の株式会社吉岡町振興公社の予算書を添付いたしましたので、参照いただければと思います。

以上のことから、引き続き株式会社吉岡町振興公社に指定管理者の候補者として決めさせていただいたところでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、道の駅よしおか温泉の指定期間が来年の3月末をもって終了するため、施設の設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるため、新たに指定を行うものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第72号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

- 1、公の施設の名称は、道の駅よしおか温泉です。
- 2、指定管理者となる法人等は、株式会社吉岡町振興公社です。
- 3、指定管理者となる法人等の住所は、群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原1989番地でございます。
- 4、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

参考資料として、指定管理者指定申請書の写しを添付しております。

申請書の写し1ページをめくっていただき、2ページをご覧ください。

事業計画書中段の事業計画に記載がありますが、道の駅よしおか温泉は、吉岡町の東の玄関口として、あるいは観光施設の中核として特徴的なサービスの提供と魅力ある空間づくりを目指す。また、道の駅の3つの役割を向上させることと、道の駅の要素を達成することで、道の駅としての価値向上を目指し、吉岡町の発展に寄与することを基本方針としております。

株式会社吉岡町振興公社は、平成22年4月1日の道の駅開設当初から、道の駅よしおか温泉の管理運営を行っており、本年度で11年目を迎えております。今後も、今まで培ってきた経営知識や管理技術を生かし、道の駅よしおか温泉をさらに魅力あるものにしていただけると考えております。

なお、今回の指定管理期間を3年間としたことにつきましては、前議案でご説明させて

いただいた、よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園との一体的な施設でありますので、株式会社吉岡町振興公社に対しましてご指摘いただいております問題や諸課題の解消に向けた本格的な検討について、道の駅を含めて行う期間としたい考えでございます。

その他、6ページから8ページまで、令和4年度から令和6年度までの収支予算書を、9ページには令和3年度の株式会社吉岡町振興公社の予算書を添付いたしましたので、参照いただければと思います。

以上のことから、引き続き株式会社吉岡町振興公社に指定管理者の候補者として決めさせていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第73号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第73号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第73号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするためでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今般の町道路線の認定及び廃止は、株式会社ツルヤとの開発協議に伴うものでございます。

最初に、町道路線廃止調書の1ページをご覧ください。

こちらの表は、廃止の該当路線の一覧表でございます。廃止は全部で2路線でございます。路線番号と路線名は、それぞれ個別の廃止路線を示しております。起点と終点は、廃止の区間を番地で示したものでございます。

続いて、2ページの案内図をご覧ください。

図面の上側が北方向でございます。

廃止路線は黄色で着色されたラインで示しており、丸の印が起点、矢印の先が終点を示しております。その脇の数字は、廃止調書の路線番号を示したものでございます。

廃止路線につきましては、株式会社ツルヤから、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書の提出があったものでございます。この同意申請を受け、町道の用途廃止予定部分を含む2路線の廃止を行うものでございます。

ツルヤの開発区域は、北側が県道南新井前橋線、西側は関越自動車道の側道、南側は午王頭川、東側は南北の町道4522吉開戸7号線の1つ東側の南北の町道に囲まれた範囲でございます。

今回、ツルヤの開発区域内の町道の認定の廃止を行うに当たり、東西の町道、路線番号4224の金竹西・吉開戸線につきましては、既存の起点から終点までを一旦認定廃止を行いまして、認定廃止を必要としない部分につきましては、改めて必要な箇所の認定を行うことで整理しております。

次に、新たに認定する路線について説明をいたします。

町道路線認定調書の1ページと2ページをご覧ください。

新規認定路線は、整理番号1の金竹西・吉開戸線、1路線でございます。2ページの案内図の赤で着色された路線でございます。

こちらが一旦廃止の金竹西・吉開戸線につきまして、町道認定が必要な部分を整理したものでございます。

今回の更新によりまして、町道の路線数は1,659路線となり、総延長は暫定でございますが、約322キロメートルとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第22 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,569万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,297万5,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、まず歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種関連の歳出の増、また障害者自立支援費の歳出増に伴う国庫負担金や補助金の増額補正を計上しています。

歳出では、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種関連で、3回目の接種対応に要する経費を計上しています。

そのほか、3款民生費の児童保育費では、令和2年度事業の精算に伴う国や県への返還金、また8款土木費では駒寄スマートインターチェンジ東側周辺の道路改良に伴う用地買収費などを計上しています。

そのほか、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案説明の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含めて、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。こちらは、「第2表・地方債補正」によるということで、7ページをご覧ください。

地方道路等整備事業債（道路改良事業）は、駒寄スマートインターチェンジ東側周辺の道路改良に伴う用地買収費の増により限度額を9,580万円に増額するものです。

続きまして、歳入歳出予算の主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、15款国庫支出金1項1目2節障害者福祉費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金1,524万円の増及び12ページ中段の障害者自立支援給付費県負担金762万円の増は、歳出において障害者自立支援の各種事業費が増額となったことによるものです。

11ページにお戻りいただき、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の4,922万4,000円の増と、一番下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金7,459万6,000円の増は、歳出においてコールセンター増員分や3回目のワクチン接種委託料などの増額に対するものとなっております。

13ページ中段をご覧ください。

19款2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は6,512万4,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入れは7億5,293万1,000円となります。

その下、21款5項雑入で、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の1,233万6,000円の増は、令和2年度の事業費精算に伴い返還されるものとなります。

14ページ上段の22款町債につきましては、先ほど地方債補正にて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出は15ページ議会費からとなりますが、全体の共通事項といたしまして、まず人件費の補正につきましては、育児休業などに伴う減額が主なものとなっております。また、負担金、補助及び交付金の中で、「渋川広域負担金」と記載のあるものにつきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から示された令和2年度決算額の確定に伴う各種負担金の増減となっております。

それでは、16ページ下段をご覧ください。

2款総務費2項1目税務総務費12節委託料で、システム委託料154万円の増は、税法改正に伴う住民税のシステム改修に要する経費となります。

18ページ中段をご覧ください。

3款民生費1項4目老人福祉費19節扶助費で、配食サービス・移送サービス助成費(コロナ関連)120万円の増は、利用者負担分の助成を9月から今年度末の3月まで延長したことによるものとなっております。5目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金の生活介護や共同生活援助の増は、報酬改定や利用量の増によるものとなっております。

次に、20ページ中段をご覧ください。

2項3目児童保育費22節償還金、利子及び割引料で、返納金4,824万2,000円の増は、令和2年度の事業費の精算に伴い国及び県へ返還するものとなります。

下段の5目学童保育事業費17節備品購入費で、施設用備品400万円の増は、現在建築中の明治第2学童クラブの施設備品の経費となります。

続きまして、21ページ下段をご覧ください。

4款衛生費1項2目予防費12節委託料で、事務・業務委託料（コロナ予防接種）6,675万9,000円の増及びその下、コロナ予防接種委託料（個別）の4,863万円の増は、ワクチン接種予約のコールセンター増員分やワクチンの3回目接種対応などに伴う経費となっております。

23ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費14節工事請負費で、維持補修工事（道の駅）133万円の増です。こちらはWi-Fi設備の更新工事となります。

25ページ上段をご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）525万円の増です。こちらは、町道や側溝など補修工事の増に伴うものとなります。その下、3目道路新設改良費16節公有財産購入費で、用地買収費（単独）1,320万円の増は、駒寄スマートインターチェンジ東側周辺、町道金竹西・吉開戸線などに係るものとなります。

次に、28ページ最上段をご覧ください。

10款教育費3項中学校費3目学校建設費14節工事請負費で、維持補修工事397万円の増は、特別教室改修工事などに係るものとなっております。その下、4項社会教育費4目文化センター費14節工事請負費の118万1,000円の増は、記載のとおり、文化センター西駐車場と東側のふれあい公園内にある高木の切り詰め工事となっております。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

そして、30ページから33ページまでが給与費明細書となっております。

また、最終の34ページは、地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で、駒寄スマートインターチェンジ東側周辺の道路改良事業に係る起債を追加したことなどによるものとなっております。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判、19ページの説明資料を添付させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

## 日程第23 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,111万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に国民健康保険税滞納繰越分の減額と一般被保険者返納金の増額等になります。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部で、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越分について、調定額、歳入状況により、医療給付費分を275万2,000円の減、介護納付金分を27万5,000円の減、後期高齢者支援金分を57万3,000円の減額、9款諸収入3項雑入3目一般被保険者返納金を460万円増額するものです。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出の部で、2款保険給付費2項1目一般被保険者高額療養費を22万円の減額、3目一般被保険者高額介護合算療養費を22万円の増額をするものです。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金を100万円増額するものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第75号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第24 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,372万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険給付費の増及び地域支援事業費の減に対応する国、県等の支出金変更によるものでございます。

その他詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入から説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款国庫支出金1項国庫負担金につきましては、歳出の保険給付費に対応する歳入の増額となり、対応する歳出の項目につきましては、11ページの下段、2款1項介護サービス等諸費から13ページの上段、2款6項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費となります。

7ページに戻りまして、2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金につきましても、

保険給付費に対応する変更増となります。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、13ページから14ページにかけての4款地域支援事業費2項介護予防・生活支援サービス事業費、こちらの減に伴う減額となります。続いて、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、こちらは同じく13ページの4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費減に伴う減額となります。続きまして、4目保険者機能強化推進交付金、8ページに移りまして、7目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた保険者の取組に対して財政的インセンティブとして交付されるもので、今年度の交付見込みを計上したものでございます。

次に、3款支払基金交付金1項支払基金交付金につきましては、交付割合は異なるものの、国庫支出金の扱いと同様に、1目は歳出の介護給付費の増に伴う交付金の増額となり、2目は歳出の地域支援事業費減に伴う減額となります。

9ページに移りまして、4款県支出金1項県負担金については、歳出の介護給付費の増に伴う県の負担割合に応じた増額となります。また、次の2項県補助金については、歳出の地域支援事業費減に伴う県の負担割合に応じた負担金の減額となります。

10ページに移りまして、6款繰入金1項一般会計繰入金の1目から3目は、歳出の2款保険給付費及び4款地域支援事業費の町の負担割合に応じた増減となります。5目は、歳出の1款総務費の増による一般会計からの繰入れとなります。

次に、8款の諸収入です。これは、渋川地域介護認定審査会の令和2年度における各市町村負担金の精算金となります。

11ページをご覧ください。

歳出に移りまして、1款総務費1項総務管理費から4項趣旨普及費については、主に介護保険料の徴収に係る金融機関への事務手数料及び制度案内用のパンフレットの追加購入による補正、次の2款保険給付費1項介護サービス等諸費から、13ページの6項特定入所者介護サービス等費まで、こちらは現在までの保険給付費の執行状況による増額となります。

13ページの4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費は、包括支援センターの人事異動に伴う人件費分の減額及び生活支援体制整備事業費の今年度支出額が見通せることになったための減額となります。また、2目任意事業費についても支出見込みからの減額となります。3目については財源変更の補正であります。

4款地域支援事業費2項介護予防・生活支援サービス事業費について、1目は支出状況に対応した減額で、14ページの2目は財源変更となります。

5款諸支出金1項償還金及び還付金2目償還金は、平成30年度の介護給付費国庫負担

金の過大交付に伴う返還金となります。5款2項1目の一般会計繰出金は、歳入で説明しました渋川地域介護認定審査会の令和2年度における各市町村負担金の精算金となります。

7款基金積立金につきましては、歳入の保険料及び各公費負担額から歳出の保険給付費及び事業費等を差し引いた額を基金へ積み立てるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長（岩崎信幸君） 日程第25、議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,076万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、前年度の精算による増額補正になります。

なお、詳細につきましては、住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入の4款諸収入5項6目雑入、広域連合返還金は前年度の精算金で74万円の増額計上になります。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出の3款2項1目一般会計繰出金で、広域連合より納入された精算金を一般会計に繰り出すため74万円を計上するものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第26、議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用で42万5,000円の追加をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、第1款資本的支出第4項工事負担金返還金124万4,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページ、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算につきましては、主な内容を、8ページ、水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書8ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出では、支出、1款1項営業費用42万5,000円の追加。主に2目総係費、印刷製本費42万2,000円の追加です。内容につきましては、水道メータ

一検針に伴いますロール紙などの購入費用で、水道事業の総額を4億2,810万6,000円にお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出ですが、支出、1款4項1目工事負担金返還金124万4,000円の追加。内容については、令和2年度の繰越し工事になりますが、株式会社ジョイフル本田大規模店舗開発事業に伴います水道管移設受託工事に関わります事業費精算において、受領しております受託金に対し返還金が生じたことから追加補正をお願いするもので、資本的支出の総額を1億5,471万2,000円にお願いするものです。

なお、3ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第27、議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出のうち、収入、第1款公共下水道事業収益で55万5,000円の減額。

支出、第1款公共下水道事業費用で269万2,000円の減額をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出では、収入、第1款公共下水道事業資本的収入で1,733万1,000円の追加。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出で1,726万円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページ、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算につきましては、主な内容を10ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。収入では、1款公共下水道事業収益2項1目負担金等、維持管理負担金59万8,000円の減額。内容につきましては、汚水処理に伴います渋川市との公共下水道相互利用に関します協定に基づく維持管理負担金確定による補正をお願いするものです。

続いて、支出では、1款公共下水道事業費用1項1目管渠費、修繕費269万3,000円の減額。内容については、不明水対策調査に基づきます下水道管渠補修工事などの入札執行残や下水道マンホールポンプ補修費の不用額を補正とさせていただいております。

11ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入では、1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債650万円の追加。下水道管渠整備に伴います建設改良事業費の見直しによるものとなっております。3項1目国庫補助金の追加については、補助金の補正で当初予算5,046万9,000円に社会資本整備総合交付金1,003万1,000円の追加をし、総額を6,050万円で補正するものであります。

続いて、12ページをお願いします。

支出、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費、工事請負費2,219万1,000円の追加。国庫補助金確定に伴い事業費の見直しをするもので、工事請負費を1億3,383万円をお願いするものです。続いて、1目管渠建設改良費、委託料495万6,000円減額。内容につきましては、公共下水道管渠実施設計及び地質調査業務委託発注に伴います入札執行残の補正となっております。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

上段になりますが、第4条企業債の変更です。当初の予算第5条における表を改めるもので、公共下水道事業資本的収入及び支出で説明させていただきましたが、企業債の限度額を改めるもので、補正前1億90万円を補正後1億740万円に変更をしたいとしますのでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

**日程第28 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願**

議長（岩崎信幸君） 日程第28、請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願を議題とします。

請願第4号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。（「なし」の声あり）

議長（岩崎信幸君） ただいま議題となっております請願第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

**散 会**

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時52分散会



# 令和3年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和3年12月2日（木曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和3年12月2日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.4）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

高田総務課長。

総務課長（高田栄二君） 昨日、議案第64号の小池議員からいただきました質問に対しまして、誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

文字表示機の台数については128台とお答えしたところでございますが、こちらは、学校分だけの数となっております、総体では291台を見込んでおります。

また、表示できる文字の数についてご質問いただいたところですが、そのとき資料を持ち合わせておりませんでしたので、回答できませんでした。戻りまして資料を確認したところ、最大で100文字表示できることを確認させていただきました。

また、表示の方式について、自動で文字が流れていくという説明をさせていただいたところですが、それではなくて、手動で動かしながら文字を確認していただく仕様になっていることとなりまして、答弁の内容が間違っておりました。

訂正をさせていただきますとともに、大変申し訳ございませんでした。以上、終わります。

議長（岩崎信幸君） 本日と明日の両日一般質問を行います。

通告のあった8人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

あらかじめ説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力をお願いします。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1番（小林静弥君） 議長への通告に基づき一般質問を行います。

初めに、子育て支援についてお伺いします。

公園についてお聞きします。

我が吉岡町は、全国的にも珍しい人口増加の町として知られ、年々町民の人口が増加しておりますところは周知の事実です。人口は、各年代において増加していますが、出産による自然増加もありますが、やはり多いのは、転入による社会増加です。その中でも子育て世代の人口増加が高い割合を占めています。「子育てするなら吉岡町」と、行政の中ではよく聞く言葉となっていますが、果たしてこれは町民の実感するところと言えているのでしょうか。

子育て世代から聞こえてくる声は、多くの場合、まだまだ支援が足りない、不十分であるという声です。中でもコロナ禍において、子供を遊びに連れて出られない切実な子育て世代の親御さんの声を聞いています。

その1つとして、公園の不足について指摘されています。公園を増やしてほしい、子供を連れて遊びに行ける遊具のある公園が近くに欲しい、家から歩いて行ける公園が欲しいなどです。

そこでお聞きします。吉岡町の近隣自治体と比べた公園の現状はどうなっていますでしょうか。

町で管理している施設の規模の大きさや場所の数について、人口当たりの公園数など、把握しているところがありましたら教えていただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

今日、明日2日間8名の議員から一般質問をいただいております。

まず、本日トップバッターとして小林議員より子育て支援について質問をいただきました。しっかりと答弁をさせていただきたいと思います。

県内における都市公園における1人当たりの面積のデータがございますが、吉岡町は、都市公園がないため、数字的な比較ができない状況でございます。

吉岡町の公園の現状でございますが、ご質問のとおり、町全体として、また、近隣自治体と比較しても1人当たりの公園面積は少ないという現状が都市計画マスタープランにも記載されているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今の答弁で、少ないという自覚があるようですが、その現状は十分であるとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

今後の方針ありましたらお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て世代の人口が増えていることから、現状の公園では十分ではないという認識を持っております。

吉岡町のこれからの重要課題の1つと認識しているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 第6次吉岡町総合計画における住民アンケートや住民ワークショップで幾度となく整備や増設を求める声が上がられています。パブリックコメントにも複数の意見が見られます。

このことは、町民の希望や期待の大きさを示していると思いますが、公園整備は町の急務であるという認識はありますでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 公園の整備に関しましては、住民ニーズに即してふわふわドームがある城山みはらし公園を整備し、令和元年に開園したところでございます。

今後の公園整備に関しては、町の重要課題の1つと認識しております。

公園整備の方針としましては、都市計画マスタープランに基づき、補助金の確保などの課題を整理しながら、事業化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 具体的なところをお聞きします。

上野田ふれあい公園の大型遊具が老朽化のため撤去されて久しいですが、代わりとなる新しい大型複合遊具の導入の予定はどうなっていますでしょうか。

また、その遊具の選定方法についても教えていただきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 上野田ふれあい公園における大型複合遊具の設置に関しましては、来年度に予算要求を行う予定でございます。

また、選定方法につきましては、座談会やワークショップなどを開催して、地元自治会や子ども育成会等の意向を反映したいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 住民の意見や希望を広く取り入れていただけるということですので、よろしくお願いたします。

町には遊具が置いてある小規模な広場、公園が各自治会ごとに数か所ずつありますが、こういった場所は、人口に比例して数も必要だと思います。

地域住民が小さな子供から高齢の方まで気軽に集える場所として、日頃から整備されていてしかるべき場所であると考えます。

このような広場、公園にはブランコ、滑り台、鉄棒など、子供向けの遊具が設置されているところが多くあります。これらの遊具の設置、点検、撤去についての流れは、町ではどのような部署がどのように担当されているのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町内にありますちびっこ広場などの点検については、健康子育て課で予算措置をしてあります。

年に1度業者に委託をし、点検を行っております。点検結果により補修や撤去結果が出た場合、管理者と協議の上、補修や撤去を行っております。

設置については、健康子育て課のほうでは行っておりません。

参考までに、令和2年度の点検実績といたしまして、23か所点検を行いました。

また、令和2年度にその点検結果により2か所の遊具を撤去しております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今健康子育て課長から点検、撤去についてのご説明をいただきまして、設置については当課では行っていないという答弁でしたが、それでは、設置についてはどこの部署がご担当されて、どのような経緯で設置がされるのかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 遊具を住民広場等、自治会で管理しています住民広場等に設置する場合は、吉岡町集会施設等整備事業補助金、こちらのほうがありますので、こちらの補助金を利用していただければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今答弁いただいたのが住民課ということですが、それでは、遊具を設置していただきたいような場合には住民課のご担当でよろしいということでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 遊具の設置に関しましては、その場所が様々ございまして、集会所あるいは公民館とか、それぞれ担当部署も異なりまして、その設置が自治会が設置する場合もあつたり、あるいは町が設置する場合もございまして。

今までの町の中での、例えば農村整備の事業の関係で遊具を設置したという場所もございまして。様々な設置が今までございました。以上です。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** 今の答弁ですと、ケース・バイ・ケースで土地の管理にもよるんでしょうけれども、土地の所有者等にもよるんでしょうけれども、1つの部署で一括して管理できている体制ではないという、そのケース・バイ・ケースで担当が替わってきているという、そういうふうにならざるを得ないという、やはり、そういったいろいろな面、煩わしい面が公園の数が増えない理由の1つにもなっているのではないかと思います。

1つの部署で一括して管理できる体制、そのようになったほうがよいのではないかと思います。自治会に任せている部分があるとしても、地域住民の満足のいく施設であるかどうかの確認は、これも大切なことだと思います。

例えば、現在上中小倉集落センターというところにブランコがあるんですけども、ブランコの座面、これが木製でささくれている状態で、それが使用禁止で、黄色いテープが鎖のところに巻き付けられて使えなくなっている状態です。このような状況が改善される見込みというのは、どのようになっているのか教えていただければと思います。

**議長（岩崎信幸君）** 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

**健康子育て課長（米沢弘幸君）** 上中小倉集落センターのブランコの関係なんですけれども、こちらにつきましては、先ほど答弁した年に1回の点検、その結果、危険という判定が出ましたので、現在業者に見積りを依頼しているところで、見積り結果によって、修繕であるとか撤去であるとか、その辺また予算措置が伴いますので、修繕する場合であれば、例えば補正でするのか、当初でするのか、そういったこととなりますので、現時点では見積り待ちということでご理解いただければと思います。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** やはり、子供の安全を考えた場合、年に1回の点検で遊具の修理をするというのは、非常にペースが遅いと思います。

自治会等からそういった要望も上がることになると思いますので、ぜひその辺は年に数

回点検、それから、安全の確保をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小さい頃、家の近所の公園で遊んだ楽しい思い出、これは吉岡町への愛着につながることもなってくると思います。

住民アンケートでは、吉岡町への愛着を感じるという答えが回答者の7割を超えているというデータがあります。しかし、細かく見ますと、年代的に見ると、20歳代は他の世代に比べて愛着を感じる度合いが少なくなっています。

若い世代に吉岡町に愛着を持てるような経験を多くしてもらうこと、また、そのような企画を考えることが町の政策を方向づける1つの指針になるかもしれません。

そこで、公園とは少し離れますが、町民プールのことについてお尋ねします。

老朽化に伴い、吉岡町民プールは改修や新設ではなく廃棄となって、現在では駐車場に利用されています。長年慣れ親しんだ町民プールがなくなり、私個人的には寂しく思っています。同じ思いをしている町民も少なくないのではないのでしょうか。

小学生の夏休みには友達とよく自転車で通ったものでした。当時は、村民プールでしたが、小学校のプールとは違う自由な面白さがあり、楽しい思い出がたくさんあります。中学生では、水泳の授業や水泳大会などもあって、水との楽しさ、また逆に、水の怖さも学べたところだと思います。

ここで言いたいことは、プールも公園と同じように、自分の育った町に愛着を持てるようになる1つの要因ではないかということです。

現在中学校では水泳の授業がなくなっていると聞いていますが、町民プールを利用した世代からの質問としてお尋ねします。

中学生に水泳は体育の教科としては必要ないのでしょうか。または、近隣のプールに出かけて行って授業をするというような方法が行われているのでしょうか。教育委員会に説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 中学校の学習指導要領、保健体育編の中に水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとされていることから、吉岡中学校ではそのように対応しているところでございます。

なお、町民プールが廃止されてから吉岡中学校の水泳部が放課後に小学校のプール等をお借りして活動をしたことはありますが、中学生が授業時間に小学校に移動して水泳を行うということについては、現状においてとても難しいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） 確認ですが、それでは、現在中学校では水泳の実地といたしますか、水泳の授業は行われてはいないけれども、水泳に関する注意だったり、そういった指導というのは行われているという認識でよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員おっしゃるとおり、中学校においては、水泳の事故防止に関する心得を教えているということでご理解ください。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） 分かりました。

なぜここで公園の話でプールが出てくるかということ、理由は2つあります。1つは、コロナ禍において子育て世代の親御さんが、町内にないので近隣自治体の公園やプールに子供を連れて遊ばせに行きたいと思ったときに、そのほかの自治体からの入場者を制限されたケースがあったというお話を聞いたからです。

やはり、公園もプールも我が町のものを利用したい、そういう共通点があるということです。

安心して我が町で子供を連れて遊びに行ったり、我が町の施設を利用したい。そういう要望に応えられる町であるべきではないかと思います。

もう一つは、町民プールに代わる施設を考えたとき、水辺のある親水公園がその役割を担ってくれるものと考えからです。泳ぐことまでは難しいですが、水と親しむというコンセプトで夏場に水遊びができる公園は、夏の思い出づくりの1つのスポットになると思います。

具体的には、リバートピア吉岡に隣接している天神東公園です。公園内にある水辺のスポットは、親水公園としての役割を果たせるポテンシャルを持っていると思います。天神東公園を親水公園として整備を進める考えはありますでしょうか。

隣接するリバートピア吉岡との相互関係で水遊びをした後に温泉施設を利用するなど、親子連れが楽しめる公園施設として整備を進める計画はありますでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現段階では天神東公園を親水公園として再整備する計画はございません。

しかし、今までは除草などの維持管理業務が不足しておりました。来年度からは、年間を通じて適切な維持管理を行い、水辺で子供が遊べる環境づくりを進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも公園の水辺環境を整えていただいて、親子連れが水遊びができるという環境を整備していただけることを望みます。

また、公園や施設を利用したイベントなどの考えはどうでしょうか。リバートピア吉岡の近くでは、夏には自治会のほたる祭りなどが開催されてきました。ふだんから人が集まる商業的な施設である道の駅でいろいろな季節で様々な企画を開催し、また、そこでフリーマーケットやマルシェなど、公園を活性化させるイベントや企画が考えられると思います。

また、このような活動の多くを支える世代が子育て世代とリンクしているというケースも多いと聞いています。

町として、そういった活動を支援していく可能性はありますでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） イベント開催などの活動に対する支援はとのご質問でございますが、ご存じのとおり、道の駅よしおか温泉では、吉岡町振興公社が主体となり、地域の団体等と連携して桜まつりやほたる祭りが開催されております。これらの活動に対しまして、町では個性的で魅力あふれるまちづくりを推進するため、道の駅よしおか温泉を活用した町民による自主的な交流及び地域のPR活動等を目的としたイベントとして支援を実施しております。

しかしながら、この2年は、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として中止されている状況でございます。

これからのイベント開催においては、安全を確保するための対策などに配慮しながら、地域の各団体と連携し、道の駅よしおか温泉の活性化が図られるよう支援をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 道の駅や温泉センターに限らず、よしおかふるさと祭りのときのようなフリーマーケット企画などを希望する方がいらっしゃったら、その活動を支援することや場所を提供するなどの協力をする考えはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 住民の方より町有施設等の利用の希望がある場合には、利用目的や内容等によりますが、施設の管理者等との協議など、活動支援を行っていきたいとは考えております。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど住民課長からも答弁がありましたけれども、道の駅よしおか温泉以外での活動支援や場所の提供などにつきましては、町が支援するということになりますと、イベントの開催や活動の趣旨がやはり大事ではないかなというふうに考えられます。町が支援する意義があると判断がつく内容であれば、検討する必要性が十分あるのではないかなというふうには考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

ぜひとも町でそういった活動を支援していただければ活性化にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ファミリーサポートセンターについてお尋ねします。

現状とこれからについてお聞きします。

子育て世代の人口増加によって、子供の数も必然的に増えており、子ども・子育て支援のニーズは年々高くなっています。保育園、こども園、学童保育など、待機児童の解消に向けて関係各所の努力が実を結んでいる結果が出ているというのは、最近感じているところではございますが、しかしながら、これは必要最低限の支援の形であると思います。

子育て支援を充実させるために、もっときめ細やかなサポート体制が整えられることが必要と思います。

どうしても親が都合が悪くなって一時的に子供を預かってもらったり、また、送り迎えなどをしてもらいたいときなどに利用できるファミリーサポートセンターという施設があります。私の認識ですと、吉岡町では現在しぶかわファミリー・サポート・センターで渋川広域の子供預かりを行ってもらっている形で、吉岡町でのニーズは全て渋川市の窓口をお願いをしている状態であるということですが、これでよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ファミリーサポートセンターについてですが、議員ご指摘のとおり、

渋川市、榛東村、吉岡町においては、渋川市にありますNPO法人シーヤクラブに委託をして行っております。

したがって、申込みについては、しぶかわファミリー・サポート・センターに行くというようなことになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 吉岡町でのファミリーサポートセンターの登録会員数は、2021年5月のデータですと、渋川市に次いで2番目。この渋川市というのは、合併前の旧渋川、子持や赤城を抜いて2番目に多い会員数となっています。

それだけニーズがあるということで、これまでは渋川市に拠点があるということで、町で運営をする必要がないと考えられていたのではないかと思います。

しかし、人口増加に伴い、吉岡町も独自のファミリーサポートセンターを運営する、または、運営する拠点を持つ必要性があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 独自の必要性との質問ですが、単独で行うメリットと広域、3市町村で行うメリット、それぞれあるかと思うんですが、現状例えば吉岡町でファミリーサポートセンターを実施というか、単独でやった場合、会員の数というのが少なくなってしまうというような実態がありまして、今例えばおねがい会員さんとまかせて会員さんというのがいるんですけれども、このまかせて会員さんがなかなか吉岡町では少ない実態がありまして、吉岡町の方がお願いした場合、吉岡の方がまかせて会員ということで、まかせて会員さんがいらっしゃればいいんですけれども、実態とする、ここの数がなかなか今タイミングが合わないということで、渋川市のまかせて会員さんをお願いしているというような実態がありますので、確かに吉岡町単独でやれば、小回りが利いていいというメリットもあるんですが、現状はこの会員さんの数ですとなかなか難しいと。

ただ、そういった、ぜひともやりたいとかという形で、会員さんの数が増えてくれば、当然そういった形で、単独でやるメリットというのも出てくるかと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 通告期間よりも後になってしまったんですが、先月末しぶかわファミリー・サポート・センターに直接お話を聞ける機会がありました。担当の方は、吉岡町にも窓口があったほうが預かる側のまかせて会員を絶対に増やせるとおっしゃっていました。

今の課長の答弁では、そのまかせる会員が少ない、その分そのデメリットを今の体制で

補うというような答弁でしたが、やはり町独自でやったほうが受け入れる側のそういった会員や増やせるのではないかということです。

しかも、しぶかわファミリー・サポート・センターでは、今そちらの渋川に登録されている吉岡町の会員さんをそのまま引き継いでもらっても構わないと。また、立ち上げまでのサポートも行いますと。積極的に後押しをしてくださるお考えがおありのように伺いました。ぜひとも吉岡町独自のファミリーサポートセンター立ち上げに向けて、一歩進めていただきたいと思いますと考えますが、町長、子育て支援充実の面からいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん吉岡町でできれば、それが理想的だと思っております。

また、担当課のほうと協議させていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも一歩進めたお話をしていただけるようお願いいたします。

次に、こども食堂、フードバンクについてお尋ねします。

町で夏休みに開催しているこども食育食堂についてですが、これは全国的に開催されているこども食堂とは全く別のもので、貧困に困っている子供を援助するという目的ではなく、食育、食事を通して学べる教育的な企画ということで認識しています。

これの食育食堂も大変意義深いものであると思いますが、年間を通じて子育て支援的な観点からのこども食堂の必要性については、町としてはどのようなお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 生活困窮世帯への支援も含めた子育て支援的なこども食堂の必要性については、介護福祉課のほうからお答えいたします。

生活困窮世帯を対象とするだけではなくて、食育や子育て支援を目的としたこども食堂の意義と必要性は大きいと感じていますが、町のほうで直接食堂を運営する形態での開設は現在のところ考えてはおりません。

ただし、NPO団体や地域の有志などが主体となってこども食堂を運営したいというような声があれば、団体の目的と適性を精査した上で、補助金の交付など、行政としてできる必要なサポートは行っていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 必要性はあると考えていらっしゃるということで、そのような団体が出てきたときには、補助や支援のほうをよろしく願いいたします。

次に、フードバンクについてお聞きします。

フードロスが問題になっている昨今、フードバンクの活用が各自治体で取組がされているようです。吉岡町のフードバンクやフードドライブについての取組は、現状どのように行われていますでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在町では県内のフードバンク活動団体の1つであるフードバンクしぶかわの協力をいただきまして、生活困窮者の方に食料支援が必要な方がいらっしゃれば、相談を受けた場合に食料を提供してもらえ支援先の1つとして、そちらの事業所を紹介する取組を行っております。

ご質問のあったフードバンク事業についてですが、本来廃棄されてしまう食料品を支援を必要とする福祉施設や生活困窮世帯に対してお渡しするという事業であり、食品ロス対策及び生活困窮対策を同時に実施できる重要な取組と言えます。

今後は、もう一步踏み込んだ活動として、SDGsの目標の1つであるフードロスへの取組や地元食材の地産地消、地元企業のフードドライブへの協力など、様々な取組を町とフードバンクが協力して実施することが可能かどうか、双方で協議をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 様々な方面にメリットのある取組だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、給食フードロスについての取組についてお伺いします。

ある小学校では、毎年クリスマスの時期にフードドライブ用の箱が玄関に設置され、賞味期限前の様々なお菓子や食べ物が持ち寄られ、それをこども食堂や困っている人たち、施設などへ寄附するなどの取組を行っているという新聞記事で見ました。

学校教育においてもこの食べ物に対するもったいないという気持ちや感謝の気持ちというのは、教育的な意義が大きいと思います。特に、学校給食に対して残さず食べるという目的は、時代的に意味が変わってきていると思います。残さない食べ方を考え、フードロスが出ないように子供、親、学校、それぞれで話し合い、歩み寄り、協力して目標達成をしていく、そんな形に変わっていかなくてはならないと思います。

食べ物についての学校での取組は、現状ではどのように行われていますでしょうか。お

尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員のおっしゃるとおり、学校教育においても食べ物に対するもったいないという気持ちや感謝の気持ちを持つということは、教育的な意義が大きいと認識しております。

学校での食育に関する取組としましては、栄養教諭が給食時間にオンラインで食に関するお話等をしております。

11月16日には明治小学校で栄養教諭がフードロス为主题に食育指導を行い、日本のフードロスの量や町給食センターの1日当たりの食べ残しの量が約80キロから100キログラムであることを伝え、食べれば栄養になるが残すとごみになることなども伝えております。

また、フードロスを減らすために、生活の中でできることから始める具体例として、残さず食べること、賞味期限を守ること、必要な分だけ買って食べ切ることなどを伝えております。

それから、フードロスをどうして減らさなければならないのかについての指導も行い、食べ物の命を粗末にしないため、また、地球環境を守っていくためにも食べ物を大切にしようとしております。

本日、12月2日は、吉岡中学校の学校保健委員会の中で栄養教諭が「学校給食と食品ロスについて考えよう」をテーマとした講話を行うこととなっております。講話の内容といたしましては、成長期には1日に必要な栄養量が不足すると成長に回せなくなってしまうこと、給食では主食、主菜、副菜がそろった献立を心がけ、栄養バランスに配慮していること、そして、食物に含まれる栄養素の働きについて伝えるとともに、生徒にとって身近な給食の残渣の行方から日本で発生する食品ロスの量についても触れる予定となっております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 学校でそのようなフードロスについての教育がされているというのは分かりました。

私のほうで先ほど紹介した新聞記事にあったようなフードドライブ、学校に生徒たちから食品を無駄にしないように、食べ物を持ち寄ってもらうというような取組、現在コロナ禍でなかなか難しいことだと思いますが、コロナ禍が明けてからでもいいと思いますので、そういったフードドライブについての取組は、今後考えられることはできますでしょうか。

お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 大変よい素晴らしい取組だと思います。

様々な取組については、その取組の意義、効果と、また、必ずそれに伴う心配事、それを両立させながら取り組んでいく必要があると思います。

このような取組を学校の教員あるいは教育委員会で主体として取り組むというよりも、様々な、今事務局長が申し上げました教育の制度を生かして、子供たちのほうからそういうのをやったらどうかというような意見が出てきた場合に、学校のほうで共有したり、また相談があれば教育委員会でも相談をして、衛生面への対応等、できる限りの危険な心配事、それをクリアするようなことができた上での実行になるかなというふうに思っております。

教育の成果をぜひ子供たちのそういう主体的な声が出てくるように持っていければいいなというふうには思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今教育長から子供たちの自主性、主体性にも関わるという取組だということ、ぜひ子供たちから声が上がれば、学校として協力をお願いしたいと思います。

続きまして、赤ちゃん支援についてお尋ねします。

乳幼児の子育て世代が外出先でおむつ替えや授乳などの専用スペースを公共施設や町の事業所などで確保して提供するという「赤ちゃんの駅」という素晴らしい取組が行われているとのことですが、施設設置の現在の状況や利用者の声など、うまく機能しているところや課題や問題点などがありましたらご紹介いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 赤ちゃんの駅につきましては、渋川、榛東、吉岡で共同で行っておりまして、共同で広域のマップを作っております。

赤ちゃんの駅につきましては、3市町村の主な公共施設、吉岡町であれば、役場であるとか文化センター等になります。それ以外につきましても、民間の施設も登録がしてありまして、2020年の3月のデータになるんですけども、渋川広域全体で民間施設として75か所、そのうち吉岡町では5か所が登録されています。

課題と問題点なんです、なかなか新規の登録事業者が少ないということだったんですが、たまたま先月1つ来ましたので、吉岡が6か所になる予定になるんですけども、そ

ういったことと、周知があまりされていない等がありまして、有効活用がなかなかされていないかなというところもありますので、町としましては、もう少し周知を徹底して、あと新規の登録、こちらについては、ちょっと事業者のほうに声がけであるとか、そういったことをしたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも新規の事業者の登録獲得に向けて進めていただきたいと思います。

また次に、紙おむつやお尻拭きを支給することについての考えについてお伺いします。

コロナ禍の貧困による女性生理用品の無償提供など、全国的に自治体が、または団体などが行っています。乳幼児に必要な日用品の消耗品ということだと、紙おむつやお尻拭きなどが今や必需品となっています。これらも支援の対象として、このコロナ禍を機に、対応を進めてはどうでしょうか。

コロナ禍以前から援助を進めている自治体もあると思いますが、吉岡町では現状とこれからをどのように考えていますか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 紙おむつやお尻拭きなどの配布ということなのですが、吉岡町では現在行っておりません。

こちらにつきましては、ほかの市町村、そういったところの取組等を見ますと、現物支給であるとか、そういった形でやっているところもありますので、その辺ちょっと町としても検討課題とさせていただければと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 予算書を見ますと、介護用の紙パンツの助成というのはあるようです。それがあれば、乳幼児用の紙おむつの助成も考えられると思いますので、現状、今もしないのであれば、赤ちゃんの駅だけでもそのような支給品を用意することはできないでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 赤ちゃんの駅の支給品をというようなご質問なんですけど、こちらにつきましては、なかなかいいアイデアだなと思いましたので、ちょっと予算措置等が若干かかるかと思うんですけども、それと、赤ちゃんの駅を設置している事業者等もありますので、その辺とあと公共施設については、担当課とちょっと調整をしまして、なるべく

これは置きたいなというふうには考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 人口増加の吉岡町にあって、やはり「子育てするなら吉岡町」というフレーズは、胸を張って唱えていきたいと思っています。そのためにも子育てをしている少数弱者の身になって、真剣に考えて、素早く行動をしてほしいと思っています。

子育て世代をはじめとする多くの町民が納得のいく町の子育て支援の施策をより一層充実させていくべきだと考えますので、よろしく願いいたします。

次の質問に進みます。

町民の安心安全についてお尋ねします。

1つ目に、防災について。

コロナ禍において、去年は各自治会での防災訓練などが行われませんでした。ここに来て、県内の新型コロナウイルス感染症警戒度も1となり、防災訓練が今年に行えるような状況になりました。全国的に見ると、異常気象による大雨災害、土砂災害、また、火山活動による噴火や地震など、ここ数年大きな災害が出ていますが、幸いなことに、我が吉岡町では大きな自然災害は発生しておりません。

しかしながら、いざというときの防災意識については、町民一人一人の命を守る観点から、大事になってくると思います。

町民に向けての防災意識の向上を図る町の考えをお聞かせいただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町民の安全安心についてのご質問をいただきました。

まず、防災に関してですが、町民の防災意識の向上につきましては、議員ご指摘のとおり、町の防災・減災対策に必要不可欠であると考えております。

町では令和2年度から任用された自衛隊出身の防災専門員が自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練等の場で災害現場の実体験も交えながら、防災講話等を行うことで、町民の防災意識の向上を図っているところでございます。

具体的には、令和2年度中に2つの自治会、下野田、大久保寺上、そして令和3年度には現在までのところ4つの自治会、大久保寺下、駒寄、北下、小倉で防災訓練の際、防災講話等を行っているところであります。

今後につきましても、防災専門員や防災に関する専門家を活用し、各地区の防災訓練等に積極的に関わることで、町民全体の防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 先ほど町長が言われた令和3年度になってからの防災訓練が幾つかであったということですが、本当に先日、11月28日の日曜日に私の地元である小倉でも防災訓練が開かれました。こちらの防災訓練には先ほどご紹介のあった防災専門員の方が来ていらっしやいまして、実際にその場で自衛隊出身だったということで、非常時に使えるようなロープの結び方等、紹介をして指導をしてくださっていました。

このような防災の訓練が行われ、小倉のほうでは70名を超える自治会の住民が参加されました。非常に有意義な訓練だったという声が聞こえています。

自治会主導の防災訓練だけではなく、全町民が一斉に行う町を挙げての防災訓練、例えば保育園やこども園、学校も一斉に動いたり、また、介護が必要な方たちの施設など、1人で避難するのが難しい人たちへの配慮も考えた行動の訓練など、常日頃からの防災意識を高めることで、町民の安心安全が守られるのではないかと思います。そのような訓練についての考えはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 全町民が一斉に行う防災訓練につきましては、およそ2年に1回実施している町の総合防災訓練も今後継続していきたいと考えております。

なお、総合防災訓練は、当初令和3年度に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、令和4年度へと延期をさせていただいております。

来年度の総合防災訓練の際には、なるべくいろいろな方に参加していただきまして、訓練に携わっていただけるよう配慮しながら、プログラム等を組み立てていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 答弁で町の総合防災訓練を今後継続して開かれるということですが、先ほどの防災専門員の方も言われていました。災害はいつ来るか分からないというのではなく、必ず来るということだそうです。それに備えて、常日頃からその防災の意識、訓練等で防災への意識を高めることは、とても大切なことだと思いますので、今後のそういった企画をよろしく願いいたします。

町民の安心安全を守るために、防災と並べて防犯についても考える必要があると思います。以前から防犯カメラ設置の充実を図っていただきたいという要望を多く耳にしていま

すが、例えば、ごみ置場のような場所にも防犯カメラが必要になってきていると思います。

最近は、ごみ出しのマナーやモラルが低下しているようで、不法投棄とも言える古タイヤや大型液晶テレビ、エアコン室外機など、通常では考えられないようなごみが置かれているケースがあるということです。

ごみ置場のマナーとしては、自治会が住民に対して啓発をしていますが、自治会以外の人が投棄している可能性もあります。ある自治会では、ごみ置場に防犯カメラを設置して、地域のごみ出しのマナーアップを図る取組をしています。

ごみの不法投棄またはポイ捨てなど、防犯の観点からも地域の安全の観点からも改善していく必要があるものと思います。

自治会に対して防犯カメラの設置など、町からの補助や支援は現状どのようになっていますでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 現在のところ、自治会に対して防犯カメラ設置の補助は行っておりません。

なお、県から防犯カメラを借り受けまして、ごみ集積所に設置したこともございますので、今後につきましては、そういった制度の活用やごみ出しマナーの啓発、看板の設置などの推進や検討を進めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ごみ出しのマナーアップは、きれいな町、住みやすい町、ひいては地域住民の地元への愛着につながるのだと思います。

今後設置を増やしていく防犯カメラの取付場所の候補として、ごみ置場周辺などを優先的に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、道路の安全についてお尋ねします。

以前から通学路の防犯灯設置に関しましてお聞きしていますが、先日防犯灯ではないのですが、道路の歩道にあるポールの付け根に点滅しているLEDライトが設置されているものを見かけました。照明による明かりとはまた違った安全設備になるかと思いますが、このような設備が設置されているのは、町としての発案なのか、それとも警察によるものなのか。暗い夜道の安心安全のための設備として、防犯灯のない箇所にも設置を進めていただきたいと思います。このようなものはどのような扱いになっているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 議員ご指摘の歩道の照明付ポールは、県渋川土木事務所が発注した県道前橋伊香保線の歩道整備工事に伴い設置したものでございます。

中学生や歩行者の安全確保のために、試行的に設置されたものであると県に確認をしております。

照明付のポールは、ソーラー式発光タイプのポストコーンと呼ばれております。このポールの設置につきましては、耐用年数等の課題もございますが、通学路の歩道等において、効果的な箇所を選定し、設置を検討していきたいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1 番（小林静弥君）** それでは、防犯灯とともに、今後設置箇所が増えていくと考えてよろしいでしょうか。

**議長（岩崎信幸君）** 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 予算措置の問題もありますけれども、今後増やしていきたいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1 番（小林静弥君）** 予算の話が出ましたが、ぜひお調べいただいて、安全のために増やしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自転車の交通安全についてお伺いします。

高校生のヘルメット着用が以前より通学路等で増えてきているように見受けられます。前回の一般質問で中学生の自転車通学者に対するヘルメット購入費についての補助を一般の自転車利用者にも、特に高校生をはじめとして考えていただけるということで、お話をいただきましたが、町内在住の高校生に対し、自転車通学でのヘルメット着用については、町としては啓発活動はされていますでしょうか。お尋ねします。

**議長（岩崎信幸君）** 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

**総務課長（高田栄二君）** 現在町内に高校がないこともございまして、町内在住の高校生を対象を絞った自転車ヘルメット着用の啓発は行っておりません。

なお、渋川警察署によりますと、今年12月10日に渋川高校、渋川女子高校、渋川工業高校、渋川青翠高校の4校で校門前でヘルメット着用の声かけを渋川警察として実施する予定であると聞いております。

町といたしましては、これまで広報や回覧等を通じて、高校生に限らず、全ての世代の

方を対象に自転車ヘルメット着用の啓発を行ってきましたが、今後とも継続的に啓発を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも啓発を進めていただきたいと思います。

高校生の着用している自転車用ヘルメットを見ますと、中学生のヘルメットとは違い、色やデザインがロードレーサータイプの格好いいものが多いようです。やはりかぶるのが煩わしいとかというものよりも、格好いいからかぶりたいとか、スマートにかぶりたいという意識づけを推し進めることも安全の確保を広めていけることができるというふうに考えます。

そのような方向で啓発をするのも1つの方法ではないかと思いますが、そういった啓発を町のほうもしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 町といたしましても、自転車ヘルメットのタイプにつきましては、デザインやファッション性の高さにより、着用率の増加につながるものではないかというふうにも考えております。

また、特に思春期の子供ですと、髪の流れでありますとか、そういったところで、脱いだ後にどういうふうになるとか、そういう懸念もあるのかなというのも意識にはあるところでございます。

今後もしそういう要素も踏まえて、スマートに安全を確保していただけるような啓発の要素ということもできる限り念頭に置きまして啓発を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 吉岡町の町内に格好いいヘルメットをかぶった高校生の自転車通学の姿が今後増えることを期待しています。

質問は以上になります。第6次吉岡町総合計画の中にもあると思いますが、子ども・子育て支援をはじめとする全ての住民に優しい健康福祉施策の充実、それと、道路、公園などの整備による次世代につなげる生活環境の充実についてなど、今度ますます推し進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場候補地選定について。

（1）9月の議会の一般質問で広域組合に対して何か要望を出しましたかの質問に対して、町の答弁は、広域組合に対して最終処分場の仕様等についてクローズド型であるとか、排水については行わない循環式などの意見を伝えている。広域組合に対して要望書の提出を検討しているところだと答えております。

その後、渋川地区広域市町村圏整備組合との進捗状況について説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 渋川地区広域市町村圏整備組合の次期一般廃棄物最終処分場の施設整備に関しての要望につきましては、令和3年9月22日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合に要望書を提出させていただきました。

要望内容につきましては、1項目めとして、施設形態及び水処理方式について、エコ小野上処分場と同様の屋根や壁を備えた被覆型であるクローズド型、水処理方式については、処理水を河川等に放流しない無放流式とすること。2項目めとして、高度な技術の導入について、エコ小野上処分場の設計時と比較して、クローズド型や水処理方式も含め、高度な技術等が開発されている場合は、それらの技術の導入も念頭に、より安全安心を最優先とした施設とすること。3項目めとして、地元自治会等の要望等について、施設及び周辺整備並びに跡地利用等に関しては、地元自治会等の要望を可能な限り最大限尊重していただくよう要望いたしました。

要望書の回答につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合より令和3年10月19日付で回答書をいただきました。

回答書の内容につきましては、住民課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の説明のとおり、令和3年9月22日付で3項目について要望書を提

出し、その要望書に対して、渋川地区広域市町村圏振興整備組合より令和3年10月19日付で回答書をいただきました。

回答書の内容につきましては、1項目めの施設形態及び水処理方式について、施設形態は被覆型、水処理方式として無放流式を基本としますとの回答でした。

2項目め、高度な技術の導入について、新たな技術が開発されている場合は、その導入に努めますとの回答でした。

3項目めの地元自治会等要望については、要望について尊重しますとの回答をいただきました。

今後につきましても渋川地区広域市町村圏振興整備組合と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この回答書の内容については、町のホームページ及び広報紙等では公開されているのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現在は、公表のほうはされておられませんけれども、今後この要望書もそういったことも含めまして情報開示のほうを随時行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） いつも私申し上げておりますけれども、なぜこの10月19日に回答が出ておるのに、今日はもう12月2日ですよ。2か月近くたっておるわけで、速やかにこれ公開しないと、この問題は該当地区だけの問題ではなくて、町全体の問題なんですよ。その辺は、早めにこういうことがあれば、ホームページなり広報紙なりに載せていかなければいけないと考えます。

続いて、（2）最終処分場候補地は、吉岡町全体の問題です。進捗状況をホームページと広報紙で町民へ知らせる必要があると思いますが、町の考えを伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 最終処分場候補地選定の関係につきましては、吉岡町における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会の会議録や資料、地元説明会の会議録や質問及び回答につきまして、町ホームページ等に掲載をさせていただいておりますが、今後につきましても、随時情報発信を行っていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） その際、ホームページについても、また広報紙についても、最終処分場候補地選定という名前で専用のページを設けるということが必要だと思いますが、その考えについて伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 住民の方に分かりやすいようにホームページの掲載等考えさせていただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、（3）第1回最終処分場候補地選定委員会は、令和2年11月25日に、第2回の委員会は令和3年3月22日に開催されております。第3回の開催予定日について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会の次回の開催予定になりますが、12月下旬頃を予定しております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 最終処分場スケジュール案では、令和3年度は委員会を4回程度開催とあります。まだ1回も開催されておられません。  
令和3年度中に選定報告ができるのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 予定よりはスケジュール的に遅れております。

報告そのものを年度内にといいことで進めてきているところではありますが、少しこちらのほうのスケジュールが遅れているということがありますので、またこれにつきましては、住民の方の意見だとか、そういったところを聞いて判断しているようなところもありますので、スケジュールにつきましては、予定より遅れているということで、若干やっばり報告等が遅れる可能性を含んでいるという形になります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 遅れている要因はどのようなところにあるんですか。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 説明会等の意見などを参考に、広域組合との連携の強化や対応などの検討、要望事項の整理等を行っていたため、委員会の開催が遅くなっているという状態になります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今の説明ですと、この令和3年度に入って1回もできていないわけですよ。それから、地元説明会も1回しかしていないわけですよ。今の説明は理由にならないですよ。遅れている。

今後スケジュールでは令和3年度中に選定報告をするというふうにスケジュールが組まれているわけです。なおかつ、今年度1回も開催されていない。予定では12月下旬に開催するというのを伺いました。

そこで、4番になりますが、最終処分場候補地に上野原地区が一応候補地になっておりますが、上野原地区の代表を次回からの候補地選定委員会の委員に参入させる考えがあるのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会の委員につきましては、上野原自治会の自治会長とも相談をさせていただき、次回の委員会から委員として参加いただくよう、委嘱させていただき予定しております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次回から参加できるということですね。

12月下旬には選定委員会は開催されますが、候補地への説明会はまだ1回しか開催されていないわけです。このような状況で候補地地元意見集約ができるのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） いろいろ今現在スケジュール等が遅れているわけですがけれども、今後につきましても、地元の説明会等を開催させていただきたいとは考えております。そういった中で、意見集約等をしていきたいと。

また、広域組合とも連携をして進めていければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、地元との今後の予定について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 12月に委員会を開催予定でおりますので、年明けにまた開催等を考えさせていただきますと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） スケジュールも遅れていますし、このまま地元開催の意見の集約を取り、採用していただかないと、今後またますます選定委員会含めて、支障を来しますので、地元との開催は早めをお願いしたいと思います。

続いて、2番、タクシー運賃助成について。

令和2年度から相乗り推奨タクシーと福祉タクシーの一本化を図り、タクシー運賃助成事業として新しくなりました。令和2年度の決算によりますと、利用回数が2,292回、申請者数206人、助成額114万6,000円でした。

令和元年度相乗りタクシーの決算は、利用回数844回、申請者数72人、助成額50万9,000円。元年度に比べて利便性は向上したと言えます。1人での乗車の場合に限り、利用助成券が最大2枚利用できます。往復で1日4枚利用したとすると、現状72枚の助成ですから、年間18日分になり、月に換算すると1.5日分、仮に往復利用で2枚利用したとしても、1か月3日分にしかありません。

そこで、1、日常生活の利便性の向上と高齢者の自動車運転免許証返納を考えますと、利用助成券年間72枚の上限引上げが必要と思いますが、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご質問のタクシー運賃等助成事業につきましては、令和2年度の相乗り推奨タクシーと福祉タクシーの一本化以降、飛躍的に利用者が増加しております。

統合以前は、共に年間配布最高枚数は48枚となっておりますが、タクシーを活用した外出機会の創出を図り、日常生活の利便性向上に資することを目的に、最高72枚としております。1枚500円といたしまして、年間3万6,000円相当の補助を行っていることとなります。

この制度は、町における交通弱者がタクシーを利用する際に支払う運賃等に対する一部助成であり、利用者には応分の負担をしていただいた上、利用していただくことが望まれ

ます。そうした意味でも、年間配布枚数の引上げにつきましては、利用者の数や町の財政的な負担を加味した上で、慎重に判断していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この72枚というのは、どのような根拠で決めたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの枚数ですけれども、こちらについては、その前の福祉タクシーやその前の相乗り推奨タクシーですか、その辺のところも含めて、そのときの実際の使用枚数等を含めながら、そことそれ以上のものをサービスとして与えられるような形で皆様にご利用していただけるようにという形で、月6枚ですかね、最高で6枚という形で12か月で72枚という計算でさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今までは、相乗り推奨タクシーは最高48枚です。それに福祉タクシーが最高これも48枚ですよ。合わせて96枚だったんですよ。それが減っているわけですよ。

その辺どうお考えなんですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらについては、どちらかを使っていれば、それが使えないという形がありましたので、その辺につきましては、双方で48枚ずつを、それを足して96枚ということではありませんので、年間の最大枚数につきましては、72枚ということで、増えている状況となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） それでは、伺いますが、令和2年度の利用率は何%ですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 枚数に対しまして、19.8%、約20%ほどとなっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 月6枚という考え方ですね。

高齢者にとって必要なのは、最低でも1週間1回使いたいと思うわけですよ。今のお話ですと、月3日分にしかならないわけです。往復2枚使えば。

ですから、年間52週あるわけですから、往復2枚利用で104枚が必要と考えます。この考え方についていかがですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの枚数の引上げについては、やはりこちらについては、令和2年度から相乗り推奨タクシーと福祉タクシーが合算されてスタートしたわけですが、申請者は、先ほど議員もおっしゃられたとおり、206名。それが今11月現在で申請者が既に251人となっております。

そういった形からも、こちらについては、制度そのものについては、十分に向上していると考えています。

ただ、1人、その使う方にとっては、その金額、枚数でどうかという問題はあるんですけれども、やはり財政上の問題等がありますので、この辺は町長も先ほど申し上げましたが、今後の利用者の数の推移とか、あとは財政的な面も含めて検討していかなくてはならない課題だと認識しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、2番、さらなる利便性向上のために、1回乗車における利用枚数2枚の引上げも必要と考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちら、タクシー運賃等助成事業の利用できる枚数についてですが、利用券をお持ちの方が1人乗車される場合、料金の範囲内で最大2枚の利用券をお使いいただけます。また、利用券をお持ちの方が複数人数で乗られる場合には、1人1枚までの利用が可能となっております。

この点につきましても、統合以前は共に1枚での利用でありましたが、こちらも2枚までということで、利用のほう拡充しております。

この制度は、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、町における交通弱者やタクシー利用をする際に支払う運賃等に対する一部助成であり、利用者には応分の負担をしていただくことが望まれます。

そうした意味でも、先ほどと回答が同じになってしまいますけれども、使用可能枚数の引上げにつきましても、利用者数の数や町の財政的な負担を加味した上で慎重に判断して

いかなくなくてはならないと認識しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 実際の声としまして、何人かで共同で乗るというケースがほとんど少ないんですよ。町がサンプルで出しているのは、例えば2,800円かかるところ、4人で乗れば2,000円ですと。500円券1枚ずつ使って。残り800円を4人で割れば200円で済みますというような計算を町はホームページ上に載せているわけですね。けれども、実際は、それは机上の計算であって、実際に使う人は1人で、近所にいない人も多いし、1人で使う。2枚だけじゃやっぱり足りない。だから、2枚以上使うことを期待したいというふうにあるんですね。

だから、その辺も今後加味して、せっかく今年の11月現在251人と、前年を上回って利便性向上されているわけですから、さらなる利便性向上のために町長の英断を望みます。

次に、3、指定避難所と指定緊急避難場所について。

(1) 指定避難所10か所と指定緊急避難場所26か所、それに福祉避難所1か所への新たな表示板設置は終了したのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 指定避難所と指定緊急避難場所についてご質問いただきました。

また、新たな表示板の設置につきましては、令和2年度までに上野田ふれあい公園、城山みはらし公園、集会所施設等の指定緊急避難場所27か所に設置を完了しております。残りの未設置の箇所につきましては、令和4年度以降に設置を予定しております。

なお、吉岡町地域防災計画の修正に合わせて、避難所の追加、見直し等も行いましたので、未設置の箇所数としては、指定緊急避難場所2か所、指定避難所12か所、指定福祉避難所2か所の合計16か所となり、今後順次新たな表示板を設置していく予定でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 資料1を参照していただきたいんですが、この指定避難所の看板については、これは古いものになっているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちら、災害時避難所と表記されました指定避難所の表示板につきまして

は、以前に設置された古いものとなっております。

こちらにつきましては、令和4年度以降に新しい表記の表示板に交換をさせていただく予定となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） これ古いもので、令和4年度から直されるというんですが、まず、災害時避難所という言葉は、ハザードマップにはこの言葉出てこないんですよね。各全戸配布されたハザードマップには。

それと、今後令和4年度から替えるのであれば、ピクトグラムという人の人間模様ですか、これグリーンの十字ってどういう意味が入っているんですか。説明いただきたいですね。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらの緑の十字について、今明確なお答えをすることができませんが、まずは、災害時に避難していただく場所であるということを知っていただくことが重要であるということで、こういう看板の設置を当時はされたと認識されております。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃるとおり、それによって住民の方はいろいろな表現で混乱を招くようなことがあるということは、やはりそういう混乱を招くようなことが起こらないように、法令改正や情勢変化に即した点検等が必要であるということは認識をさせていただきまして、点検等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和4年度にこれ改定するわけですから、改定する際には、指定緊急避難場所が昨年度新しく設置されているわけですね。少なくともデザイン的にはそれと合わせたようなデザインにしたほうが、特にオリンピックでもはやったピクトグラムですか、人の文字、そういうものを採用することによって、誰でも分かりやすい、特に非常口なんかにはみんなそういう模様が記されていますよね。

その辺は、今後検討していただいて、分かりやすい避難所プレートにしていただきたいと思います。

それと、指定緊急避難場所には英語文字が表記されているわけですよ。これには英語文字が表記されていません。だから、今後この新しいプレートを作るときは、現在あるものと共通したようなものでデザインを考えたらいかがかと思います。

そして、資料番号2番、これは指定緊急避難場所の表示番号サイズは、横が40センチ、

縦が68センチ、下に縦20センチの指定緊急避難場所と書かれた表示板がついております。デザインは、白地に淡い水色で、ピクトグラム、絵文字が大きく書かれています。この表示板は、一目見て分かりますか。これ。ましてや、上に避難所と書かれているのに、下に指定緊急避難場所と書かれた表示板がついていますが、これ必要ですか。二重に書くことないでしょう。なぜこのようなデザインにしたのか説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちら、資料番号2番でございます避難場所と指定緊急避難場所の2つが表示されていることについてですが、当初こちらの緑色のピクトグラムがあるところ、この避難場所の文字とピクトグラムが表示された表示板のみを設置する予定でございました。しかし、先ほどの前の質問にもございましたが、吉岡町地域防災計画や災害ハザードマップ、町ホームページに指定緊急避難場所と指定避難所を列記していることから、その違いを町民の皆さんに理解していただくために、改めての表示板を加えたということがその経過になってはいるんですけども、ご指摘のとおり、より分かりやすい表示については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この中に「SHELTER」という英語文字が入っているわけですよ。薄くてよく読みにくいかと思いますが、本来シェルターという和訳は、避難場所ですから、避難所じゃないんです。避難所のところに「SHELTER」を書くのは間違っていると思いますが、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらは、指定緊急場所ということの意味での「SHELTER」という表記にさせていただいているという認識なんですけれども。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 場所ですよ。場所がシェルターじゃないんですよ。シェルターは建屋なんです。ですから、本来指定避難所のところにシェルターという文字が入るべきで、指定緊急避難場所のところに「SHELTER」という英語文字は誤りだと思うんですが、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） その辺の表現の違いについては、持ち帰りの検討をさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） もともと指定避難所というのは、帰宅できない場合に一定期間避難生活を送るための場所です。そして、緊急指定避難場所とは、命を守るため最大の危険からまづは逃げるための場所なんですよ。

ですから、この辺、逃げる場所に対して「SHELTER」を使うのは間違っております。

もう一つ、吉岡町ではポールでこれ自立式で表示していますよね。ところが、隣の渋川市で避難所等見ましたら、建屋に直接貼り付けているんですよ。経費的には直接建屋に貼り付けたほうがコストが安いのかなと。

その辺も今後まだ指定避難所12か所、指定緊急避難場所2か所、福祉避難所2か所等、令和4年度に看板を設置するわけですから、コスト面も検討していただきたいと思います。

では次に、（2）避難を迅速かつ安全に行えるよう、指定避難所と指定緊急避難場所への誘導表示板設置が必要になります。今後の設置計画について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難誘導表示、表示板につきましては、現在のところ設置計画等はありませんが、指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難場所の表示板の設置が完了した後に、効果的な避難する人々の誘導の情報の整理をした上で、設置を検討したいと考えております。

先ほど来の質問の中にもありましたとおり、いろいろなことが連立したりでありますとか、情報の混濁等、その辺の確認を十分させていただいた上での検討を進めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 吉岡町に国土強靱化計画推進方針と吉岡町地域防災計画にも避難誘導體制の整備として盛り込まれておりますので、検討をよろしくお願ひしたい。

先ほどの避難場所のプレートについて、明治小学校と吉岡中学校に設置されている場所が道路の東側で、ネットフェンスの内側に設置されているんですよ。そうすると、外から道路越しに見るとネットフェンス越しの奥に表示板が設置されていて、非常に見にくいんですよ。

なぜ校門のほうとか、邪魔のないところに設置しなかったのか。そこをお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 設置の理由については、今現在有効な答えを持っておりませんが、当然そういう見にくいものを放置するということは、やはり看板の設置の趣旨から捉えて本意のものではございませんので、今後設置計画に合わせて一緒に取り替えることを検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、3、平成31年3月に吉岡町災害ハザードマップが全戸配布されました。配布から3年経過し、避難情報の警戒レベルが変更され、学童クラブの指定避難所の追加など、吉岡町災害ハザードマップの更新時期について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 吉岡町災害ハザードマップは、議員ご指摘のとおり、平成31年3月に作成、配布がされて以来、災害対策基本法等の改正等により、早急に修正すべき内容も出てきております。

今後の更新時期につきましては、令和4年度の更新を目指して検討を進めさせていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 早めの災害ハザードマップの更新を検討していただきたいと思います。

続いて、4番、指定避難所及び福祉避難所の収容人数は決定したのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所の収容人数につきましては、まだ完全には決定しておりません。

先日の駒寄小学校の避難所開設訓練で町内体育館の収容人数見込みを避難所内部配置要図という形で配布させていただいたところですが、この図に落とし込んだものが駒寄小体育館で66人、明治小学校体育館で33人、吉岡中学校体育館では93人、社会体育館は86人で、全体では278人を想定しております。

コロナ禍の状況等で配慮が必要ですが、実際は家族単位で入ってもらう運用にせざるを得ないこともありまして、確定値ということではございません。あくまでもパーティショ

ンの中に一人一人入っていただくということでの数です。

また収容人数決定の見通しといたしましては、現在残りの数か所、文化センターや保健センターにどのぐらい入れるのかというところは、まだ検討している最中でありますので、そちらのほうは決定をしておらないところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 新型コロナが発生する前は、1人当たりの面積については畳1畳分と、そのような算出で、駒小1, 200、明小1, 500、吉中3, 000というような数字が出ております。

令和2年度の6月議会では、3密を避けるには1人当たり3.5平方メートルが必要というお話をしております。

今の11月14日の避難所開設訓練では、66区画設置したと。これについては、面積が4平方で66区画を作ったということですよ。

ですから、この辺も明小が33人ということは、コロナ前に出した1,500人というのは、もう全然桁が違いますよね。この辺も含めて、今後ハザードマップを更新するようなどときには、こういう収容人数も入れることも必要ではないのかと考えております。

次に、5番目、避難所の運営はどのように考えているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所の運営につきましては、町といたしましては、発災直後は町職員が中心となって避難所を開設し、その後の運営は、自治会、自主防災組織を中心とした避難者の自主運営を行うことを目指しております。

このことは、群馬県の避難所の運営の関係の計画等にも触れられておるところでございます。

災害時には町職員が災害対策本部業務に従事し、各避難所等に十分に携われないことも想定されますので、自治会、自主防災組織による自主運営を行うために必要な手だての情報共有と町民全体の防災意識の高まりが不可欠であります。

そのために、町といたしましては、先日実施いたしました避難所開設訓練等の継続開催はもとより、自治会、自主防災組織の常日頃のサポート体制を充実させ、かつ、今後も町民の皆さんの防災意識の向上に力を注いでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 11月14日に駒小体育館で初めての避難所開設訓練が実施されたわけで

す。町内13自治会の会長と副会長、町の防災アドバイザーら約30人が避難所の運営を体験したわけです。

この訓練の反省点について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） やはり、運営の側としての、参加者の方からは集約はできていないんですけども、あくまで運営側としてなんですけれども、やはりパーティションの設置に思ったより時間がかかるということです。次第に慣れてきて、早くはなっただんですけども、そんなふう慣れる状況に至る町民の皆さんは、常日頃いないわけですから、そういったところは、貴重な教訓として生かさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害が起きれば、先ほど課長からお話があったように、町の職員は災害対応に追われるわけです。そこで、十分な人手を充てるのが難しいのが現状になります。

そして、自治会に任せるといっても、避難所に常駐して運営を支援するリーダーの人材育成が必要となります。

この点どのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 防災士の取得の奨励等、今行っているところですけども、また、自主防災組織全体のお集まりいただいた中で、自治会長さんに実際は自治会連合会の皆さんに情報伝達することになるかと思うんですけども、そういったところを通じて防災士の皆さんあるいは防災のサポーターの皆さん等がいらっしゃるということも認識しております。また、消防団の皆さんについても日頃は仕事を持っていて、なかなか参加することができない部分があります。そういう細かいことの積み上げについても、もう少し目を向けていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 防災士の取得については、以前消防団の方が講習を受けて取得という道が開かれていたわけですが、自治会の人たちがその防災士を取得できる、そのような考えはお持ちですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） いろいろなところで話し合ってみないと確定的なことは申し上げられないんですが、そういった方々がいらっしゃるという感触も得られておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害関連死というのは、避難所生活での体調悪化などが原因で、2011年の東日本大震災では、今年3月末の時点で3,774人になっております。また、2016年の熊本地震は221人と、死者全体の8割を占めているというデータがあるんです。避難所の中で学校体育館は冷暖房がありません。今後、冷暖房設備についてどのように考えているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 冷暖房設備につきましては、今現在ですとスポットクーラーでありますとか、スポット暖房の備えというものは一定程度の配慮はあるんですけども、まだまだ十分ではございません。

また、実態面についての把握についても、まとまった数字で今現在お示しできない以上は、もう少し精査を進めさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） その避難所、指定避難所に関連して、認定農業者との協定による避難所というのがあると思うんですが、その辺の実態についてはどのようなものか伺いたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 認定農業者との協定につきましては、現在の前の前回の地域防災計画の中での資料に入っております、今回でもまだ入っておる状態になっているかという認識はあるんですけども、当時の認定農業者の方々の状況と今の状況は著しく異なると。当初、そういう協定を結んだときには、まだまだ正農家の皆さんたくさんいらっしゃって、ビニールハウスの中に一時的に避難していただくとか、あるいはそういったところで屋外での炊き出し等の協力をいただけるような地域の力が残っている状況がございました。

ただ、昨今の状況を捉えますと、庭先でへっついとかまどでお米を炊けるような家というのは減っているのではないかとということと、あとは、農業用のビニールハウスを多くお持ちの方という部分も十分な調べができていない状況にあるということは、私自身も認識

しております。

その辺につきましては、今後しっかりした形での調査を進めさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 実態がだんだん変わってきているというのが現状かもしれません。しかし、ビニールハウスとか、そういうところの施設も活用できるのであれば、今後認定農業者との協定避難所については、どのように進めていくのか。

今の課長の話ですと、だんだん認定農業者も少なくなってきているとか、現状が変わってきているようですから、ぜひこの辺もできるところは協力をしてもらうとか、改めてこの協定については、考え直していただきたいと思います。

次に、4番、テレビデータ放送等、情報配信サービスについて。

1、群馬テレビでのデータ放送開始時期と内容について説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） テレビデータ放送等の情報配信についてご質問をいただきました。

群馬テレビのデータ放送による町の情報配信についてですが、令和3年の10月から開始しております。

内容としましては、現在までのところ、各種補助金や助成金のお知らせ、献血等のお知らせを配信しております。

今後につきましては、緊急時の防災情報や新型コロナウイルス対策情報はもちろん、身近な暮らしの情報等も配信していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） このデータ放送を活用している市町村は、幾つあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 10月1日現在のところなんですけれども、県内7市23町村で利用しているということでございます。市は別なんですけれども、町村会については、一括で町村はこちらの事業に参入したというふうに伺っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町から発信するデータについては、情報内容の書き換えというのは、どの

ような方法になっていくのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらは、Lアラートという情報端末システムを使って、町のほうからパソコンの入力で行うことができますのでございます。

実際のところは、幸い私のほうの防災主管の端末を利用しての話になるんですけども、情報の管理等については、直接担当所属内で検討していただいて、我々のこちらのほうに相談していただいて載せていくという作業を行っているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 町で入力できるパソコンというのは、1台なんですか。それとも何台かのパソコンで入力が可能なんですか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 現在のところは1台の運用となっております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この書き換えは、2、4時間、役場からの書き換えが可能ということでよろしいのでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 書き換え自体は可能となっております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） では最後、(2)いつでもテレビ画面からの文字情報で閲覧できるので、町の情報発信としては、大変有効な方法だと思います。

今後町民にはどのような方法で周知徹底を図るのか、説明を求めます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 群馬テレビのデータ放送による情報発信の周知方法についてですが、今月1、2月の広報よしおかに視聴方法を掲載し、周知を図る予定でございます。

また、各地区で実施された防災訓練等の際にも、新たな情報取得の手段としてお知らせをしております。

今後につきましても、継続的に視聴方法について周知を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 周知の方法の1つとして、自治会連合会の定例会ではこのような説明をしたことがあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 自治会連合会の中でも一度お話をさせていただいたと記憶しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 年寄りの方は、スマホとか、そういうパソコンも使えない方が大勢いらっしゃいます。ふだん見ているテレビ画面から町の情報をいろいろ得られるというのは、非常にいい方法だと思います。

今後町からの発信の内容について、年配の方に分かりやすく情報が伝わるようにしていただければと思います。

以上で4番廣嶋の一般質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時47分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

まずは、共生社会の実現に関してというところで質問します。

町長は、この共生社会の実現に向けた取組として、これまで手話言語条例の制定、そして、障害者用駐車場、これは文化センターの隣の障害者用駐車場の整備とか、あと、小学校の車椅子昇降機、これ明治小学校に車椅子用の昇降機を配置していただいて、すごく助かっているところです。また、障害平等研修の実施などを具体的に進めていただいているところです。

今後も障害の有無や年齢、性別、出身地などに関係なく、誰もが同じ地域でお互いを尊重しながら生活できる社会をこの吉岡町で実現していただけるよう、積極的に取り組んでほしいと思います。

この質問は、以前にもしているものですが、改めて吉岡町での共生社会の実現に関して、町長がどのようなお考えをお持ちなのか。特に、町長がこのたびの第6次総合計画とか、来年度の予算編成を通じて、この課題に関してどのように取り組んでいくのか。また、どのようなことをしたいかについてお答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 現在吉岡町では第5次吉岡町総合計画のまちづくり方針の1つである「支え合う健康と福祉のまち」を目指し、子供から高齢者まで、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

今後高齢化が進むこととともに、あらゆる分野で人手不足の時代が続きます。そのような中、国の社会保障や公的福祉サービスだけを頼りにするのではなく、本人の力や住民相互の力も引き出して日常生活の支援を地域で進めていくことが必要となると考えられます。

住民が主体的に進める住民相互の支え合いの取組は、地域づくりを進めることとほぼ同義であり、支える側と支えられる側を地域で固定せず、住民相互で支え合う地域を構築することが、今後吉岡町で実現していこうとする地域共生社会のビジョンとなります。

現在策定を進めております第6次吉岡町総合計画においても、安心安全なまちづくりの理念を引き継ぎ、「すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」を基本目標の1つとして、共生型の地域社会の実現に向けて、できる限りの支援を行えるよう準備を進めております。

今後の具体的な取組など、詳細につきましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 今後の主な取組についてですが、先ほど町長が申し上げた地域共生社会を目指したまちづくりの中に介護保険の地域包括ケアシステムを組み込んでいく計画を現在進めております。

地域包括ケアシステムは、高齢者のケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に支援を行っていく、提供することによって、自立した生活を応援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や子育て家庭に対する支援等にも通じるものでございます。

具体的には、地域資源の洗い出しや関係者のネットワークづくりを現在進めている生活

支援コーディネーターを中心とした協議会を、介護保険の生活支援体制整備事業として来年度新たに設置する予定です。

この協議会において、地域住民と行政など関係機関が同じテーブルで相談をしながら、地域の困り事を解決するための新しいサービスの開発や事業の提案を行いたいと思います。

また、地域福祉活動の受皿として、令和4年度開所予定のボランティアセンター、こちらを最大限に活用し、地域福祉を担う人材の育成やボランティアの裾野を広げる取組を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 高齢者のほうからの取組という形もあるんですけども、例えばこの共生社会という部分では、例えば障害者の課題を解決していったら、高齢者とか子育て世代への支援につながっていくとか、そうやっていく話ではないかなというふうに認識しているんですけども、そんな中で進めていただきたいと思っています。

そういう共生社会実現に向けた取組というのを、例えば渋川市は、今回令和4年度予算編成における重点項目の1つとなっているわけなんですけれども、これは吉岡町においてもぜひ予算編成における重点項目と考えていただきたいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域共生社会というゴールに向かっていくために、地域における課題解決に欠かせない事業や取組を慎重に見極めながら、重点項目の1つとして、令和4年度の予算編成に取り組んでいく所存でございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） もちろん、総合計画における将来像実現のためのまちづくりポリシー、ダイバーシティとか、10年後に目指す基本目標、紡ぐの1番とか、そういうのを考えていくと、重点項目というのになって当然じゃないかなと私も思うし、もちろん町長もそれは当然だと思っていただくと考えています。そういう形で進めていただければなと思います。

次に、あらゆる人との共生社会の実現を目指すキーワードとして、ダイバーシティ&インクルージョンという言葉がありますね。これは、もう日本でかなり広く知られるようになってきているところですけども、第6次総合計画のポリシーの1でこの表記はダイバーシティと表記されていますが、共生とか受容とか活用という意味で表現されているインクルージョンの部分については、町として計画策定の中でどのように捉えているんでし

ようか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご指摘のダイバーシティ&インクルージョンは、今年夏に行われた東京オリンピックでも大会の理念として掲げておりました。ダイバーシティは、もともと多様性を意味し、よく耳にするとおられます。生物的多様性、文化的多様性などの用いられ方をすることもあります。主に出身地、性別、言語、年齢などの観点から区別せず、様々な場面、指向の人に力を発揮してもらうような環境の整備を推進していくことを指しております。

また、インクルージョンは、先ほど議員もおっしゃいましたが、同じような意味になってしまっていますが、包括や包含、また、受け入れるとか、生かすを意味しております。オリンピックでは、多様性と調和という表現でした。これは、多様性を大切にして全ての人が生き生きと活動できる社会を目指す考え方で、同性愛者や体と心の性が一致しないトランスジェンダーなどを指すLGBTQを尊重することも大事な要素しております。

第6次総合計画の序論の中でも世の中の動きとして、その点に関しましては捉えており、積極的に対応していくことが必要としております。

今回インクルージョンとの表記はございませんが、それも含めて多様性を受け入れることが必要と考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かに27ページですか、基本計画の、受け入れるという意味も含まれているという部分で解釈はできるんですけども、ただやはり、インクルージョンの部分、ダイバーシティとうたっておきながらも、意味も含んでいる部分でありながらですけども、そのインクルージョンの部分もしっかり考えていただければいいなというふうに思っています。

この共生社会実現に向けての取組に関して、もっと町民に知らせて、理解の普及を図るべきではないかと。そして、このダイバーシティの考え方、直訳すると多様性ですけども、この多様性という言葉では表し切れない意味がいっぱい含まれていると思うんですけども、そういうことへの理解ももっと広まるように、引き続き努めていただきたいと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご指摘の共生社会の実現は、重要な取組であると認識しておりま

す。

町といたしましても、この点を十分踏まえた上で、広く事業を進めていければと考えております。

また、本来深い意味合いを持つダイバーシティという言葉を今後町としても様々な分野で活用し、広く町民に対し理解普及に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そのダイバーシティの取組の中で重要な部分なんですけれども、このユニバーサルデザインの導入に関する町の見解、こちらと各課での活用状況について説明いただきたいと思います。

こちらは、もちろんバリアフリーという要素も含まれてはいますが、ユニバーサルデザインという部分では、どのような取組を考えられているのかお答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） ユニバーサルデザインは、文化、言語、国籍や年齢、性別、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築や製品、情報などの設計のことです。

各課での活用状況としては、現在なかなか進んでいない状況ではございますが、今後道路標識などへの利用を進めるほか、施設の改修や建て替え等の設計では、費用面の問題を十分意識した中で事業を進めていければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ここは、例えば町の施設にある赤ちゃんの駅があったとして、寒くないですかとか、隙間が空いていて授乳がしにくいとか、そういう部分とか、広報とか町の書類が聴覚障害に対応していますかとか、子育て世代が増えている中で、子供の成長を考えた公園整備が進んでいるか、みんなユニバーサルデザインが関係してくるものだと思うので、こういうところでしっかり取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、次、UD、ユニバーサルデザインについては、これ以前にUDフォントというものについて質問して、町の広報であったり、今回皆様のお手元にある第6次総合計画のフォントにも導入を進めていただいているようですけれども、住民の申請書とか各課での活用状況というのはどうなっていますか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、町の広報紙や第6次総合計画の文書では、積極的にUDフォントの活用を進めております。できるだけ多くの方がそれを見たときに、できるだけ間違いや見落としがないように努めていることも重要なことと認識しております。

しかし、現在申請書など、システムから打ち出したものについては、その対応がまだできていない状況でございます。

そのため、システムから出力される申請書については、今後の検討課題とさせていただきます。

また、各課において作成、発出している各種通知等の統一的な取扱いについては、当該取組を積極的に進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 町の基幹システムとか、いわゆるインターネット上に接続されていないパソコンについては、現在のところ買わなければいけないところなんですけれども、実際インターネットに接続できているパソコンというのは、アップデートするとUDフォントがおまけでついてくるので、もうただで使えることなのでというのは、前にも話していると思いますので、積極的に進めていただきたいなと思います。

大体この識字障害という部分だけでも、国民の中で4.5%ぐらいはそういう方なんじゃないかと言われていた中です。

あと、高齢者への配慮としても、また、皆さんが業務を行う中で読み間違いというのがうんと減っていくという話です。例えば「ぷ」とか「ぶ」、QとかGとかPとかを見間違えることというのは、結構ミスが多いので、そういうところが減ってくる形で業務改善が進むということも考えながら、導入を進めていただければと思います。

関連して、申請書などの性別欄や押印についても見直しを行っていただきたいと思うんですけれども、ユニバーサルデザインとか、ジェンダー平等を推進する中で、どうしても必要なもの以外は廃止すべきと考えているんですけれども、現状どうでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 現在申請書などの性別欄は、基本的に支障の生じないものに関しましては、積極的に見直しを随時行っているところでございます。

また、押印につきましては、社会状況の変化により、押印を求める必要性が低くなったもの、押印を求める目的がほかの代替措置により達成可能な手続につきましては、廃止を

することで、随時見直しを行っております。

法令や例規等に根拠のないものにつきましても、並行して見直しも実施しております。

今後も性別欄や押印の見直しにつきましては、対応可能なものから積極的に取り組んでまいります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。

次、条例等について考えていきたいと思っていたんですけれども、話していきたいと思っていたんですけれども、ちょっと飛ばしまして、次、小中学校の話をちょっとしていきたいと思います。

教育長、小中学校での男女混合名簿を採用したというのは、ジェンダー平等を進める中で大きな意味を持ったと思います。

山口教育長の下、学校でのジェンダー平等が今後さらに進むことを期待したいと思い、2点に絞って質問します。

中学校の制服なんですけれども、男子の制服とか女子の制服という形で、男女を区別するというのは、ジェンダー平等の考えに合わないですね。例えば男の子だから詰め襟の学ランを着なきゃいけないとか、女の子はブレザーを着なきゃいけないとか、だから、女だからこうでなくてはならないという、社会的、文化的につくられる性別的な考えというのはやめていただきたいと思っています。

また、LGBTQ+の児童生徒への配慮にも欠けているんじゃないかなと考えるわけです。なので、ジャケットとかブレザーなど、男女共通デザインの制服について、ぜひ検討し、できるだけ早期に更新していただきたいと思うわけですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在全国的に制服の在り方が話題となる場面が増えてきていると捉えております。

制服の変更は、すぐにできるものではありませんが、将来的には男女共通のブレザーなどについては、検討が必要であると考えております。

その際には、学校の教職員の考えや生徒、保護者の意見等を聞くとともに、教育委員会や学校だけでなく、PTAや地域住民の代表も参加している学校運営協議会等での議論も参考にしながら、検討していくことになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) もうこれは、どんどん先進事例の情報が入っていると思うんですよね。そんな中で、その先進事例とか、制服メーカーの対応についてとか、もうこれは調査は始まっているんでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 吉岡町教育委員会として、学校の制服の変更に係る情報収集等については、教育関係の情報誌や新聞の特集記事等で日常的に行っておりますが、積極的な情報収集等については行ってはおりません。

なお、先日の新聞記事につきましては、町教育委員会としましても、県内事例として把握するために、該当教育委員会への問合せ等も行っております。

議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) それは、11月13日の上毛新聞の記事じゃないかなと思うんですが、それはちょっと後にして、ここ、現時点で制服を全部いきなり更新するというのは難しい話なので、できるところから始めていきたいと思いますということになるとは思うんですけれども、その現時点で可能な取組として、女子生徒のスラックスの着用など、つまり、制服自由選択なんですけれども、これの全体への周知、これはしっかりできているのかというところで、ちょっと疑問があるわけなんですよね。

教育委員会、中学校から保護者にどのように説明しているのかに関して、いま一度説明いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 吉岡中学校では、令和2年度の2学期にスカートのほかにスラックスを制服として追加する決定をしております、同年10月15日付の通知で、当時の在校生及び保護者宛てに周知を行っております。

また、令和3年度入学生の保護者に対しても、本年2月に行われた入学説明会の中でそのことについて説明させていただいており、今年度については、1年生でスラックスを着用している生徒も十数人いると聞いております。

それから、スラックスの注文についてなんですが、一般的に吉岡中学校の制服を扱っている商店であれば対応できるようになっておまして、このことについては、昨年保護者宛て通知や入学説明会で説明をさせていただいたとのことです。

令和4年度入学生への周知方法についてですが、近々吉中入学予定者に対して制服の注

文書が配布されると聞いておりますので、そのような際にスラックスも選べる旨の周知を  
するとともに、これから行われる次年度の入学説明会においても保護者に対して丁寧な説  
明をするよう中学校に指示したいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） きちんと進めていただけていただけるような形と思いますが、説明とか文書も  
確かに必要なんですけども、できれば、画像添付もそういう中で、例えば女子のスラッ  
クス、こういう形になりますというのが添付されているといいんじゃないかなと思います。

それと、先ほどの11月13日の上毛新聞で、館林市の中学校での制服自由選択につい  
ての記事があったわけなんです。これ、新聞の記事になるほどの内容なんだと、この間  
の一般質問でやったら既にできていますという話でしたけれども、これは、新聞記事に載  
るようなことなんだと認識していただきたいと思うんですね。

説明会に出席する6年生とその保護者とか在校生もそうですけれども、それだけでなく、  
広く町民に知らせていくべきことなのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 県内中学校では制服の自由選択については、個別の対応にとど  
まっており、広い周知はあまり進んでいない状況から、館林の取組、新聞記事になるほど  
の注目度があるものと理解しております。

吉岡中学校におきましても、ちょうどウインドブレーカーや通学かばんの変更のタイミ  
ングと重なっておりますので、吉中生の装いが変わること、制服の選択肢が増えたことに  
対する周知についても検討したいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） これ、情報の展開間違えると、例えば恣意的に情報を少なくしていると誤  
解を受けるおそれもあるので、そういう部分には十分配慮していただきたいのと、実際小  
学6年生の児童や保護者とか多くが私が聞いている限りでは、知らないんですよ。このこ  
とを知らないの、私も一般質問したんです。

なので、つまり伝わっていないんだと。その学年が上がるとき、中学に上がるとき、も  
しかして中学校に入っている生徒たちに伝えればいいという話、伝わればいいという話で  
なくて、もっと全体に広がっていくようにこの話が。

例えば今の時期にスラックスはけるよといったら学校の中で児童たちがどうするという  
話が進むわけなんです。そういう話があるけれども、どうするという話があるから、浸

透していく話であって、中学校になってどうするという話とはまた進学に当たってどうするといったら、友達とも相談できないわけですし、そういう部分を考えていくと、もっと早い時期から情報展開をしていくべきではないかと思うところであります。

次、中学校のトイレに関してなんですけれども、ほかの自治体からの情報を見ていると、小中学校でLGBTQ+への配慮として、性別を問わず使えるトイレの設置、もしくは性別を問わず使える多目的トイレの運用が始まっていますけれども、吉岡町での現状というのはどうなっていますでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町立学校においては、明治小学校に2か所、駒小に4か所、吉中に4か所多目的トイレがそれぞれ設置されております。

現在学校の多目的トイレは、障害のある児童生徒のほか、けが等で一般のトイレが使えない場合などの使用などが主たる用途となっております。小学校などでは、何かあったら使える状態にはあるものの、なかなか児童生徒が気軽に多目的トイレを使えるような環境にはなっていないと考えられます。

将来的には、児童生徒が多目的トイレを使うことが特殊ではない環境となることが理想であると考えています。

ただ一方で、多目的トイレは性に関係なく複数人が誰でも入れ、中から鍵がかかる個室であるという、校内では特殊な空間でもあることから、安全管理上、生徒指導上の課題もあります。

誰でも使える場所にすべきという思いと学校に義務づけられている安全管理上の課題の両立をどう図るか、そして、その際の児童生徒への周知方法等についても今後校長会や養護部会等で話題にしていきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） いろいろ問題はあると思うんですけれども、なぜできないかじゃなくて、どうしたらできるかというのをしっかり考えていただきたいと。

LGBTQ+の割合って大体どのくらいかというのと、10人から13人に1人ということとは、クラスに1人、2人いるということなんですよ。

教育長、つまり、単に用意しているとかじゃなくて、使っても大丈夫だということを生徒、保護者にどんどん周知できるようなところまで持っていく必要があると思うんですよ。

つまり、誰にも言えずづらい思いをしている児童がいるかもしれないんだと。むしろいると。そういう認識で教育長、今後対応していただきたいと思うんですけれども、どうで

しょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 富岡議員のおっしゃるように、困っている子供たちがいるかもしれないという認識で考えることは、私も基本に置きたいと思います。

そうした上で、今事務局長が申し上げたように、特に中学校ではやはり懸念されるのが誰でも入れる、鍵がかかる比較的広い空間だということでもあります。学校現場で様々な、吉岡中学校は非常に落ち着いている学校ではありますが、様々なことを想定しながら管理をしなくてはならないという片方の思いもありますので、本当にこの両立をどう図るか、よく考えていきたいと思います。

ちなみに、この子供たちは、性の多様性のことについては、中学校3年生の公民の教科書に出てきておりまして、なかなか全ての子供たちに性の多様性、特にトランスジェンダーの生徒がいるということを扱うというのは、非常に慎重にならざるを得ません。

小学校では、基本的にそのことを学ぶことが内容に入っておりません。中学校3年生になってやっと入ると。

ただ、しかも文部科学省の考え方の基本は、一斉にアンケートを取って調べるということも絶対しないと。あくまでも万が一そういうお子さんが申出があったり、保護者から相談があったりしたら、そのことを秘匿な状態において個別に対応するというのが基本であるというのが今明言されておりまして、最新の情報でもそこは変わっておりません。

吉岡町、先進的にそれを一歩踏み込んでやったらどうかという、富岡議員の思いもあるかもしれませんが、そこはやはりよく考えていきたいというふうに思います。

既に学校の実態として、そういうことで、相談している子がもしかしているかもしれないということも念頭に置きながらの対応もしなくちゃいけないと思いますので、よくそこは熟慮しながら進めていきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今までの話の中でもあるとおり、こういういろいろな、例えば障害者であったり識字障害であったり、こういうLGBTQもそうですし、こういった人たちがいるんだという、自分の周りにいるんだということを考えていくことも共生社会につながっていく大事な部分じゃないかなと思います。

次、障害平等研修といって、DETという形で言われているものについて質問していきたいと思います。

バリアフリーというのは、これ第6次総合計画にも出てくるんですけども、45ペー

ジですね。これは、ソフト面での推進も重要で、心のバリアフリーについての啓発というのもこの障害平等研修が一番だと考えています。

こちらの実施に関しては、既に教職員向けに実施して、11月19日ですか、民生委員対象で実施されたようなんですけれども、ここでお尋ねしますが、職員研修としての追加実施の考えはどうか。

住民の啓発としての実施の考えはどうか。

そして、学校側においては、以前の答弁では、教職員に行うという考えですけれども、今後の実施はどうか。そして、児童生徒にぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、これ、こういう心のバリアフリーの問題というのは、人権問題として一くりにせず、本当に心のバリアフリーそのものの理解を広めていっていただきたいと、そう思うわけですけれども、こちらに関して町の見解について説明を求めます。

議長 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 障害平等研修につきましては、2年ほど前の職員研修として実施した際に、私も参加させていただきましたが、共生社会の推進に向けて非常に意義深い研修であり、ぜひ多くの人に本研修を受講してもらいたいと感じたところでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれの各担当課長より答弁をさせます。

議長 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、私からは職員研修としての追加実施についてお答えをさせていただきます。

当町では職員を対象とした障害平等研修を令和2年1月に実施いたしまして、特別職や臨時、嘱託も含めて99人が受講いたしました。

都合で出席できなかった職員や新たに採用された職員も多数おりますので、今後機会を捉えて実施していく予定もあります。

前回初級編ということで、いろいろ回数に応じて内容が異なってくるのかなと思うんですけれども、新型コロナウイルス感染症の観点から、前回のような大人数の実施が難しいため、そういった要素も踏まえて、研修内容等、また委託先とも協議を進めてまいりたいと考えております。

議長 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私もこのDET、障害平等研修に参加させていただいて、その認識を180度転換ぐらいの意義を感じまして、見方、考え方が変わりました。

そこで、早速町の教職員に向けて研修を行おうとしたところ、同時にH i B A L I プランの展開、そして、コロナウイルス感染症の拡大ということで、その研修ができずに、2年間その状態でおります。

来年につきましては、ぜひ教育研究所の事業としてこれを行いたいと思います。

まず、子供たちにもぜひ実施をさせてほしいという富岡議員の願いが今ございましたけれども、まずは、職員に受講してもらって、恐らくこれは子供たちにもいい研修になるだろうという思いを持ってもらえるんじゃないかというふうに思っておりますので、その研修の結果を踏まえてどうするかを考えていきたいというふうに思います。

教育委員会からやりなさいということは、効果があまりないのかなというふうにも思いますので、そんな対応を行いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 最後に、介護福祉課からは、住民の方への啓発としての実施についてお答えいたします。

これまでは介護福祉課では町の職員及び福祉関係者のみの研修を行ってまいりましたが、令和4年度につきましては、一般町民を対象としたDET研修を実施する予定です。

内容については、障害を持つ講師の方が参加者と直接対話をしながら、いろいろなことを学んでいく発見型障害学習を通して、障害を深く理解し、また、行動を変えるための研修にしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちょっと気になることがあって、障害というのは、「持つ」じゃなくて、「ある」です。この考え方は職員の皆様ご存じですよ。障害というのは、障害者にとっての障害、最近漢字で書くようになったのご存じですよ。昔は「障がい」と平仮名で書いていたんです。障害の害は。障害者は害じゃないという意味で「がい」と、そういうふうに平仮名で書いて配慮しているんですけども、今の考え方というのは、社会的障壁、つまりバリアが障害なんだと。これは、もう世界で通じている障害の社会モデルという考え方の中で、もう常識になっていることなので、障害は「持つ」じゃなくて、「ある」という形です。

社会の上に存在している障壁なんだという形で認識していただきたいなど。

障害平等の研修をきちんと聞いていれば、こういう部分もしっかり理解できているというふうに思うので、もう少し広まっていければなと思うところです。

次の障害者への窓口対応なんですけれども、聴覚障害者の部分について質問していき

いと思います。

聴覚障害者への窓口対応の配慮等に関してなんですけれども、まず、手話通訳者の育成状況というのはどうなっているかと。

今導入したタブレットの音声、導入したタブレットで音声を文字化する機能があるんですけども、これがどのように活用できているのかについて説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在町が社会福祉協議会に委託して実施しています手話奉仕員養成講座、こちらにつきましては、現在町職員が受講する場合には職務免除になるように、今年度から配慮しております。

ちなみに、今年度は、入門編に2名、基礎編に1名職員が受講していますが、講座を修了したとしてもすぐに手話で会話ができるようになるわけではございません。入門編の内容は、挨拶ですとか、自己紹介、こういったことができる程度の手話を学ぶことでございます。基礎編でも簡単な日常会話程度の手話の習得となります。

ですので、今後は、受講修了生のスキルアップのため、手話サークルの紹介だけではなく、渋川広域で連携し、フォローアップ講座の実施なども予定しております。

最後に、タブレットの活用状況についてですが、昨年度から役場庁舎や保健センター、図書館、社会福祉協議会などに10台を配布しました。

聴覚障害者への窓口支援で10回、難聴の高齢者などの利用も合わせると21回利用されております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） これ、タブレットも有効なんですけれども、当事者にとっては手話が一番なんだという認識で、できるだけ対応していただきたいなと思います。

あと、関連して質問なんですけれども、小学校で手話を学ぶ機会、時間が若干あるんですけども、手話に関心を持つ子供たちのために、学校以外でも子供向けの手話教室を開催してはどうかと思うんですね。

共生社会の実現にはこのような取組が非常に重要であると考えるんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 聴覚障害者協会との懇談会におきましても、小さい頃から手話に触れてもらう機会を設けることが重要ということで、例えば児童館ですとか、保育園、幼稚

園などにボランティアサークルの方が出向いて行って、若い親子や年長の園児たち、そういった小さい頃から挨拶とか簡単な手話、そういったものに触れてもらう機会、こういった取組ができればというようなお話がありました。

コロナ禍の情勢において、すぐに実現するということはちょっと難しいかもしれませんが、関係機関とも相談しながら、協力していただけるのであれば実現に向けて準備を進めたいというふうに考えています。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 私も家族が受講してくると、もう目きらきらさせているわけですよ。そのきらきらしている状態、だから、こういうことができるんだということを覚えてきたときにすぐ、できるだけ早いことそういうところにつながっていったらいいなという形で思っています。

やっぱり2年、3年たってからうちの家族にどうと聞いても、うーんだったんですよ。そのときは覚えてきたのがうれしくて、こういう取組もしてみたいなと思っていたんだけどもというところがありましたので、できるだけつながっていけるようにしていただければなと思います。

時間が大分押していますので、次の障害のある児童生徒に関してと通告してあるんですけども、これすみません。省略させていただきます。

次に、都市計画に関して、マスタープランの見直しの部分について質問していきます。

都市計画マスタープランというのは、おおむね20年後の将来を見据えた長期的なまちづくりの指針ですけれども、もう議決してから20年の4分の1以上、5年9か月というのが経過しています。

進んでいることもあれば、まだまだ先が見通せないものもあるのではないかと思うわけなんですけれども、同プランでは、必要に応じて見直しを行うとされているんですけれども、この見直しの必要性について町長どのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 都市計画に関してのご質問をいただきました。

ご存じのとおり、平成28年3月に都市計画マスタープランが改定されまして、5年が経過いたしました。

この間に町のめり張りある土地利用を図ることを目指して、立地適正化計画の策定、公表を行いました。また、既存の商業集積地から駒寄スマートインターチェンジ東側までの地域に商業系の用途地域と地区計画を令和元年12月に指定し、良好な商業地のまとまり

と維持、そして、大型商業施設の出店が可能となりました。

あわせて、緩やかに居住を誘導することにより、持続可能なまちづくりを推進するため、共同住宅等の建築制限を設定した特定用途制限地域を定めました。

また、現在は都市計画道路の見直し業務に着手しており、都市計画マスタープランに基づく施策を着々と進めているところでございます。

したがいまして、現段階では都市計画マスタープランの見直しの必要性は低く、現行のマスタープランに沿って都市計画行政を進めていくものと認識しております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町長、やっぱりその中で都市計画道路とか公園とか、いろいろ考え直していかなきゃいけないところがあると思うんですね。そういうところで、見直しの必要性がないというのは、ちょっと私としては違うんじゃないかなと思うわけなんですよね。

ちょっと先へ進めていきますけれども、次、公園の整備計画という部分で質問させていただきます。

先ほど町長お話しされていましたが立地適正化計画もあるんですけれども、総合計画、基本計画やマスタープランとか立地適正化計画でもこの公園整備に関して計画されているところなんですね。これ、ちょっとマスタープラン見ますと、基幹的な公園としては城山みしはし公園が完成して、八幡山公園については見直しが行われているんですけれども、この身近な公園については、計画にある住宅誘導エリアとか住宅許容エリアと言われているところへの優先的な整備とか、あと、これも計画に出ているはずなんですけれども、駒寄小学校南側の身近な公園の整備に関する、これ町の動きが全然見られていないわけなんですよ。

都市計画の中での今後の公園整備について、もっと具体的に今後どうしていくのか考えていただきたいと思うんですけれども、町長としての見解はいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、駒寄小学校南側の身近な公園の整備に関しましては、将来的な計画としておりますが、現在は構想計画などに着手はしておりません。

都市計画における公園として、八幡山公園の拡張計画につきましては、都市計画公園としての整備の可能性を検討しましたが、防災公園としての整備や運動施設としての面積要件など、多くの課題があるため、庁内の関係部署と課題を整理し、事業化に向けて検討中でございます。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5 番(富岡大志君) 何かその身近な公園の進めとしては、ちょっといまいよく分からなかったんですけども、それで、これまでの5年9か月の間でいろいろなことがあまり進められていないわけなんですよ。身近な公園という部分に関しては、八幡山というのは、身近な公園なのかどうかという、これも防災のことをいろいろ考えていると思うんですけども、ちょっと違うんじゃないかなと。

私たち、住民の目から見ると、この5年9か月で進んでいないんじゃないのと。この計画。まだこれから始まって、いろいろ検討が始まっていくというのいかなものかなと。計画が進んでいないというのは、つまりその計画の見直しが必要なんじゃないかなと、そう考えるんですけども、いかがお考えでしょうか。

- 議長(岩崎信幸君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

- 建設課長(大澤正弘君) 公園の整備に関しましては、引き続き事業化に向けて可能性を検討していきたいと考えております。

- 議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5 番(富岡大志君) 同じことを言いますが、5年9か月の間で検討を進めて、まだ検討進んでいるように見られていない中で、これから検討というのは、またもうちょっと考えものかなと思うので、その部分認識していただきたいなと思います。

次、小林議員の午前中の質問と似ていますが、改めて質問したいと思います。

第6次総合計画の策定を進める中で、ワークショップで公園に関する要望が多く出ていますし、パブリックコメントでも複数の要望が出ているわけですよ。対話を重視する町長ですから、このような町民からの公園とか、公園遊具の充実に関する要望にぜひ実行という形で誠意を持って応えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 議長(岩崎信幸君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長(柴崎徳一郎君) 当然町の財政状況等も踏まえながら関係各課と連携し、検討していきたいと思っております。

- 議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5 番(富岡大志君) 検討じゃなくて、実行という形で考えてください。

次にいきます。

都市計画道路に関してなんですけれども、漆原総社線についての計画が進む中なんです

けれども、溝祭北下線って、関越自動車道でカルバート開いていて、児童館の前のところ、児童館の東側から本来道路が通るはずだったところ、これの溝祭地区分、そのカルバートのところから中学校の入り口まで通るような道路が計画されていたんですけども、これが廃止の方向で現在検討が進められているということです。

宅地開発とかの現状から実現というのは難しいのかなと。現在行われている見直しの中で、この部分が廃止の方向で進んでいるのは仕方ないことなのかなと思うんですけども、一方で、漆原のほうから小中学校とか、役場へつながる、アクセスする町道というのは、通勤、皆さんもお使いになられている方多いと思います。もしくは通学、もちろん向こうからの、漆原とか駒寄台のほうからの役場への用事、あとは保育園もあります。保育園の送り迎えなどで交通量が、つまり人や車の通行がうんと多いのに、ところどころ狭かったり、見通しが悪かったりするわけなんですよ。

利便性とか安全性に問題を抱える中で、計画を廃止するなら、代替案とする改善案をしっかりと示していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在都市計画道路の見直し業務において、溝祭北下線の一部が廃止の案となっておりますが、現在都市計画ガイドラインに基づき、道路交通量需要予測に基づく道路ネットワークの検証業務を行う予定でございます。

この検証業務において問題ないとなると、溝祭北下線の一部が廃止候補となる見込みでございます。

本路線の計画と交差する県道前橋伊香保線の歩道整備が県事業により進捗しており、安全性の向上も図られております。

その他の地域についても廃止に伴う安全策などの検討をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 代替案となる改善案という部分についてしっかりと示していただきたいんですよ。これ大丈夫ですと。都市計画道路の廃止をしても大丈夫ですとコメント、答えじやなくて、実際すごく車が通って、人が通って事故が起こっているんですよ。なので聞いているんです。なので、廃止するなら、きちんとした代替案を出してくださいと質問しているんです。

溝祭北下線が廃止になるのは仕方がないですよという話は、分かっているんですよ。でも、交通量が多いんですよと。皆さんが思っている以上に。なので、考えてくださいという話をしているので、そこを認識していただきたい。

例えば、第三保育園の駐車場の南側の道路ありますね。カルバートに向かった道路。こ  
こは、もうこの坂道というのは非常に狭くて、ここ中学生の通学と保育園の送り迎えと役  
場への用事のある人でごった返しているわけですよ。時間的には、非常に危ないと。ここ、  
私子供を乗せた車がそこで衝突している事故も見ています。非常に危ないんですよ。こ  
ういうところを直していくべきじゃないかと。

もう一つ、例えば役場の南駐車場の東にあるクランク部、すごく細いクランクあるんで  
すけれども、ここもすごく車がごった返しているわけです。役場に行くの便利ですから。  
あと、ここは、渋川特別支援校の通学というか、送り迎えの車もここを通るわけなんです  
よね。非常にここ整備が必要なんですよ。

こういうところを早急に安全対策していただきたいと。まずそこからだと思うんですけ  
れども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘の箇所につきましては、安全対策が必要な箇所として把握をし  
ております。

地元関係者と調整を進めてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町長、具体的な改善案を示していただきたいというのは、こういう部分な  
んですよね。ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

次、漆原総社線に関してなんですけれども、まず、現路線で台風で木が倒れて通行止め  
になって、駒寄小学校方面の混雑につながったというのを聞いています。この状況、町と  
して把握しているんですかね。

それと、現路線、これ災害に対する脆弱性についての調査はしているんですか。

台風が来て木が倒れているということは、道路自身の災害への脆弱性に問題があるので  
はないかと。そういう部分での質問です。

あと、計画中の漆原総社線は、大町交差点付近の混雑解消、これももちろんのこと、駒寄  
交差点付近の登下校時の安全対策として、迂回路としての機能が十分にあるのかについて  
もしっかり調査していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現路線の漆原総社線の倒木の対応につきましては、実際現地にて対応に当  
たっており、状況は把握をしております。

現路線の脆弱性につきましては、調査はしておりませんが、過去に台風などの強風による倒木が多くあり、危険な箇所であることは把握しております。

漆原総社線が迂回路の機能が十分にある調査ということでございますけれども、平成29年度の都市計画道路漆原総社線見直し業務におきまして、生活道路、通学路の安全性の確保と増加が見込まれる自動車交通への対応が課題として整理されております。

漆原総社線の必要性が地域に集まる交通の分散と通学路の安全性の確保並びに広域幹線道路の南北補助幹線として整理がされております。

都市計画道路漆原総社線の整備目的として、大型車両を適切に誘導する必要性が高まっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 第6次総合計画のパブリックコメントの中にも警察の管内で上武道路からの道路のリバートピアからの道路の交差点付近、大体イメージできると思うんですけども、ここが県警が注目する交通要所として唯一挙げられているわけなんですよね。つまり、これ多分町のほうでも確認取ったと思うんですよ。ここは、非常に危険な場所だというわけなんですよね。

この交差点、交通量が増えて、安全面で大きな問題があるのはもう確かなことだと思うんですよ。

ですので、この部分の改善等含めて、漆原総社線の1期工区の整備というのは、やはりかなり頑張って進めていただくべきなんじゃないかなと。

再度なんですけれども、やはり駒寄交差点の大型車が減っていくのかどうかというのは、きちんと調べておいてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） まず、最初の県警本部からは、令和元年度中の交通事故多発地点等に関する現地調査の通知がありまして、令和2年7月に県警本部と所管の渋川警察署とともに現地の調査をしております。

また、漆原総社線の第1工区につきましては、国土強靱化地域計画にも位置づけまして、この整備をしていきたいと考えております。

また、交通量の動向でございますけれども、この辺についても今吉岡町は県道南新井前橋線等開通して、自動車のこの流れが変わってきているところでございます。その辺も注視しながら、交通量の把握をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今回第6次総合計画基本計画でも通学路の安全確保に向けた道路整備の実施とあるんですね。

漆原総社線とは若干離れるんですけども、さっき言ったように駒寄交差点の安全対策というのを至急進めていただきたいと。ここ学校前でたくさん児童が通っているのに、制限速度50キロなんです。大型車の通行も多いんですよ。この前も言いましたけれども、例えば、タンクローリーあそこでひっくり返ったらどうなりますか。登下校時に子供たちが巻き込まれると。そうなったら、犠牲になってしまうのは自分たちの子供かもしれないわけなんです。

町長、そういう思いで、そういう考えでこのハード、ソフト両面での対策を徹底的に行っていたらと。

そんな中で、漆原総社線の1期工区によって、ここの安全面が改善されるんだったら、しっかり取り組んでいただきたいと、そう思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡議員のご指摘のとおり、子供たちの安全を優先して事業を進めていけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 八街市の事故は、予算の都合で対策できなかった結果です。吉岡町も同じことが絶対起こってはならないと。

今SDGsとか、いろいろ言われる中で、誰も取り残さない。特に、子供の命を置き去りにするようなことは絶対行わないでいただきたいと。そうなるようなことには絶対なっていないと。そういう思いで取り組んでいただきたいと思います。

次、商業誘致エリア、工業誘致エリアに関して質問したかったんですけども、ちょっと次回に回したいと思います。

最後に、教育のICT化に関して、総合計画でも48とか49ページに載っているところなんですけれども、その中で、HiBALIプラン、吉岡の小中学校の教育といたらこのHiBALIプランというのがもう一番突出している部分なのかなと思うところなんですけれども、今はHiBALIプラン2.0という部分で進めていただいているんですけども、その進行状況どうなるかと、また、気になるところで、この構想が今後どのように進化していくのか。

例えば2.1になるのか3.0になるのか。そういうバージョンアップについて、どの

ようにお考えなのか、教育長のお答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） HiBALIプラン2.0でありますけれども、この柱というのは5つありまして、これはどうしても申し上げたいと思います。

1つ目は、これまでのICTの前の教育実践の蓄積、これとICTを組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びという、一人一人の力に応じた学び、そして、一緒に学ぶ学び、これを充実させる授業改革が1つ。

2つ目がICTを活用して事務のデジタル化で日常の業務改善。

3つ目が今までの一律、一斉、大量生産型と言われる教育ではなくて、子供が一人一人みんな違うということの大前提にした誰も取り残さない、誰でもがそれぞれ満足できる授業へ転換するための教員の意識改革。

そして、小学校のプログラミングを通して、失敗に価値があるということを感じ取る児童の自己調整力の育成。これが4つ目。

5つ目がオンラインの活用により、学校と家庭をつないだり、他校、他地域とつないだりすることでの学びの環境を広げる取組、この5つであります。

2.0は、おかげさまで、1.0、環境整備が1.0、その後実践に向かって、2.0、これが年度初めから順調にスタートを切れたわけですがけれども、このSociety 5.0時代の新しい学びのスタンダードを今模索している段階で、それぞれ成果と課題が徐々に明らかになってきております。

来年度以降も2の段階の充実を目指して、各学校の取組をさらに進めて、それぞれの学校の情報交換や県のモデル事業等の交流によって、吉岡町全体のレベルアップを図っていく予定であります。

2.0を2.1にするか3.0にするか、まだちょっと考えているところですがけれども、いずれにしても、子供にとってタブレットは学びを広げる文房具という意識を一層定着させるとともに、ドリル学習から探究、協働、試行錯誤を伴う主体的、対話的で深い学びという理想に向かって、授業改善を目指していきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 時間がないので、最後に、1個だけ、学校の机ってタブレットを置いておくと机のスペース足りなくなっているんですよ。ところが、机を新しく買うのは無理なんですよ。なので、机の先にエクステンションみたいに、ぽっとなつけられるような拡張スペースというのを今開発されているんですけども、この導入については、どのようにお

考えですか。

やっていったほうが良いと思うんですけども。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） おっしゃるとおり、大変便利なものだと思うんですけども、35人の子供たちがいる今の教室の広さでそれをつけたり外したりというのが実に課題もあります。

そこをさっきから両立ばかり言っていますけれども、両立させていきたいというふう  
に思います。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 12番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君登壇〕

12番（山畑祐男君） 議長への通告に従い質問いたします。

最初に、男女共同参画事業について質問いたします。

男女共同参画について、町でも大きな一歩を踏み出したと評価いたします。それは、昨年度より小中学校の生徒の名簿が男女混合名簿に変更されたことです。子供の頃より男女が平等であることの意識教育は重要なことと考えます。

町行政ができるところから意識的に改善していかないと、その成果を上げることは厳しいのではないのでしょうか。

平成31年に町でも男女共同参画基本計画策定をいたしました。町の男女共同参画の取組について以下お尋ねいたします。

長い歴史で培われた意識を変えることは、多くのエネルギーを必要とします。町での男女共同参画基本計画は、2019年度から2023年度の5年間の期間で策定されました。性別による固定的な役割分担、男女の地位の平等に関する意識、男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要に思うこと等の内容で住民の意識調査を実施し、計画の基本的考え方から未来に向けて町民一人一人が尊重し合い、性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動などに共に参画できる社会の実現、基本理念が策定されました。

基本理念の達成のための基本目標も策定されましたが、今日までの目標達成のための作

業や成果はどのような状況でしょうか。

例えば、基本目標では女性職員の採用割合や職員全体で女性割合の上昇に努め、成果は出ているが、管理職の女性割合の上昇については伸び悩んでいると町の男女共同参画基本計画書に記されています。男女共同参画は、町が意識を持って改善していかないと進まないのではないのでしょうか。

町行政の人事は、町民皆様の関心事でもあり、男女共同参画は直接町民の皆様にご理解していただける事柄ではないのでしょうか。

男女共同参画基本計画策定から今日までの成果をお尋ねするとともに、今日までの基本計画を推進してきた中において問題点及び新しい課題はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 男女共同参画基本計画につきましては、男女共同参画社会実現に向け、平成31年3月に令和元年度から令和5年度までの5年間の計画を策定いたしました。

男女共同参画の意識づくりのため、広報紙等による啓発活動などの実施や役場職員を対象とした講演会の実施などを行ってまいりました。

また、学校での男女混合名簿の導入、パパと子の料理教室の開催、役場の女性職員の管理職への登用や町の附属機関の女性委員の推進、役場内の申請書類等性別欄の見直しなどの調査等を実施しているところでございます。

課題といたしましては、意識づくりのための啓発活動など、コロナ禍において事業等が実施できないことなどがございますが、継続して進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは次に、男女共同参画の精神が町民の皆様のご理解をいただいている全国の自治体には一定の目的を達成しているところもあると認識しています。しかし、町の取組は道半ばではないのでしょうか。

いろいろと活動していると思いますが、さらに前進するためには何をどのようにすればよいのか、先進地域事例の検証や町民の皆様の意識調査を行ったりすることは必要ではないのでしょうか。議会を含め、町のいろいろな団体での男女の割合は、まだまだ満足のいく数字ではないと感じています。

これからさらなる男女共同参画社会実現に向けて町の今後の具体的な計画はあるのでしょうか。あるとすれば、どのような計画なのでしょうか。

第6次吉岡町総合計画でもその重要性が明記されています。11月29日の男女共同参画について岸田総理は、来年6月をめどに実効性のある具体策を取りまとめるように指示を出しました。町ではこれからどのように男女共同参画基本計画を進めようとしているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今後の事業につきましては、意識づくりの啓発活動の継続や申請書類等の見直しの実施、パパと子の料理教室の開催、啓発映画の上映、講演会の開催などの実施を考えております。

そのほかに、県が実施している事業で、一方または双方が性的マイノリティーである2人の者が互いに協力して継続的に生活を共にすることを宣言し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を提出し、県が受領カード等を交付する制度であるパートナーシップ宣誓制度との連携や、町においての同制度の導入について、現在検討しているところです。

また、次期計画策定に向け、令和4年度にアンケート調査を実施し、令和5年度に次期計画の策定を行う予定になっております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりと計画を達成していただければと思います。

次に、子供たちを取り巻く問題について質問いたします。

子供は町の宝物であり財産でもあります。「子供を育てるなら吉岡で」が町の掲げているキャッチフレーズです。子供たちが大きな夢を持ち、大空に羽ばたいていく姿を見ることは、親にとっても町にとっても大変喜ばしいことではないでしょうか。

子供たちが大人になったときに町で過ごした日々が楽しい思い出の財産になるように、町がその一翼を担うことができれば、「子供を育てるなら吉岡で」が実を結ぶふるさとへの思いは確かなものになるのではないのでしょうか。

様々な観点から、子供たちを取り巻く問題についてお尋ねいたします。

まず、学ぶ環境についてですが、子供たちが生活する中でその半分以上が学校生活であり、学校の友達、近所の友達関係は、多方面にわたり子供たちに今大きく影響するのではないのでしょうか。

子供たちが学ぶ中で、また、成長する過程での幾つかの身近な問題点についてお尋ねいたします。

まず最初、通学路の安全についてですが、通学路についてですが、学校への通学路の安

全は確保されなければいけません。今年も各地の通学路で痛ましい、悲しい事故が報道されました。事故の危険性が予見されているにもかかわらず改善されることなく、その後痛ましい事故が発生してしまう。事故後に改修する後手回しの事例が度々見受けられます。

町でも通学路での事故はないと断言できません。町では、子供たちの通学路の危険箇所の有無は把握していると思いますが、いかがでしょうか。

危険箇所があるとしたら、その対策もしていると思いますが、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 学ぶ環境について、通学路の安全についてということで質問いただいております。

通学路の安全対策につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、県渋川警察署や県渋川土木事務所、学校関係者など、関係機関と町関係部局による合同点検の結果を受け、必要な対策案を検討し、対策工事を講じているところでございます。

通学路の安全対策につきましては、町の最優先課題の1つとして積極的に安全対策工事を進めていきたいと考えております。

なお、通学路における交通安全を一層確保する取組として、9月に緊急的に合同点検を実施しております。

詳細につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 9月に緊急的に実施した合同点検の結果につきましては、危険箇所数は、明治小学校地区で9か所、駒寄小学校地区で6か所、吉岡中学校地区で8か所、合計で24か所ございました。

具体的な対策工事案としましては、学童注意などの路面標示を10か所、ガードレールやガードパイプの設置を4か所、注意喚起の看板設置などを2か所、舗装補修工事を2か所、今年から来年度にかけて順次安全対策工事を実施していきたいと考えております。

また、関係機関との調整や土地地権者との関係で対策工事が未定な箇所は9か所となっており、引き続き関係者との調整を進めて、早急に安全対策を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしく申し上げます。

晴れていれば歩道が狭くても通行に支障のない通学路でも、雨天では傘を差すとその傘

の一部が車道にはみ出してしまふ場所があります。車の運転手にとっては非常に危険な箇所です。運転する側から見ると、カーブミラーも古くて、その機能を十分に発揮できないものもあります。

危険箇所は、ドライバーの目線と子供たちの目線では異なると思います。どのような目線で危険箇所の調査を行ったのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回の危険箇所の取りまとめについては、文部科学省や国土交通省からの通知等を踏まえ、各学校に対して、まず1つ目として、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い場所、2つ目として、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、3つ目として、保護者、見守り活動者、地域住民から市町村への改善要望があった箇所という観点から、危険箇所をリストアップしたものとなっております。

このことから、調査目線としましては、子供たちや保護者はもちろんのこと、ドライバーなどからの目線も含まれているものと考えています。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとお願いしたいと思います。

また、通学路の安全は、行政だけで解決できる案件と警察等関係機関の協力ができない案件があります。道路交通法との整合性もありますが、子供たちの安全の確保のためにも、安心できる通学路の確保をお願いいたします。

改めてお尋ねいたします。通学路は、日進月歩変化していきます。通学路の変更も必要となると思いますが、通学路の安全について、町の考えを再度お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 小学校では、通学路はPTAの各地区役員さんを中心に、次年度の登校班のグループ分けを行っていただく際に検討されることになっておりますが、前年度の通学路が新年度もそのまま使用されることが多いと聞いております。

万が一にも通学途中の事故等が起こることのないよう、町教育委員会としましても、次年度の通学路の決定に当たって、今年度実施した交通安全プログラムにより、危険箇所とされた場所等に関する資料なども提示したいと考えております。

それでも登校班によっては、交通安全上危険箇所と考えられる道路を利用せざるを得ないケースも生じることも考えられます。町教育委員会といたしましては、このような道路

につきましても、できる限り安全性を担保できるよう、道路管理者の速やかな対応をお願いしているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりと見ていただければと思います。

次に、通学時での緊急事態にどのように対応しているのでしょうか。

例えば、急病人が出た場合、交通事故が発生した場合、家族や学校への連絡やその場での対処をどのように指導しているのでしょうか。

過去にあった事例ですが、下校途中友達が急に腹痛を訴え、歩けなくなってしまい、一緒にいた子供たちが近くの民家に助けを求めたが、連絡先が分からず困っていたとき、本人のかばんの裏に自宅の電話番号が記入されていたのを発見し、その民家の人から自宅に連絡し、家族が来て、その生徒は無事に保護されたことがあったようです。このとき、学校の連絡先、電話番号等が分かれば、学校に連絡、通報すれば速やかに事態は解決できたのではないのでしょうか。

このようなことは、通常ありませんが、万が一のときに大事に至る前に速やかに解決することができる体制になっていれば、安心して通学できるのではないのでしょうか。

子供たちに学校の連絡先をプリントしたかばんに貼れるシール等を配布するか、これに類した方策は考えられないのでしょうか。お尋ねいたします。

さらにまた、不審者に対する対応はどのようにすべきかについての指導はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、議員の質問で紹介されました緊急事態のときに近くの民家に助けを求める行動は、困ったときには近くの家に助けを求めるといった学校での指導を基に、安全を確保したよい対応であったと考えています。

吉岡町では、120軒ほどの家に「子ども安全協力の家」として委嘱しておりますが、急病人、交通事故、不審者対応などの緊急事態には、安全協力の家でなくても地域の方々から助けを求めるように指導しております。

また、下校時にできるだけ一人にならないように、友達と一緒に帰るなどの話をしています。

議員から提案のありました緊急連絡先表示シールについてですが、現在ランドセルやスクールバッグの裏に貼ることができる緊急事態発生時の連絡先の入ったシールの配布などについて検討を進めておりまして、令和4年度4月には全児童生徒に、それ以降は新入生

に毎年配布できればと考えているところでございます。

また、不審者への対応ということですが、学校では不審者対応のための避難訓練も実施しております。体育館に道路や曲がり角等の設定を作り、子供たちを不審者から守るための防犯標語である「いかのおすし」を活用して、そこで不審者と出くわしたときにどのように対応したらよいか、実演を交えて学習する中で、防犯指導などを実施しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） シールについては、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、通学自転車についてですけれども、子供たちは自宅で、中学生は通学などで自転車を使用しています。手軽さ、無公害等、自転車は日常生活の中で定着しています。

反面、自転車による不幸な事故も見逃すわけにはいきません。自転車は、運転免許証の必要もなく、誰でも気軽に運転できることを今さらながら申し上げる必要はありませんが、しかし、県内での高校生、中学生の自転車事故は最悪の状況のようです。

上毛新聞の報道によりますと、高校生の事故は7年連続ワースト1位、中学生は2年続けてワースト2位とのことでした。

町での事故はどうでしょうか。町での特に中学生、高校生の自転車事故の件数、事故の状況、内容について把握していると思いますが、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 中学生、高校生の事故件数、発生状況でございますが、渋川警察署に確認しましたところ、令和2年中の町内での自転車事故は、中学生が3件、高校生が7件の合わせて10件となっております。

なお、この10件中、事故状況として多いものが出会い頭の事故が4件、右折時の事故が3件となっております。

また、令和3年中、11月29日の時点ですが、町内での自転車事故は、中学生が1件、高校生が7件の合わせて8件となっております。

この8件中の事故状況で多いものは、出会い頭の事故が3件、左折時の事故が3件となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 事故があるということは悲しいことで、決して安心できることではないと思います。しっかりと監視していただければと思うんですが、中学校では交通ルールにつ

いては当然ながら、関係者含め講習会等は実施していると思いますが、講習会の内容がどのような講習会を実施しているのでしょうかお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では例年警察と町交通安全会の方々の協力により、自転車マナーアップ運動を実施しており、警察官による交通安全教室の開催などにより、自転車の安全な乗り方や加害者になり得ること等についても全校で学習しております。

また、中学校では今年度から自転車保険の加入を自転車通学の許可条件に加えております。その意味を中学生にも理解させ、自転車を運転する人が交通ルールを守り、無理な運転をしなければ自転車事故を防ぐことができるということ、そして、自転車に乗ることは他人に危害を及ぼす可能性があるということについて、引き続き意識づけを図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとよろしくをお願いします。

道路上では歩行者も自転車も自動車も同格です。同じ交通ルールにより安全が確保されています。歩行者は優先的に保護されていることは当然ですが、自転車、自動車は交通ルールにより事故のない円滑な交通社会が営まれています。

自動車は、運転免許証が必要ですが、自転車は必要ありません。自転車の運行者は、交通ルールをどの程度理解しているのでしょうか。道路の脇道から飛び出したり、突然進路を変更したり、イヤホンを耳にしての運転は危険です。事故につながるような場面を幾度か目の当たりにしています。

交通ルールをしっかりと学んでいれば、事故を減らす、または防ぐことができるのではないのでしょうか。

現在の中学生の交通安全教育をさらに高め、交通マナーの向上を図り、事故に遭わない、起こさないことはできないのでしょうか。

学校独自の自転車運転免許証制度導入についてはいかがでしょうか。

例えば一定の交通講習会を受講し、必要な交通法規ルール等を習得した生徒には自転車運転免許証を交付して、学校への自転車通学を許可する。このような取組はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 中学校での自転車通学許可までの流れとしましては、保護者か

らの申請を受け、自転車保険の加入状況等を確認した後、学校での自転車点検を経て、合格者にはステッカーを配布します。

このステッカーが自転車に貼ってあれば、自転車通学が許可されたこととなり、許可された者が危険運転やノーヘルメット等の違反をした場合には、自転車通学禁止等のペナルティーが科されることとなっております。

なお、先ほども答弁したとおり、吉岡中学校では例年全校生徒を対象に、警察官などによる交通安全教室の開催などにより、自転車の安全な乗り方や加害者になり得ることなどについても学習しておりますが、議員提案の件につきましては、今後の取組の中で検討したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） それもしっかりと見ていただければと思います。

次に、学校通学時での服装及び身の回り品についてお尋ねいたしますが、先ほど富岡議員より中学校の制服の引き継ぎが必要になりまして、女子のスラックスですか、それも来年から認められるということですが、自転車に乗るときにスカートでは本当に危険だと思えます。スラックスになれば、それが緩和されるかなというふうに思います。

また、中学生、小学生共に通学時での持ち物は、かばんとバッグを持っている子供たちが多く見受けられます。両者共に重そうですが、成長期の子供たちの健康には影響はないのでしょうか。

小学生での通学かばんは、体重の約10%以下、2.5キロ以下が体にはよいようですが、近年ランドセル症候群が心配されるようですが、通学時での持ち物の改善の余地はないのでしょうか。

また、中学生の現在の形のかばんも背負い型ですが、体への負荷のバランスや教科書等のサイズとの関係に対して、影響はないのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） まず、制服について答弁させていただきます。

吉岡中学校の場合には、基本的に体操服での登校が主となっておりますが、部活動のない定期テストの時期や始業式、終業式など、行事のある日には制服での登校となっております。

吉中では令和2年度にスカートのほかにスラックスも制服とする通知を出しており、1月の期末試験の期間中にはスラックスを着用して登校する生徒も十数名いたようです。

ご存じのとおり、吉岡町は、空っ風もかなり強く、自転車に乗っていて風にあおられる

ようなケースはあり得ます。このようなときに、スカートではなくスラックスをはくことは、防寒対策、安全対策としても有効であると考えられますので、今後はより普及していくのではないかと考えています。

また、通学かばん等についての身体のバランスということの質問ですが、現在GIGAスクール構想で端末を持ち帰る場面が想定される中、児童生徒の携行品に係る配慮については、町教育委員会としても従前より検討を進めてまいりました。

町立学校の現在の対応として、ある学校では教科書やドリルを置くケースを一人一人教室に用意し、その日家庭での学習に使用しない教科書等は学校に置いたままにするとしているクラスもあるようです。

また、以前のランドセルに比べ、今のかばんは重さやフィット感が改善されてきたという報告もあるようですので、こちらの動向等につきましても注視していきたいと考えております。

なお、中学校では現在は背負い型のスクールバッグを使用しており、令和4年度の1年生からそのスクールバッグも新しくなると聞いています。これは、タブレット対応型、防水、安価等、幾つかの理由がありますが、今回のものは、登山リュックのように胸の前でも留められるような設計になっており、両肩への負担が軽減されることも理由の1つであると聞いております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 中学生のかばんが変わるということで、しっかりと周知徹底していただければと思います。

次に、学校の安全についてですけれども、11月24日愛知県弥富市ですか、の中学校で痛ましい事件が起きました。町での各学校の校内での治安体制はどのようになっているのでしょうか。現在の各学校で玄関口近くに受付のある学校は、明治小学校が2階に、駒寄小学校では1階の職員室が門の出入口付近を確認しやすいようになっています。

しかし、中学校では玄関から校舎内奥に職員室があります。中学校では不審者の侵入が容易ではないのでしょうか。治安上問題ではないのでしょうか。改善すべきと思いますが、先ほどの校内での治安体制等含めてお尋ねをいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町の学校の治安体制ということについてですが、各校とも来校者用のネームプレートの着用や複数設置された防犯カメラの映像を職員室でチェックすることができるようになっており、不審者の早期発見に向けた取組が進められておりま

す。

また、明治小学校では、1階教室には防犯用ボタンがあり、非常事態には職員室に知らせることができるようになっています。

なお、吉岡中学校においては、ご指摘のとおり、学校敷地への入り口が数か所あり、侵入しやすい状況ではあります。先ほども答弁したとおり、防犯カメラの活用や教職員による校舎内外の積極的なパトロールなどで対応していくとともに、町教育委員会としましても何らかの形で改善ができないか、引き続き検討したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） さらに検討をお願いしたいと思います。

次に、学校での設備及び施設についてですけれども、生徒数の増加、30人学級への移行等により、教室や特別教室の数が不足するのではないのでしょうかということですが、教室、明治小学校、体育館、吉中の校庭、給食センター、これも含めて手狭になってくると思います。対応策をどのように考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では平成15年、16年あたりから児童生徒数の増加が進み、それに従ってクラス数も増加してきたことから、明治小学校では平成28年に南校舎を、駒小も平成16年に中校舎、平成26年に北校舎を、吉岡中学校でも平成23年に中校舎を、令和元年に東校舎をそれぞれ増築しております。

そんな中、文科省では40人としていた小中学校の学級編制の基準を令和3年度から引下げ、段階的に令和7年度までに小学校の全学年を35人学級とすると表明しました。

ただ、群馬県では県独自の学級編制基準を設定し、現在小学校1年生、2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までを35人学級として運用しておりますので、今回の文科省の学級編制方針変更の影響を受けることはありません。

ただ、吉岡町におきましても、各学校の学年ごとに数人増えると1クラス増えてしまうようなケースや特別支援学級に在籍する児童生徒数の動向次第では、今後も学校内の教室のやりくりを行うことは考えられます。

また、現段階では考えていないということですが、今後群馬県がさらに少人数教室を目指すとなった場合や、社人研により2025年頃をピークとして減少に転じるとされておりますゼロ歳から14歳の吉岡町の人口推計が現実の数字と大きく乖離した場合などに付きましては、別途検討せざるを得ないような状況となることも考えられますので、これについても引き続き動向を注視していきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしく申し上げます。

また、各校の校庭も子供たちが伸び伸びと運動できる広さとは思えませんが、このままでよいのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町立学校の校庭の狭さにつきましては、懸案事項となっております。

今現在具体的な動きとしましては、吉岡中学校の校庭について、昨年度から隣接地の取得を進めており、今後実施設計や整備工事に着手する予定であります。

また、駒寄小学校につきましても、昨年度から校庭拡張に向けた取組を開始しております。

これについても、一歩ずつでも前に進めていければと考えているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとお願いしたいと思います。

また、両小学校の体育館は、昭和50年頃に建築されたと聞いておりますが、駒寄小学校体育館は昨年にも新築され、旧体育館より広くなりました。明治小学校の体育館の改築の予定はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 明治小学校にある体育館は、明治地区児童屋内体育施設として昭和54年に整備された施設であります。

本施設については、個別施設計画も策定しており、町教育委員会としては施設の長寿命化を図るための維持補修等を進めているところでございます。

ただ、明治小学校においても児童数は増加傾向にあるため、狭小化も進んでいる状況でもあります。

仮に明治小学校体育館の改築等について考えた場合、町教育委員会では今後学校給食調理施設の新設や八幡山グラウンドの整備事業等、莫大な費用がかかる事業が予定されており、それらとの優先順位等も検討しなくてはなりません。

また、町としても総合管理計画などでの位置づけのほか、財源等の検討も必要になってくることから、このことについては今後の検討課題になってくると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 明小の体育館につきましては、地元の生徒の子供たちの要望も強いと思いますので、しっかり精査していただければと思います。

また、中学校の校庭の狭さは以前より指摘されております。隣接地に運動場の増設を計画しているようですが、具体的にはいつ頃着手し、どのような設計なのでしょう。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校の校庭拡張につきましては、令和4年4月に設計業務の委託の発注を予定しておりまして、工事着手時期としては、令和4年度の実施を想定しております。

詳細の設計につきましては、設計業務委託の中で詰めていくこととなりますが、現在の計画概要としましては、拡張面積は約1,100平方メートルで、100メートルレーン、それから、200メートルトラックの設置のほか、防球ネットや現在の東門の移設等を考えております。

なお、工事完成は、令和4年度中を目標に進めていきたいと教育委員会では考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりと子供たちの夢をかなえられるような運動場を造っていただければと思います。

生徒数の増加により給食センターも手狭であることは、行政も把握して、改築の計画はあると思いますが、給食センター改築の道筋をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では本年度基本構想を策定しております。

次の段階となる基本計画では、主に施設の規模、建設用地の選定、事業費等が主な検討事項となってくると想定しております。

また、整備スケジュールについてですが、可能ならば令和4年度に基本計画を策定し、その後用地確保、基本設計、実施設計、最後に工事施工といった段階を踏み、できるだけ早い時期に供用開始できればと町教育委員会では考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) しっかりと計画の前倒しができるようお願いしたいと思います。

次に、教える側の環境についてですけれども、学校の生徒は、町の人口増とともに生徒数も増加しています。生徒数増加に伴う教室を含む各施設は、それに対応しているようですが、教える側の先生の対応はいかがでしょうか。

職員室での執務も一定の広さが必要ではないでしょうか。先生方がしっかりと子供たちに教鞭を執っていただくためには、それなりの環境が必要ではないでしょうか。

現在の職員室の広さは、決して満足とは言えないと思います。一定の広さのスペースは必要ではないでしょうか。

職員室の改善の計画はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 職員室について、明治小学校では平成30年度に職員室を改修する工事を実施しています。

駒寄小学校では、平成16年度の中校舎整備工事により、中校舎の1階西側に職員室を移転することができております。

吉岡中学校では、もともと北校舎の今のロビー付近に職員室がありましたが、平成16年度の南校舎整備工事により、南校舎の東側スペースに移転することができております。

それぞれの学校では、児童生徒数の増加などに伴って教職員数も増加しておりますが、今の段階において各学校の職員室の改修計画等については考えておりません。

議長(岩崎信幸君) 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) 明小、吉中の先生に聞くと、狭いなという声を聞いております。しっかりとまた精査していただければと思います。

また、特に中学校の先生は、部活動、生徒指導等行い、その後翌日の学習のための準備作業を済ませるために、定時の勤務時間後も働き、勤務が長時間勤務になっている先生もいるのではないのでしょうか。

お尋ねいたします。先生方の勤務時間の実態はどのようになっているのでしょうか。勤務時間の長い先生がいるとしたら、それは日常的に行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長(小林康弘君) 今年の10月に群馬県全中学校の教職員の時間外勤務時間を調

査した結果によりますと、時間ごとの割合としましては、45時間未満が44%、45時間から60時間が20%、60時間から80時間が23%、80時間以上が12.5%という結果が出ております。

吉岡中学校での教職員の時間外勤務時間を見ますと、傾向はおおむね県全体と同じですが、80時間以上勤務した教職員の割合は8.9%と、県全体よりも3.6%低い傾向が示されていたほか、群馬県では100時間以上勤務した職員が3.5%いたのに対して、吉岡町では0%となっております。

これは、放課後や休日に部活動等も頑張っていたいただき、素晴らしい結果を残しつつも時間外勤務時間を減らす努力を行っていただいていることと認識しておりますが、現在群馬県では学校における働き方改革として、まずは、80時間以上時間外勤務をする職員をゼロにするための取組を進めているところでございます。

町教育委員会といたしましても、県の取組に沿って、引き続き時間外労働時間を減らす取組を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりと精査していただければと思います。

さらに、先生の通勤の足の多くは車を利用していると思いますが、その先生専用の駐車場が各学校では確保されているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在各校とも教職員の駐車場スペースについては、確保できていると考えております。

ただ、教職員が使用する駐車場につきましては、来客者駐車場あるいは校内イベントなどでの一般用駐車場として利用されることもあるため、総合的に考えた場合は、十分ではないとも考えられます。

今年度明治小学校では、児童の動線と車の動線の交錯を防止するため、現在南校舎の南側に位置する民地を借り受け、教職員用の臨時駐車場の整備を進めているところでありますが、このように、駐車場問題につきましては、必要に応じて引き続き検討していくことになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 中学校の先生の専用駐車場も満足ではないと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

それでは次に、学校での人間関係についてですけれども、それぞれの子供たちは明るく元気に学校生活を送っていますが、多数の人の中での対人関係には必ずしも問題がないわけではないと思います。心の悩みや対人関係で困っている子供たちには、学校ではどのような対応を行っているのでしょうか。

また、生徒の困り事や心の悩みについては、担任の先生ではなく、生徒がなじみやすい外部の力を利用して問題解決の役に立っている学校もあるようですが、町ではどのようにこれらの問題に対処しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校は、一人一人異なる価値観を持つ児童生徒が集まり、互いに切磋琢磨したり協力したりしながら生活するところでございます。そこに楽しさがあり、また、様々な課題を乗り越えながら成長していく自分を頼もしく感じたりする場面がある一方、自分一人では解決できない人間関係に悩んだり、学校生活の困難さに直面する場面もあります。

学校では、「なかよしアンケート」に代表されるいじめを含めた学校生活に関するアンケートを実施したり、「QU」という学校生活への不適応、不登校、いじめの被害の可能性の高い子供を早期に発見する心理テストをなどを行うとともに、日頃から教職員が連携して児童生徒の様々な場面の様子を見取ることで、悩みを抱えている児童生徒への声がけや支援を行っているところでございます。

悩みや相談の内容によっては、必要に応じて保護者と連絡を取り合ったり、スクールカウンセラーへの相談を進めたりするなど、子供を一人にしない、また、子供の悩みを先生が一人で抱え込まない体制を取っております。

また、学校だけでは解決できない家庭課題などから来る悩みにつきましては、県のスクールソーシャルワーカーなどの専門家に依頼することもあります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとお願いしたいと思います。

次に、奨学金制度についてですけれども、高校、大学での教育費は有償で、その経費は各家庭の経済に占める割合が大きく影響しているのが現状ではないでしょうか。

子供たちが社会に出て活躍し、ふるさとを思う気持ちが少しの時間でもあれば、町にとってみれば喜ばしいことではないでしょうか。「子供を育てるなら吉岡」で、子供たちの夢をかなえるためにも、しっかりと学べる環境をサポートするべきではないでしょうか。

学ぶ機会は、それぞれの環境に合った制度がありますが、子供たちには学ぶ機会を平等

に与えることが望ましいのではないのでしょうか。経済的問題で夢を諦めてしまう子供たちは残念です。大きな夢を持って社会で活躍してほしいです。

支援が必要ではないのでしょうか。県外の学校に入学した場合、卒業を機に故郷に戻ってこないケースは多く見られます。子供たちが町を離れるのは残念ですが、ふるさと吉岡を胸に活躍していただければ、それだけでも十分ではないのでしょうか。

義務教育の終了した子供たちがさらに学ぶ意思のある子供たちに町からの支援は必要であると思いますが、第6次総合計画にも学びのまち・吉岡を掲げています。町長のお考えはいかがでしょうか。町独自の奨学金制度の設立をするべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

例えば町独自の奨学金で、学校を卒業した後一定の期間町に、例えば10年間等町に在住すれば、返済は免除する等、町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。町長の考えをお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在国や県などで高校生や大学生を対象とした就学支援に関する様々な取組が進められている中において、吉岡町として独自の奨学金制度を導入することは考えておりませんが、今後町の将来を担う子供たちの夢をかなえるためにどのような支援ができるか、人材育成やまちづくりなど、政策立案の観点も含め、総合的に検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 将来的な子供たちの夢を実現するために、ぜひとも奨学金制度の設立をしっかりと考えていただければと思います。

次に、学校での防災対策についてですけれども、災害は場所と時を選びません。昼間学校で災害に被災されたら、子供たちにどのような対応をすればよいのでしょうか。

学校での避難訓練はどのように行われているのでしょうか。

地震で帰宅できないとき、学校ではどのように対応するのでしょうか。

非常食、寝具、支援体制等、準備はできているのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校では、年3回、不審者対応、火災、地震の避難訓練が義務づけられており、昼間の災害についての対応について学習する機会を設けております。

また、3年前の県の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の指定を受けた

経験を生かし、町のJアラートの放送に合わせて、その週のどこかで突然その場で避難姿勢を取るような訓練をすることでだけ予告した、抜き打ちのシェイクアウト訓練を実施した学校や、災害が発生したと想定して、児童を保護者に引き渡す訓練を行っている学校もあります。

各校の危機管理マニュアルでは、災害時には原則として、成人同居家族及び保護者委任を受けた者に確認の上、児童生徒を引き渡すことになっておりますが、帰宅できない児童生徒がいる場合には、学校で保護するとも明記されておりますので、万一の際には当該マニュアルに基づいて対応することとなっております。

なお、帰宅困難な場合の備蓄食料や毛布の配布などについて記載されているマニュアル等はありませんが、学校には町の防災倉庫が設置されており、それらの物品が学校現場で急遽必要になることも考えられますので、今後防災倉庫の活用等については、支援体制の構築等も含め、防災部局と調整したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 東日本大震災のような規模の地震が発生したら、子供たちはそれぞれの自宅に安全が確保できるまでは帰宅することはできないでしょう。災害の内容によっては、その日に帰宅することが困難なことも想定できます。

大きな災害では外部からの支援は、早くても2日から3日の期間が必要と言われております。外部からの支援が得られるまでのその期間の食料や飲料水等の確保は必要ではないでしょうか。

再度お尋ねいたします。学校の子供たちのための災害備蓄について、現在の状況と今後の対策について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、大きな災害が発生したような場合に、町の学校の管理の下で教職員が子供たちを保護したまま数日間にわたって避難生活を送るような状況の発生を想定していないことから、学校では、子供たちが学校の中で避難生活を送るための物資等の備蓄はしておりません。

通常大きな災害が発生した場合には、町の避難所が開設されますが、仮に吉岡町では避難所は設置されていないものの、保護者の勤務先等で大きな災害が発生し、子供を迎えに来ることができないようなケースも考えられないことはありません。

そのような場合には、現在給食センターで給食が提供できなくなったことを想定し、児童生徒1人当たり2食分程度の防災食品等を備蓄しておりますので、そちらの活用を図る

とともに、学校に設置されている防災倉庫の備蓄食料等の活用も検討することになると考えています。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 昨日の質疑でもあったと思うんですけども、災害はあるという前提で物事を考えていただければと思います。

次に、授業でのタブレットの活用についてですけども、先ほど富岡議員も関連した質問がありましたが、コロナ感染の影響により多くの学校の授業にタブレットが導入されました。町の学校でもタブレットが導入されましたが、授業でのタブレット活用はどのように行われたのでしょうか。

また、今後の授業への活用はどのように行おうとしているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在学校の授業で行われている端末の利活用は、以下に掲げるようなものがあります。

1、児童生徒の考えや意見を端末を使って集約する。2、グループでの話し合いを端末を使ってまとめ発表する。3、紙の教科書代わりや調べ学習の1つのツールとして利用する。4、遠隔地にいる指導者や同世代の児童生徒との交流、意見交換。5、復習やドリル学習、それから、落ちこぼしなどを防ぐ。そして6、既習事項の復習。授業終わりの振り返りや授業記録。8、アンケート機能を使った授業の話題づくり等となります。

これらの活用方法以外の使い方の開発や学習計画への効果的な組み込みにつきましては、現在各校で研修を進めてもらっております。

取組は、各学校ごととなっておりますが、HiBALIプラン2.0の目的の1つである主体的、対話的で深い学びの実現のために、今後は各校の独自の取組を互いに紹介し合うような機会を増やし、町全体の教職員のスキルアップ、授業力アップを図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとよろしく申し上げます。

次に、学校の部活についてですけども、中学校の部活動について、その練習時間について問題がありましたが、現在では改善されたのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 吉岡中学校では、吉岡中学校部活動運営規定運営方針に従って、原則として月曜日には部活は行っておりません。また、大会以外は、土日のどちらかは休養日となっており、週2日は部活動のない日を設定することになっております。

なお、平日の活動につきましても、18時には完全下校ということになっております。

**議長（岩崎信幸君）** 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

**12番（山畑祐男君）** 部活動の指導者は、主に先生が担当していると思いますが、各部の専門的知識を有している指導者なのでしょうか。中学生になると、それぞれの分野にその専門性を求めていると思いますが、専門知識を有した指導者を外部から招くことはできないのでしょうか。

中学生の部活動の位置づけはどのように理解すればよいのでしょうか。お尋ねいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 顧問の先生の中には自分の経験したことのない種目の担当になっている先生もいます。しかし、他校の先生から指導方法を教えてもらったり、自分で専門書を読み、勉強したりしている方や、県教育委員会健康体育課が主催する運動部活動指導者研修会に参加する方もいるようです。

なお、吉岡中学校では専門知識を有した方が部活動指導員や町のスポーツエキスパート事業の外部指導者として、顧問の先生と一緒に指導してくれている部もあり、成果を上げております。

中学校学習指導要領の中では、学校運営上の留意事項として、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとするのとあります。

外部指導者の任用に当たっては、学校教育や部活動の教育的意義について理解し、適切な指導を行える人材を確保し、学校と協力して指導、運営できる体制の構築を図ることが重要であると考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） 今後の対応もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、18歳成人の対応についてですけれども、現在18歳で選挙権があります。実際の投票率は依然低いようですが、既存の有権者の投票率も低いようですが、対象者の意識がまだ十分とは言えないのではないのでしょうか。

参政権及び選挙権の重要性、国民の権利及び義務、1人の持つ力の影響は大きく、一人一人のその力が集まれば政治を変える力にもなります。

選挙権を有していることの重要性は、子供のときから教えるべきと思いますが、関係者の皆さんはどのように考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まず、国民の選挙権につきましては、小中学校では次のように学習しており、18歳以降の選挙権の重要性について自覚させる重要な場面であると考えております。

小学校では、第6学年の後期に社会科の「わたしたちの生活と政治」という単元で暮らしの中の国民主権として政治に参加する権利、いわゆる参政権について学習し、国民が自分たちの代表を選挙で選ぶことで国の政治を動かしているということを学びます。

選挙で投票する権利、選挙権につきましては、18歳以上の国民に認められていること、そして、投票が私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会であることであり、税金の集められ方、その使われ方（予算）が国会議員によって決められることなどを調べて学びます。

さらに、近年選挙で投票することが減ってきていることが問題になっていることも知り、自分自身が選挙権を持つようになったら、気をつけたいことを考える機会をしっかりと設け、選挙で自分が選んだ候補者に投票することが税金をどのように納め、また、どのように使うかを自分たちで決めることにつながることを学びます。

中学校では、第3学年の社会科で選挙に関する身近な事例を取り上げて関心を高め、選挙が主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えることであることへの理解の基に、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について理解を深めることができるように指導の工夫をしています。

また、18歳に選挙権年齢が引き下げられたことを踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについて自覚を養うことに留意しながらも、学習しております。

また、特に中学校においては、生徒会役員選挙、これを毎年実施しております。この機会は、生徒にとって最も身近な選挙活動でありまして、立候補する立場、また、選ぶ立場それぞれの立場を共に考えることができることから、国や地方それぞれの選挙について学

習する際には、生徒会選挙についても関連させながら投票することの重要性を学んでおります。

このようなことを学校できちんと理解、また、態度を身につけることが学校のできる18歳以上になったときの投票することへの結びつきになるというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 選挙権の歴史は、血を流して獲得したものです。しっかりと教育していただければと思います。

次に、生活の環境について、時間がありませんけれども、子供たちの生活は学校だけではなく、生活の基盤である家庭の環境が大きく影響していることは当然ですが、外部からは干渉することはプライバシー保護の観点から厳しいのではないのでしょうか。

しかし、その中で子供たちが悩み、苦しんでいることに対して、各家庭の問題ではなく、地域の力を差し伸べて救済すべきではないのでしょうか。

家庭内暴力についてですが、親、兄弟から日常的に暴力を受けている家庭内暴力について、その被害を受けやすい弱者である子供たちの発見は、見落としがちになりやすいのではないのでしょうか。

本人からの告白はなかなか得られないのが現状ではないのでしょうか。さらに、その救済についても、プライバシー保護、人権の保障、家庭への不干涉等、各家庭の中に入ることは難しいのではないのでしょうか。

しかし、子供たちに向けられた家庭内暴力は、周りの目が届かないところで行われていることは事実ではないのでしょうか。

親、兄弟の暴力は、被害を受けている本人が隠していればなかなか表面には出ず、外部からの発見は難しいのではないのでしょうか。

家庭内暴力により若い命が断たれてしまう悲しい事例は、全国では幾度か報道されております。悲しい出来事を一日でも早くなくすには、子供たちの叫びをいち早くキャッチし、救済の手を差し伸べることは当然ですが、それを誰がどのように手を差し伸べるのか、困難な問題であると思いますが、手を差し伸べ、救済しなければなりません。

町の学校でも家庭内暴力が行われていないことを願いますが、家庭内暴力の実態の有無と学校の立場での家庭内暴力について、どのように対処しようとしているのかお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 確かに家庭内暴力の把握は非常に難しい面もあります。

ただ、学校は医療機関とともに子供が家庭内暴力に遭ったことなどに気づきやすい機関として位置づけられておりまして、学校の教職員は、子供の体に不自然なあざが見つかった場合や児童生徒から相談があった場合には、直ちに管理職に相談し、疑いも含め児童相談所へ通告するというのが義務づけられており、その点からすると、家庭内暴力発生の疑いが常にゼロであり続けることは、基本的にはないと考えております。どこかにあるのではないかということを確認しております。

学校では、家庭内暴力はあり得るという前提に立ち、児童生徒が半袖短パンになる場面、内科検診等では、その視点も持ちながら、児童生徒を観察しております。

そのほか、子供が困り事としてアンケートに答えたり、スクールカウンセラーへ相談したりする内容からも、不審な点は校内で情報共有を行っております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 時間になりましたので、これの後については、後ほどまた質問させていただきます。以上終わります。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、12番山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました4人の一般質問が終了いたしました。

明日は、通告のあった8人のうち、残り4人の一般質問を行います。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時16分散会

# 令和3年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和3年12月3日（金曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和3年12月3日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.5～No.8）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日も昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のあった8人のうち、本日は残り4人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

おとといの上毛新聞に、県が発表した2020年国勢調査の確定値というのが発表になっておりました。県では初の3割超となったとの記事が載っておりました。いよいよ65歳以上が3割を超えたという記事でございます。

そこで質問でございますが、まず1番目に、高齢化が進む町の対策はということでお聞きいたします。

その現状と課題はということでお尋ねするわけでございますが、団塊の世代約800万人全員が75歳以上、つまり後期高齢者となる2025年問題と言われてきた年はいよいよあと4年で到来いたします。厚生労働省の「今後の高齢化の進展～2025年の超高齢化社会像～」という中に、認知症高齢者数約320万人、今後急速な増加が見込まれること、高齢者世帯数が約1,840万世帯、約7割が独り暮らしか高齢夫婦のみで、うち約680万世帯、約37%が独り暮らしとありました。介護給付費の増大など懸念されるところでもありますが、町の現在の高齢者世帯と1人で暮らしている世帯の人数についてお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今日、一般質問2日目、4名の議員方より質問をいただいております。

まず、飯島議員より、高齢化が進む町の対策、現状と課題、町の現在の高齢者世帯と独り暮らしの世帯の人数はということでお質問をいただきました。

日本は、他国に類を見ない速度で高齢化が進んでおります。議員ご指摘のとおり、今後、高齢化はさらに進展し、いわゆる団塊の世代が2022年には後期高齢者である75歳以上となり始めます。

75歳以上になると、1人当たりの医療や介護の費用が急増すると国の統計データでも示されており、社会保障給付費は高齢化に伴って急激な増加が見込まれております。

国の財政状況を見ても、医療・介護分野の給付は、税収を生み出す元となる国の経済規模GDPの伸びを大きく上回って増加しており、その対策が急がれているところでございます。

質問のありました当町における高齢者世帯の状況については、介護福祉課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 令和3年10月1日現在の住民基本台帳による高齢者のみの世帯数と独り暮らし高齢者の世帯数をお伝えいたします。

吉岡町の全世帯数8,514世帯に対しまして、65歳以上の高齢者のみの世帯数は868世帯、独り暮らしの高齢者の世帯数は799世帯であります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ありがとうございました。

かなり増えておるのは目に分かるわけですが、11月の、先月の19日に、「お互いさま」のまちづくりを目指してという、生活支援体制整備事業についての講演というのがありまして、それに参加したわけですが、その中の日常生活圏域ニーズ調査というのがありまして、日常生活が不自由になったときに近所や地域に何をしてほしいですかという質問に、安否確認や声かけ、災害時の手助けなどが要望として多かったわけでございます。

町でも既にひとり暮らし高齢者緊急通報システムというのがありますが、決算書なんか見ますと、22世帯。かなり年数はたっている割には設置数が伸びていないような現状でございますが、その辺の取組についてお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） ご質問のありました緊急通報システムに関してですが、町では毎年6月1日を基準日として行っていますひとり暮らし高齢者基礎調査、こちらのための訪問活動、そちらの訪問活動の中で、事業の対象と思われる方に申請する案内、申請案内を行

っております。

ただし、昨年度また今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために2年連続でこの訪問活動が中止となってしまいました。そこで、吉岡町では、今年度は高齢者支援ファイルというものを作成しまして、該当世帯に郵送して事業のPRを行っております。

登録者の数は徐々に増加傾向にありますので、今後も訪問活動などを通じて事業を知ってもらう取組を実施していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これは、緊急通報システムというのは、本当に必要な方、必要ない人は、単独世帯は799世帯おるというわけで必要としない人もいるわけで、そんなにはほとんど爆発的には伸びないかなというふうには思っておりますが、昨今、技術の進歩によりまして、電球で高齢者の安否が確認できるという、そういうシンプルな見守りシステムみたいな、防犯も兼ねた、そんなような機器が発明されているんですね。2015年の6月ですか、あるメーカーによりますと、これは、LEDの電球を人が住んでいるところに設置します。その電球には通信機器がついていて、点滅、何時間つけばなしだとか、24時間消えたままだとか、そういった異常を、登録した人に通報するような、そんなシステムの電球がはやっているんですね。これはWi-Fiの設備も要らないし、工事も要らないし、ただ電球を取り替えるだけです。物すごく画期的な製品が出てきて、これはいいなというふうに私は思って、早速質問するわけなんですけれども。

また、この費用が物すごく格安なんですね。初期費用として、あるメーカーで、様々だと思いますけれども、初期費用が1万780円、それで月掛け費用というのが5,940円というのは3年分、要するに1月165円で3年分で5,940円。ですから、初期は、初期費用で1万6,720円で設置できると。そして、登録した民生児童委員さん、家族の方、自治会の役員とか、そういった方に、翌日の10時頃にメールが届くとか、その内容が届くというシステムになっているという、実に画期的な電球が登場しまして、現にこれを利用しているところが金沢市だとか、近場では東京都の日野市で、ある自治会ですね、この自治会はどういったところにあるかといいますと多摩丘陵のところにある自治体なんですね。要するに、東京で多摩丘陵ということになると、地震とかその辺を危惧して、災害時に独居高齢者への対応を自治会としてどうすればよいかというのが課題となっていたところ、ある民生委員さんの紹介で、こういうライトがあるよということで紹介して、それを災害用のために、高齢者が何か大震災時に在宅だったのか不在だったのかだけでも把握できればということで設置したんですが、それが独居高齢者の見守りもできるという、要するに一石二鳥のそういった電球を、ある民生児童委員さんが提案して自治会で取り組んでいる

ということでございます。

こういった新しいのがありますので、吉岡町もぜひ取り組んでいていただきたいと思  
います。

それで、これのいいところは、やはり町で探したり民生児童委員さんで探すんじゃなく、  
地元の自治会の中でできるんじゃないかと。町で設置の費用、それはちょっと負担をお願  
いするようなところがあるかと思いますが、自治会独自でおのおの状況によって活用で  
きるのではないかと思うんですけども、その辺のご見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 先ほど飯島議員から貴重な情報をいただきました。ありがとうございます。  
います。

現在、町の高齢者の見守り防犯サービスに関しましては、先ほどご質問のあった緊急通  
報システムがございます。

このIoT電球を使った見守り防犯デバイスに関しまして、こちらでもいろいろ調査研  
究を、事業のすみ分けができるかどうかとか、事業との併用ができるかどうかというこ  
とも含めて、今後ちょっと調査研究してみたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ検討していただきたいと思えます。

11月24日の上毛新聞に榛東村の住民支え合いマップづくりという記事が載っており  
ました。これは、実に私もこれをちょっと見たらすごい感銘したんですが、社会福祉協  
議会長の話ですと、自助、互助、共助、公助とあるが、困ったときに大切なのは近所です  
というふうにおっしゃっていらしてね。それで、村では住民支え合いマップづくりとい  
うのを作っているんですけども、その内容が、行政区ごとに独り暮らしの高齢者や障  
害のある人、災害時に自力で避難するのが難しい人を把握。地図でその家を塗り、  
また、支援できる人の家も別の色で塗って線を結ぶ。誰のところに誰が駆けつけるか  
が見える化するというわけだということですね。

それで、先日行われたそのマップ作りのところを見学した状況を記者の方がおっし  
やっているんですけども、「Aさんは最近独り暮らしになったんだよ」「Bさんは元  
気、一人で歩ける」、地図を囲んで報告し合う姿から、近所を日頃から気にかけて  
いる様子が伝わってきたと。要するに、この社会福祉協議会の会長の目指すのは  
まさにこれだと。顔の見える関係を築いておけば、いざというときに声をかけ合  
える。果たして自分はどうか。大事なのはここなんですけれども、いずれ支えら  
れる側になると思えば、決して人ごとで

はないということですね。

吉岡町でも、以前、要支援要介護者の名簿をうちのおふくろなんか作成して提出したことがあるんですけども、それがどういうふうに応用されるかというのはちょっと確認していないんですけども、こういった形で本当に身近で具体的に、よく以前、自助、共助、公助なんていうので言いますけれども、実に漠然としていますよね。何だ公助って、何だ、役場がやってくれるのかいと、自助ってどうすればいいんだいなんていう形で、やはりちょっと漠然としていたかなと思います。ここの一番大切なところは、遠くの親戚より近くの他人、近所ですよ。何かあったってやはり住んでいる近くが一番大事で、困ったときは本当に助かるものだと思います。そういった形で、この住民支え合いマップづくりというの、ぜひすぐに取り組んでほしいなと思っております。

あと、先ほどの安否確認の電球の件ですが、こういう、つくるときに、要するに、地元の人ほどこの年寄りの状況というのを物すごく、民生児童委員さんは分かるけれども、全員に聞けばもっとまた分かるし、それで健康状態とかそういうのも分かるし、こういう話合いの中で、この人は緊急通報システムが必要だよとか、この人はまだ元気だから取りあえず要らないかと、まあでも電球ぐらいは設置したほうがいいんじゃないかと、そういった議論もできるし、そういった形でこの見守り安全システムというのを町で構築できればいいかなと思っているんですけども、その辺どうお考えですか、町長。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） この住民支え合いマップづくりは、支援が必要な方と、関わりのある方を地図上に起こすことによって、地域でのつながりを目に見える形で把握するためのもので、吉岡町が目指す住民協働のまちづくりとしても大変すばらしい取組であると認識しております。

吉岡町でも、災害時避難行動要支援者名簿登録制度によって、自治会の協力の下で作成しました要支援者名簿、こちらを町のマップシステムに登録しまして、打ち出した名簿やマップを民生児童委員の方などに配布して情報の共有は行っております。ただし、名簿の更新ですとか、支援者が交代したことなどによって、情報の伝達にタイムロスが生じてしまったり、正確な情報が引き継がれにくいというような課題もございます。

支援者の方が地域ごとに集まって、定期的にもし情報を更新しながらマップ作りができれば、災害時の支援だけではなくて、日頃の地域での支え合い活動や共助の仕組みづくりにもその活用が見込めるなど大きなメリットがあると思いますので、防災などの関係する部署、民生委員協議会、社会福祉協議会、こういった方たちとも相談しながら、吉岡町に合ったマップの作成方法を今後検討していきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当にいいものですから、もうそっくりまねして、ぜひやっていただきたいと思います。これで本当に各自治会で細かにこれを掌握していきますと、いずれ皆さん、今、結婚なさって2人で暮らしたりしているかと思いますがね、ここにいらっしゃる皆さんはね。いずれは独り暮らしになる可能性があります。これは間違いなく。ですから、先ほども言ったように、いずれ支えられる側になると思えば決して人ごとではないということで、いずれ私たちも支えられなければならない時代が身近に迫っているということで危機感を抱いているわけですが、これ、町でこのシステムを、見守りと、これ災害にも役立ちます。また、このライトは防犯にも役立つということで、要するに、電気がつくと、あれ、誰もいないのに電気がついたという形で、一石三鳥にもなるかと思いますが、ぜひこれは早急な対策というか取組をお願いしたいと思います。

それで、だから、町で何でもこれやりたがると負担がかかって大変だと思いますよ。自治会に投げかけて、自治会の、そうですね、初期費用ぐらいは町でちょっと、電球とその初期費用がちょっとかかるらしいんですけども、あとはもう月165円とかという、えらい費用がもう安いものですから、それは自治会のほうでやっていくと。初期費用、799人の独居老人がいて、その中で俺はまだ元気だからいいよという人がいるわけで、そういう人は別にあれでね、なるべくもうちょっと心配だと、不安だという方で、緊急通報システムは要らないなという、その辺を選択できるような形で、自治会でその人選を、民生児童委員さん一人に任せるんじゃなくて、みんなで話し合うようなあれを、まず体制をつくって、それでやっていけたら、町の負担もなく、町はお金だけの負担でお願いしたいということで、あとは自治会のほうで独自なことをやっていただきたい。そのようなふうにするんですけども、ぜひよろしく願いいたします。

また、私も先日、認知症の予防対策ということで、サプリプロジェクトの提案をいたしました。

今、健康寿命を延ばすために、フレイルの予防対策というのは盛んに進められておるわけでございます。フレイルとは、健康と要介護・寝たきりの間を指し、加齢によって心身が老い、衰え、社会とのつながりが減少した状態とのことでございます。要支援、要介護の前段階状態であるフレイルは、単なる身体的機能の衰えだけではなく、精神的脆弱や社会性低下なども生じることが特徴であります。改善せずにそのまま放置すると介護が必要な状態になる可能性が高く、早期発見と適切な予防、改善をしていくことが大切だということでございます。

このフレイルの予防ということで、これは、栃木県の小山市などはeスポーツで、要す

るにeスポーツというのはゲームですよ、そんなので、そういうのを活用して、講座を開いて予防に役立っているとか、そういったところがあります。

その予防対策の一環として、先ほども言ったように、本当に早期発見と適切な予防ということで、今、健康遊具というのがあるんですね。以前テレビでちょっと見ていましたら、東アジアの大国ですけれども、大きな公園で、片や本当にみんな年寄りの人が、健康遊具ですね、それを活発にやっている映像を見たことがあるんですよ。それが、何ていうの、手と足を交互にするようなすごい遊具で、元気よく振っている映像を見たことがあるんです。

それで、この健康遊具というのをちょっと調べましたら、日本でもいろいろな種類があるんですね。それで、似たようなやつでふみふみだなんていうので、こういうふうには踏んで足を鍛えるというような、そういった器具をぜひ、公園じゃなくて、公園というとなんかにみんな数もないし距離もあるので、ぜひ各自治会の公会堂なり、集落センターというんですか、要するに人が集まるようなところで、お年寄りが集まるようなところで、そういうところでお年寄りの方は日常サロンとか開いております、そういったところにこの健康遊具の設置をお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 介護福祉課のほうでは、高齢者のフレイル予防のための健康遊具の設置に関してですが、現在のところ考えてはおりません。

この高齢者のフレイル予防に関しましては、健康遊具設置などのハード面の整備ではなくて、町の介護予防ボランティアと協力して、町内の集会所など、そういった地域のサロンなどを回って運動講座や健康教室を行うソフト面の充実に取り組んでいく予定でいます。

今年度、昨年度からなんですけど、コロナ禍によって様々な教室や講座ができなくなってしまいました。その代わり今年度は、町ではその教室ができなかった代わりに、介護予防のボランティアの養成に大変力を入れました。今年度、町では、新たな介護予防のボランティアとしてフレイル予防サポーターというのを養成しています。来年度には、このフレイル予防サポーターと協力して、高齢者向けの筋力トレーニングの紹介や体力測定会など、地域の高齢者サロンなどに出向いて実施していく予定です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） なかなか設置は費用もするし、場所的にも難しいかなと思います。でも、各集落センターとか、そういう公会堂じゃなくても、じゃあ大きい公園に設置していただくと。そこへ行ったときに、天気のと看に行ったときにそれができるような健康遊具を、

1つと言わず3種類とか5種類ぐらい、大きな公園ですよ、そういうところにできればお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

町の行事に関してということで、新たな方策をということでございます。

一昨年のおふるさと祭りは台風19号で中止になって、昨年、今年とコロナの感染で、これはもう行事はできないのはやむを得ないと思います。しかし、見ておりますと、時期をずらして花火大会やってみたり、車内から映画鑑賞ができるドライブシアターですか、そんなのを工夫してやっているところもあるんですね。

町長、このちょっと行事が何もできないような状況ですけれども、町長は代替案を考えなかったのかということちょっとお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ふるさと祭りにつきましては、台風の接近やふるさと祭り運営委員会での協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送らせていただき、3年間実施することができませんでした。自分も大変残念に思っております。

代替案を考えられなかったのかというご質問ですが、町制施行30周年の記念イベントなども考え合わせて検討してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先に考えたものですから、代替行事の実施が行えなかったものでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当にコロナということでちょっと普通ではない状況でございますからね、なかなか無理強いはいできないんですけれども。実は東京なんかでも、あの大都会でも祭りをやったり、そんな情報がありました。それで、つい先日も何か花火がドーンなんて上がったのを聞いております。吉岡町でも何かできるもの、ドライブシアターなんていうのは、これは感染していても車の中から、要するに八幡山グラウンドでも、そのネットのところ、スクリーンを張って車から映画を見るという、そんなような催しなんですけれども、何かやはりやっていただきたいなと思います。

また、これは私なんか以前視察した茨城県の境町ですね。吉岡町は、秋一本でふるさと祭りやっているじゃないですか。その境町は、夏の期間、1週間ぐらい祭りの期間があるんですよ。そういった形で、もうこの台風が多い秋にこだわらずに、だから、秋も開催する、それで中止になっちゃうともう何もなくなっちゃうわけで、夏にも何かできないか。以前は、吉岡町、本当に、町民運動会みたいなのもあったし、綱引き大会もあったし、確かにこれはコロナで今できないのは分かります。要するに、祭り、コロナが収まってで

きるような状況になったとしてですね、あれですけれども、秋だけ、秋の1日だけとかそういうんじゃないくて、やはり夏にも盆踊り大会やるとか、そういった方向で、町民がちょっと思い出に残るような行事をぜひやっていただきたいなと思います。

このところ本当にコロナで何もなくて、ちょっと寂しい部分がかなりあります。ぜひ、町長、その辺を考えていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 先ほど町長の答弁でもありましたとおり、町制施行30周年記念イベントなども考え合わせながら検討をいろいろさせていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から代替行事等が行えませんでした。

ふるさと祭りの来年の開催に向け、お祭り内容を見直しし、開催したいと考えております。現段階では詳しいお話ができる状況ではありませんが、各種参加いただく団体とも連携、協議して、コロナ対策なども検討していき、実施したいと考えております。

ふるさと祭りの開催時期や開催内容につきましては、来年度の開催につきまして、お祭りの内容を見直しし、開催をしたいと考えておりますので、その中で、いただいたご意見を参考に検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） コロナ禍の中でも工夫をして何らかの形でやっているところもあります。ぜひその感染対策をして、できるものがあれば何かやっていただきたいなと思います。

多分、本当、町民、何も行事がないななんていうのでちょっと寂しい思いをしているところが本音ではないかと思っておりますので、町長、ぜひ工夫して、もしコロナが感染していても、その感染対策をしてできるような行事を見つけていただいてやっていただきたいなと思います。そうでないと、柴崎町長は何も祭りやらなかったなんていうので終わっちゃう可能性がありますので、何かやはりやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

農地関連についてでございます。

吉岡町では、吉岡村の頃から土地改良が実施されて、農地の集約やかんがいが整備されてきたわけですが、その土地改良に伴って、土地を持っている農家の方は多額の負担金を払ってきました。もう払い終わりましたね。そしてまた、そのかんがいの整備のために群馬用水の賦課金というのを、何も作っていなくても、年に数万円単位の賦課金を払っているような事情でございます。

そして今、吉岡町、大規模開発が進んでいるわけですが、そうすると、やはり

この土地改良した土地を売却とか賃貸になったり、要するに、かんがい施設を撤去したりすることになるわけでございますが、こういった土地改良した土地を売却した場合の農業用水の賦課金というのはどういうふうになるのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 農地関連について、群馬用水の賦課金関係のご質問をいただきました。

吉岡町においては、昭和40年から60年代にかけて土地改良事業を推進して、農地の圃場整備事業やかんがい排水事業など、多くの農村整備事業を実施してまいりました。

県営群馬用水土地改良事業としては、19地区、約460ヘクタールもの圃場整備事業を行い、田畑へのかんがい用水の工事も同時に行われ、吉岡町の農村整備に多大な役割を果たしてまいりました。

その土地改良事業により整備された農業施設の維持管理を、土地改良法に基づく法人として群馬用水土地改良区が設立され、維持管理が現在行われております。

ご質問に関しましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 土地改良事業を実施した土地を売却する場合、つまり農地法に基づき農地転用する場合に群馬用水の賦課金がどのようになるかのご質問でございますが、土地改良事業を実施した土地を農地転用する場合には、その土地改良事業者の同意が必要となり、意見書の交付願申請を行います。同時に、群馬用水の受益地から地区除外するために、群馬用水土地改良区の定款等に基づき、賦課金を清算するための転用決済金を納入する必要があり、また、かんがい施設の撤去が必要となる場合もございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 課長の答弁がありましたけれども、反当たりというか、1,000平米当たり幾らとか、そういう金額みたいなのはあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 令和3年度の農地転用の決済金でございますが、種類が機構営事業費や県営かんがい事業費とか幾つかあるんですけども、まず一つとして、田の全量補給地区、つまり群馬用水の水が100%の田んぼだった場合につきましての1,000平米、1反当たりの転用決済金の金額は14万6,600円になります。また、畑ですね、畑にかんがいができる施設がある場合の畑、こちらを転用する場合につきましては、合計で1反当

たり、1,000平米当たり9万2,100円となります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 私ちょっと危惧しているのは、私なんかもずっと群用の水の代金を、使わないのに人に貸して支払っているような状況で、吉岡町これだけどんどん減っていった場合、群馬用水の賦課金が要するに減るわけですね。清算するのにこの14万円とか9万円払えばいいということで、あとはもう払わずに済むということだから、要するに、どんどん減って行って、残った私たちの賦課金が増えるのかどうかちょっと心配しているんですけども、その辺伺いたいします。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、農地の転用が進みますと賦課金の納付額が減少し、残される農地・農家に対して、土地改良施設を維持するための負担が増加してまいります。

そのため、残される農地・農家の負担の軽減のため、転用決済金が土地改良法に定められ、その決済金の一部が土地改良施設の維持に活用をされております。

群馬用水の賦課金納付額が減少した場合、現在の賦課金が高くなるのかとの質問でございますが、農業を取り巻く環境は非常に課題が山積しており、群馬用水土地改良区の組合員に対する今以上の賦課金の負担増加は、町としては慎重に判断すべきものであると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。取りあえずは。

でも、ニュアンスだと賦課金上がるような何かニュアンスが少し聞こえるんですけども、その可能性があるということ、将来的にはあるということによろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） こちらにつきましては、群馬用水土地改良区のほうで判断をして、総代会等の承認をいただいて判断されるものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 群馬用水の将来の展望はということであれなんですけれども、どんどん吉岡などは人口が増えて、宅地化になって、どんどん群馬用水の賦課金を払う世帯が、農家が減っていくと。将来はどんな展望を抱いているか、そんな議論はある

んでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 群馬用水利地改良区との話合いの中では、特に吉岡町は転用が多いと、そういうお話は群馬用水利地改良区からもいただいております。

群馬用水は通水開始から約半世紀が経過し、老朽化した施設の維持管理費の増加、受益地の転用による賦課金の減少など、土地改良区を取り巻く環境は年々厳しくなっております。

しかし、地域の農業を守り発展させるために群馬用水は必要不可欠であり、先人の努力の結晶である土地改良施設を後世に引き継いでいかなければなりません。

そのため、群馬用水利地改良区では、昨年度、群馬用水利地改良区長期計画を策定し、今後10年間の健全な運営を目指しております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に昭和40年代から60年代ね、昔の人が将来のためにということで、よかれと思ってかんがい施設のある田んぼ・畑を造っていただいたわけですが、本当に先人の親切がなかなか生かされないような時代になってきちゃって、土地を受け継いだはいけれども後継者がいない、ただ税金と賦課金を払っていくという、ちょっと大変な問題があるかと思えます。

ここでちょっとお聞きしたいんですけども、要するに、後継者がいなくて、お年寄りがいてですね、農業の後継者が、土地、農地とか持っていて、後継者がいなくて処分したいというときに、そのさっきのあれですか、清算金みたいなのを払えば売れるんですか。要するに、どこかからこういうふうに、その土地、場所を、宅地とか何か建てるから売ってくださいというのでなくて、本人が、要するに後継者もないし年取っちゃったし、それでもう払っていけないと、そういった場合、まとめて清算金を払えばいいのかどうか、そういうのがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 農地である場合の転用決済金という制度はございません。あくまでも転用するときだけに、そういった転用決済金として清算をする。そういう制度があります。しかし、農地である限りは、賦課金は継続して賦課されるものでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 分かりました。本当に吉岡町の場合はこの農地の問題、結構まだこれからあろうかと思しますので、またいろいろ議論するような時期が来るかもしれません。

次に移ります。

優良農地の保全ということで、なかなか農地転用が難しいという土地があるわけですが、これは永久に許可にならないのか、それとも周りの環境とかが整えば許可になる可能性があるのか、その辺をお伺いいたします。

議長(岩崎信幸君) 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長(岸 一憲君) 農地転用の許可基準についてのご質問でございますけれども、まず、吉岡町は、都市計画の用途指定地域を除いた全域が農業振興地域に指定されております。その農業振興地域の中で優良な営農条件を備えた地域について、農用地区域を設定しております。

農用地区域内の農地を農業以外の利用に転用するには、農用地区域からの除外が必要になりますが、その除外が容認されるには、法令上の5つの要件を全て満たしていることや、他法令の許可見込みがあることなどが条件となっており、1つでも要件が満たせない場合には容認されないということになります。

個別の案件によりまして周辺の状況は様々でございますので、1筆ごとに要件整理を行い、容認の可否を判断しておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思うところでございます。

議長(岩崎信幸君) 飯島議員。

[10番 飯島 衛君発言]

10番(飯島 衛君) 何か課長の何かちょっと、将来的にその状況が変わればなるかどうかというのが、何かあやふやな形で。なりますか、将来的には。その状況というか環境が変われば、除外は可能になったりするのかどうか。なるとかならないとか、何か、要件が満たせばというので何か難しいことを言っているんですけども、時代がたつて環境変わるじゃないですか、道路ができたり。そういったときに、永久にならないのか、なる可能性があるという、その辺をお聞きしたいと思います。

議長(岩崎信幸君) 産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長(岸 一憲君) 将来について、可能性があるのかどうかということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、周辺の状況に変化が生じたということになりますと、先ほどの5つの要件整理を行う際に、ここは要件を満たしているというふうに認められれば、除外の容認あるいは転用の許可見込み、これはあると考えられます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 除外申請出したときに、農業委員会が来ますよね。農業委員会がオケーしても県が駄目だということもありますよね。そういうのは多々ありますか。

議長（岩崎信幸君） 産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員おっしゃるとおり、農業委員会にご意見を伺う、これは法令上決まっていることでございます。農業委員会にご意見を伺って、農業委員会のご意見が除外を認められるのではないかという判断をされる。また、農業委員会からご意見をいただいた意見を基に町でも、当然ですけれども町の判断もございます、町で判断した上で、町でもこれは許可見込みではないかというものについて、初めて県との協議が行えるということになってきます。町が許可見込みでないものを県と協議するわけにはいきませんので、その状況で町としては認められるのではないかということで県と協議をした際に、県との要件整理の中で、これは難しいのではないかという判断に至ることは、多くはありませんけれども、実際あることは確かだと思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） なかなか農地保全ということで転用にならない土地が、優良農地だからということで取ってあるわけですね。そういう土地が、耕作の放棄された畑がちょっと散見されるようになってきたんですね。ということは、もう後継者がいないんだろうということでございます。そういった形で状況が変わったりするから、そういった場合は町で判断して、強く県のほうに訴えていただきたいと思います。

次に移ります。

群馬用水の、吉岡町では、どこの地域か分からないですけれども、うちの辺の地域は、田畑が東は池端町、前橋市ですね、それで西は榛東村。私の陣場という自治会は、よその市村に土地があるんですよ。それで、群用の賦課金というのは町で一括でこういうふうの前橋分も榛東分も徴収しているんですけども、土地を貸すときに、その申請が町で一括できないのかということなんです。榛東は榛東の土地があるから榛東の農業委員に出してくれとね、吉岡は吉岡だという。賦課金で一括で徴収しているんだから、その状況は分かっているわけだから、そこは町同士、農業委員会同士でやり取りして、申請が一括できないかということをお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農地の貸し借りに関する申請についてのご質問でございますけれども、農地の貸し借りに係る転用の許可権者は、当該農地の所在する市町村等の農業委員会となっております。それ以外の農業委員会にはその権限が与えられていないということになりますので、一元化ということはちょっと難しいのではないかなと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。ちょっとできないということですね。

それでは、最後の質問になります。

ICTの活用についてということでございます。

アプリ、LINEの有効活用をということで、今年の7月7日の上毛新聞に、富岡市がLINEアカウントを開設して、そういう記事が載っておりました。要するに、道路とか公園とか、そういう町の破損状況とかそういうのをLINEのアプリで役場に報告して、そういうシステムでございます。

それで、こういったシステムの件は、私は2015年の6月にも質問させていただいたんですが、1日の定例会の初日でも専決処分で、道路に穴があってそこに車がはまってハンドルを傷めたというような形で、その見守りというか、その細かい部分をパトロールで見つけたりしたらいいではないかというような意見がありましたけれども、こういったアプリの先駆けが千葉市なんですね。千葉市でちばレポというのが7年前に始まって、今、My City Reportという名前でやっているわけです。これは、登録した人がスマホで、要するに、どこかの道路が穴が空いているとか、遊具が壊れているとか、道路に木が覆いかぶさっているとか、そういった状況を、情報を登録したい人は役場にアプリで通報すると。

やはりそういった形で、私なんかもいろいろ受けるんですけども、役場の担当課どこに言ったらいいんだというので迷ったりするわけですけども、このアプリというのは、どここの課とかそういうのを気にしなくても連絡ができるところがよいところだということなんですね。

それで、これはやはり迅速にすぐ対応できると。利用者登録というのをすれば誰でも投稿できるんですけども、これを、千葉のこのMy City Reportというのは、その通知する内容が道路、公園、ごみ、その他という4つの分野から成っていて、その中の1つを選んで、それで写真つきで投稿すると。そうすると役所に連絡が行くようになっているんですね。それで、要するに役場が閉庁している土日でも関係なく、取りあえず送っておけると。それで、24時間いつでも連絡できて。その投稿には、受付済み、対応中、対応済みというマークがついて、投稿した人たち、それがその状況をリアルタイムで共有

できるんだというふうにあります。こういった形で、通報とか連絡と、その後の行政の対応が見える化されましたというふうにあるんですね。

こういった、もう時代が昭和的じゃなくて、もう21世紀の令和的になっていかなきゃいけないんじゃないかと私は思うんですね。

今、自治会長さんからの要望なんかは、そういった道路の陥没とか側溝の蓋関係、陳情があったときは、こういった形で課のほうに伝達しているか、ちょっとお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 自治会からの要望につきましては、現在は自治会長名で要望をいただくこととさせていただいております。必要な申請に、自治会として把握していただいて、その必要なものを申請していただくという趣旨によりましてそのようにさせていただいて、現在は住民課のほうで受付をして、各部署のほうにそういった要望が来るということを伝達しているような形になります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町長も自治会の負担軽減ということで、たしか、公約というんですか、お約束で言われているかと思います。こういうの、自治会からの、自治会長ですか、自治会長さんからの要望なんかも、今、LINEとかは写真を、文書でもですね、無料で送れるという、実にいい機能があるので、一々文書を持ってきて、役場で、文書を持ってきて、それから各課に振るなんていうそういうんじゃないで、もうちょっと最先端に行く、自治会長にも逆に、まずはじゃあ自治会長にこのLINEなりスマホのアプリなり、何かそういうのを見つけて、LINEが多分一番手取り早いと思うんですけども、そういった形で、すぐ撮って、異変があったらすぐぱっとこういうふうに送れるようなシステムを構築できないかと思います。

だから、先ほど専決処分の言ったけれども、ある程度、要するに、誰でもというけれども、やたら多過ぎてもまた大変かと思えますけれども、ある程度の人数制限をして、地域のそういう穴が空いているとかそういうのを、やはりすぐ町のほうに送って、どこか町1か所でそれを集約して、即対応するという。

富岡市の件でも、やはり迅速な把握や工事につなげたいということなんです。要するにスピードが命で、よく昔、すぐやる課というのがありました。そういった形で、すぐやると。それをすぐやるにはどうしたらいいかという、何というんですか、連絡網というんですか、何というか、そういうのを構築していただきたいと思いますが、町長、見解をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ICTの活用についてのご質問いただいておりますが、私もSNSの重要性は十分認識しております。

町の現在の状況につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） SNSの導入につきましては、これまでも幾度となくご質問をいただいております。町といたしましても、SNSは情報提供の手段として大変有用なツールであると認識は変わっておりません。ただ、運用方法を間違えてしまいますと大きな問題等生じることから、その点も含めて、現在、どのようなサービスを採用すべきか、また、どのような運用方法が必要か、吉岡町ではまだSNS導入そのものがされていない状況ですので、まずは情報発信から導入に向け検討を進めてまいるところです。

今、議員ご指摘のとおり、一方的な情報発信だけではなく情報収集、こちらも含めた機能を持ち合わせたサービスにつきましても併せて今後検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わりにします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、指名により、3番飯塚です。通告書に従って一般質問をいたします。

質問は、今日は3項目あります。

まず、第1項目め、地域開発施策に対する取組について。

1つ目は、工事発注・施工管理についてであります。

町長、近年、本町は開発機運の高まりとともに、行政自体としても、その施策工事も数多く行われております。その中で、若干、最近においてトラブルが起こっているのも事実であります。それに関して、前回、工事監督員、監督員マニュアルについて質問をいたしました。答弁では、工事発注と時をほぼ同じくして監督員を指定し、適切にそれ以後施工管理を実施できているとのことでした。

そこで、質問をいたします。役場としての工事監督員の日々の業務はどのようなことを行っているのでしょうか。端的にキーポイントをお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 公共工事に関してご質問をいただきました。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であると認識しております。

役場の発注する工事は様々ございますが、監督員の日常業務につきましては、建設課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 監督員は、常に工事現場の状況を把握するとともに、設計書、図面及び仕様書並びに請負契約書及び約款、その他関係法規に基づいて行われることが基本となります。

監督員の日常業務は、工事現場の安全管理の指導をはじめ、当該工事の施工段階における立会い検査及び材料検査などを行い、常に工事の工程管理に留意しながら工事を促進することとなります。

また、監督員は、現場代理人等に対して指示・承諾・協議をするときは、工事打合せ書を取り交わします。なお、工事現場で予期しなかった状態がある場合などは、変更協議を行い、工事を進捗しております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今答弁いただきました内容ですと、非常にありがたいと思います。

次の質問です。

工程管理打合せはどのように行われているかについて質問いたします。

その参加者、頻度、内容などについてお答えください。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 工程管理に関しましては、その工事の規模や難易度により異なりますが、例えば道路長寿命化計画における道路舗装工事の場合ですと、現場代理人と現場監督員がまず現状の確認、起工測量及び工程の調整、支障物件の有無の確認、安全確認、そして工事、そして施工状況の確認など、おおむね5回程度の工程管理について打合せを行っております。

なお、不測の事態が発生した場合には、その都度、課内会議などを設けて、問題解決に向けて協議をしております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） はい、分かりました。

今、5回程度という話ですけれども、5回程度というのは工期の中で5回ですか、1か月で5回ですか、それとも1週間で5回なんですか。

議長（岩崎信幸君） 建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先ほどの5回程度のご説明でございますけれども、工期の中での5回で、工事内容としますと、例えば1,000万円程度の道路舗装工事になります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 工期の中の5回程度というのは、適切ではないと思いますよ。

いろいろと、2つ質問をしましたけれども、いろいろ答えていただきましたが、そのとおりに行われていけば適切であると思います。それはそれと答弁いただいてありがたいなと思ったんですが、実際にはそうならないと私は思っております。それなので、先ほど言ったように、時々綻びが出ているんですよ。

委託等、工事監督の委託もありますけれども、自分で委託をしないで工事監督を1から10までやるの、両方併せて、これをしっかりやっていく必要があるんですよ。

そこで、次の質問をいたします。

工事関係マニュアル類についてお尋ねいたします。

町長、前回も私、質問いたしましたけれども、このマニュアルについては本町では作成していない。県の規定類を参考にしている。ノウハウは必要に応じて先輩が後輩に教えたり、あるいは教え合ったり、それぞれ勉強しているとの答弁でしたが、これはシステム化されていませんよ。組織にびたっと合った規定類、マニュアル類がないためにこうになっ

ているわけです。これは非常に煩雑で、経験の浅い人は非常に取扱いが不便であるし、抜けが出ます。こういうことについては改善すべき点であると思います。

そこで、工事監督を各課に分散担当させている現状、各課を2から3年で定期異動するシステム、それから経験の浅い人、これらをいろいろ考え合わせますと、ぜひマニュアルは必要だと私は考えております。一般の会社はみんなあるんですよ。自治体はないのかもしれないけれども、それは自治体の組織の弱体の面です。数多くの課を異動しているうちに、監督業務ノウハウの記憶が薄れる。経験が少ない人など、誰でもが一律一様に工事監督を行えるシステムになっていないとまずいんですよ。そういうふうに私は考えます。

そこで、町長にお願いと質問をいたします。

監督員マニュアル、それと工事が完了しますと竣工検査しますが、竣工検査員マニュアル、これを本町でも作成して、皆さんで使うようにしてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらの質問に関しましては、前回の9月の定例会でも説明させていただきましたが、吉岡町では、群馬県の建設工事必携内にもある、掲載されております群馬県建設工事の監督員に関する規定などに準じて対応しております。

確かに、議員のおっしゃるとおり、マニュアル等を町独自で作成したほうが、誰もが一律に適切な工事監督業務をこなすことに資するかもしれませんが、参考にしてている群馬県の建設工事必携の記載内容は、技術的な面における基準や規程など詳細でかつ多岐にわたっており、日々変更される基準等の内容を更新しながら同様なものを町独自で作成することは、現状では困難な状況となっております。また、他市町村においても、県の建設工事必携と同レベルのものを独自作成している市町村の存在はないと思われま

す。今後も群馬県の建設工事必携などに準じて業務を遂行しながら、工事監督や竣工検査について、他市町村の例も参考に、さらなる改善に向け検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） それではね、駄目なんですよ。というのは、今までいろいろなトラブル、簡単な間違い、工事で起こっていますけれども、昨日説明していただきました、枯れ木が落ちて車が数台けがしたと、それを補償したというのも同じですよ。何かあるとその場を収めて、それを対処して終わり。病気でいえば、それは対症療法というんですね。だけれども、世の中に言われているとおりに、臭い物には蓋をただけじゃ駄目、その元から断たないと駄目ですよという言葉あるでしょう。対症療法で今いっているんですよ。

それで、先ほど課長が言われた、その詳細な内容を町で規定するのは難しいと、それは私も賛成です。そんなのする必要ありません。工事監督、検査員というのを、検査をやる時にどういうことが基本でエッセンスになっているかというのを薄い紙にまとめてやらなくては、使い道にならないですよ、マニュアルというのは。それで、そこところが疑問になったら、今、課長が言われるような県の詳細な部分を見ると。そういうスタイルにしないと駄目です。ですから、そんな厚い詳細なやつを私は作ったほうがいいですよと言っているわけじゃないですよ。現場の人が簡単に見て、あ、こういう場合はこうだなと、これが発生したらこういう手続、こういうことが起こったらお金の準備をして議会の承認を受ける手はずをしなくちゃならないなとか、そういうのが書いてある、いわゆる仕事のフローチャート、そういうのがあるマニュアルです。ですから、今、課長が言われるようなものを作る必要はありませんし、そんなの作ったってみんな見ませんよ。資料というのは薄くないと駄目なんです。そういうのを希望しているんですよ。それについて、町長、どうですか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん所管の課の中で打合せ等はさせていただいている中で、今の飯塚議員の概要等についてはまた話を出してみたいと思っています。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 今、対症療法と言いましたけれども、大体町の仕事は、トラブルに対しては対症療法ですよ。元から断たなくちゃ駄目というのしていませんよ。元から断たなくちゃ駄目というのが、このマニュアルを作って、誰でもがそうにできるようにする手はずをまず整えると。そこでまた抜けがあったら何かを考えていくと。それが大切なんです。一般世の中というのは、みんなそうに行われているんです。

ちょっとあまりやる気がないようなので、ちょっと話をしますと、中国で新幹線が脱線、転覆して高架橋から落ちましたよね。そのとき中国はどうしたかという、線路脇に穴を掘って埋めようとしたでしょう。その場を早く収めて、何もなかったように、もう済んだことですよ。あれは対症療法の極めて顕著な例です。あれじゃ駄目ですよ。

ところが、日本は、ロケットを打ち上げたら、それが失敗して太平洋側に落ちました。エンジンがどうになっているのかというのを見るために、太平洋の3,000メートルの海底から直径五、六メートルのエンジンを引っ張り上げて、それでそれをよく検査して、見て、改良して、それ以外は一回も失敗していないんです。

対症療法ですと、その都度いろいろな場面が変わりますから、若干間違ったことがまた

繰り返されてしまうんですよ。この新幹線を埋める方法じゃなくて、ロケットのエンジンを海底から引き上げた、3,000メートルの海底から。そういう方向に行ってほしいと私は思っています。そういうつもりで、この監督員マニュアル、仕事のやり方の取組について質問したわけです。その辺は、町長、ご理解いただけましたか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ご意見を参考にさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） なかなか現状を変えるのは難しいというのも、私も分かります。行政と同じような仕事の会社に私もいたものですからよく分かりますが、変えていかないと改善はされません。

次の質問です。3つ目ですね。地域開発とその現状について質問します。

本町は、上毛大橋、県道前橋伊香保線の吉岡バイパス、県道高崎渋川バイパスの開通、及び周辺道路などが整備されてきております。そして現在、駒寄インターの大型車両化対応工事が完成、南新井前橋線の一部も開通するなど、地域開発のお膳立てが、全てとは言いませんがかなり整いました。

そこで感ずるのは、そのお膳立てのスピードに追いついていかない地域開発への手順と、着手・実践に関してスローモーではないかと感じているところであります。進んでいるようですが、はっきりとしません。

そこで、開発への取組と現状をお尋ねいたします。

次の3つについて説明してください。まず商工業、次は観光と観光農園、次は一般農業です。これについて説明を、現状をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 取組と現状についてのご質問ですけれども、まず、商工業につきましては、駒寄スマートインターチェンジ東側において、商業施設の進出に伴う工事が始まっており、その進捗状況が目に見える形となっているところでございます。

また、駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアにつきましては、かねてより準備を進めておりました駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する覚書につきまして、前橋市との締結をさせていただいたところでございます。その締結によりまして、連携・協力の関係を深められることに加え、群馬県の助言などもいただきながら、今後の方向性を探っていきたいと考えております。

次に、観光及び観光農園でございますけれども、このたびの定例会に道の駅に関する指定管理者の指定に係る議案を上程しておりますが、その中で、株式会社吉岡町振興公社には観光に関わる中核的な役割を担っていただくということを見込んでいるところでございます。

最後に、農業でございますが、商工業の開発等に伴いまして、吉岡町の農地は減少の一途であります。地域開発と農地の保全・確保は相反する施策となりますので、今後においても難しい対応を迫られる状況が続くのではないかと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。

3つについて解説していただきましたが、感じるどころ、私もこれについては一、二回、まだ質問、前に質問させていただいてはいますけれども、似たような回答であまり進展性がないなというように感じるどころであります。

そこで、次の質問です。

3つ目になりますけれども、地域開発担当部署を拡充して一層進展を強化する、開発力を強化して開発に取り組めないのかについてであります。

町長、前回の私の一般質問に対して、工事の施工カンリは、たけかんむりの管理とさらかん、この監理があると、2つありますということでしたが、あのときの答弁のニュアンスでいいますと、どちらかというと役場はさらかんだと。要するに、机上の事務整理が主体ですよね。先ほど課長から答弁いただきましたけれども、日々現場に出かけていくということは大切ですが、それがあまり感じられない前回の答弁でありました。

町長、私はこの2点について、先ほどからちょっとお話ししましたけれども、ちょっと残念な感想を抱いております。先ほど課長のほうから答弁ありましたとおり、工事とは、立案、計画から予算措置、承認、施工、施工完了後の竣工検査、図面図書類の整理、決算書の作成、そして承認を受け、そして支払いまで。これで工事が一段落いたします。以上全体が前回答弁いただきましたさらかんとたけかんむりの管、この両者のカンリによって集約され、工事が完了いたします。しかしながら、発注者は以上全体を把握し、取り仕切らなければならないのは当然だと考えます。

一方、町長のほうから別な面で、役場の業務は委託を主体に考えていくということにつきましては、もちろん私もそれは一理あると思います。役場ではできない仕事、委託のほう効率的で経済的だということもあります。しかし、町の将来を決定する基本方針、これらや地域開発については自分たちでつくり上げたいと思いますが、どうなんでしょうか。やはり委託業務を行い、その成果物に町独自の視点から変更、加筆を行って完成させると

いう方式を取らざるを得ないでしょうか。お聞きしたいのですが、いかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 前回9月定例会において、大規模な工事については、ある程度経験を持った職員の人事配置を実施するとともに、群馬県建設技術センターに管理委託を実施することで適切な施工管理に努めていることを説明させていただきました。

この群馬県建設技術センターに委託する業務は、議員のおっしゃるとおり、いわゆるたけかんむりのたけかん、管理であり、施工されたものが設計図どおりに造られているかを確認するさらかんとは異なる部分を補うために委託させていただいております。このたけかんむりの管理、たけかんの部分のほかに、建設会社にいわゆるさらかんの部分も委託し、たけかん、さらかんの両面から工事が適切に施工されるよう努めております。

この2つのさら、たけのカンリ業務委託で職員に不足している部分を補完しながら、委託業者が直接行えない業務については職員が行うことになります。

委託することは、やはり職員では難しい部分、それは技術的な部分や専門的な部分、経験が必要な部分があるからでございます。

議員のおっしゃるような町の将来を決定する基本方針や地域開発につきましては、そのような部分で業務委託をする場合でも、やはり町のことは地域に根づいた町の職員が方針や方向性は示す必要があり、工事カンリ業務と同様に、委託はあくまで技術的な部分や専門的な部分、経験が必要な部分を補完するために行うものだと認識しております。

全ての業務に共通して言えることですが、職員が直営で全ての業務を実施できることが理想ではありますが、限られた人員の中で専門性、適法性、そして業務の高度化が求められる現在の状況の中、職員が直営で全ての業務を遂行することは大変困難でございます。

これからも、そのような面を補完するために業務委託を活用しつつ、自分たちの町をよりよくしていくため、町の将来を決定する基本方針などの根幹に関する部分は委託業者任せにすることなく、独自性を持って業務を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 回答ありがとうございます。

その回答の中でまず、たけかんとさらかんの話が出ましたけれども、高度な技術あるいは工事金額が高額なものは、たけかんむりの管を委託すると。それは分かるんですけども、それはうまくいっていますでしょうかね。それを私は危惧するので、一番最初の工事監督というのはどういうことをやっているんですかという質問をしたんですよ。それがうまくいっていないから、小学校の体育館の工事の関係とか、城山公園のひび割れだとか、

密接に相互に連絡が行っていないから、あるいは現場をよく見ていないから起こるんじゃないんですか。それをしっかりやってもらいたいですよ。たけかんとさらかながうまく絡まないと完全な仕事はできないですよ。これは質問じゃないですけども、町長、今後はそれをしっかりやっていただきたいと思います。

次、移ります。

次、先ほども言いましたけれども、吉岡町はもうお膳立てというのがほぼ出来上がっているわけですね。商工業の出店環境、居住地としての利便性など、まるでかつての高度経済成長期の日本のようです。町長は時々言われますけれども、周囲の自治体あるいは群馬県全体か分かりませんが、各首長さんと会議があると、懇親会があると。もちろん町長も出かけられていきますよね。そうすると、人が増えている、子供が増えている、交通量が増えた、ああだこうだと言って、その手当てが大変だと。だけれども、それに乗って来る人が全然いないという話ですね。それだけ周囲の、群馬県のほかの市町村と吉岡町はかけ離れているということです。ですから、かけ離れていればかけ離れているなりの施策を打って、手順を持ってやらないと駄目だということです。これが高度経済成長期の日本のようではないですかということです。今までと同じことをやっていたんじゃない駄目なんです。それは町長、よくお分かりですね。ほかの自治体と吉岡町は違うんですよ。ですから、同じ方法を同じような手法、体制でやっていたのではうまくいかない。間違いなんです。

しかし、残念なことですけども、日本の将来予測は人口減少です。将来しぼんでいきます、日本は。しかし、若干しぼんだ将来が来たとしても、やはり吉岡は違うなど、小さいけれどもきらっと光っているねと言われる吉岡をつくりたいと思いませんか。それが今来ているチャンスなんです。それこそが現在、そして5年から10年ぐらいまでですよ。吉岡町町長の、そしてこの行政のやることの使命であると思います。

今やるべきだということは、町長、お分かりでしょうかね。この機会を除いたらほかにチャンスは来ないですよ。全体、今まで私も2年半議員やっていますけれども、工事の施工管理が不十分、私はそう思います。地域開発の進み具合がスローモー。いずれも最大の要因は、パワー不足とそれに特化した専門性を持った担当がないということです。

そこで質問します。本町の現状を踏まえ、地域開発に特化した地域開発課を新設し、力強い、スピード感のある取組をすべきと考えます。町長、チャレンジしていかなければ駄目ですよ。お考えをお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど議員さんのほうから会議やら懇親会等によく出かけているという

話をされましたけれども、ここ2年、コロナ禍においてそういう場がほとんどなくなって  
いることをございますので（「ああ、それは過去のことです」の声あり）よろしくお願  
いします。

それと、職員も、過去の事業の中でいろいろありましたけれども、反省の下、その反省  
を糧に一所懸命現在は取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

議員ご指摘の将来を見据えた地域開発を推進するための地域開発課等の新設については、  
現状の組織体制、今後の社会動向及び関係所属の意向も踏まえ、組織という枠組みにとら  
われない柔軟な対応等も考えられます。そうした総合的な見地からも、今後慎重に検討し  
ていく必要があると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長、ちょっとそれでは遅いと思いますよ。だって、今までの取組がいろ  
いろうまくいっていないじゃないですか。何年前からやっているかは知りませんが、  
小倉のブドウ、乾燥芋、それから農業関係、それと振興公社、今までやってきたんでしょ  
う。町長、今言われましたけれども。歴代の町長も一所懸命やってきたと思いますよ。し  
かし、じり貧になっているじゃないですか。それは、今までの取組方、やり方、手法が適  
切でなかったということだと思いますよ。ですから、今、違う方法を取り入れないと、起  
死回生の手段を打てないということです。このままいったら、町長、いろいろな観光と観  
光農園、吉岡町は、極端なことを言えば、座して死を待つと、そういう状態ですよ。だっ  
て、産業観光課長も建設課長も、そのほか総務課長さんも、みんな一所懸命やっているわ  
けですよ、手いっぱい。そんなにもう3時か4時になったら仕事がないからもう休んでい  
て、5時になったらすぐ帰ると、そんな体制ではないでしょう。適切、適材適所に人を配  
置して、みんな一所懸命やっていたいでいるわけですから。

その中で、吉岡町が将来に向けてこういう今有利な、優勢のある事態を将来に向けて何  
かやっておこうとしたら、その特別な人を立ち上げないと駄目ですよ。一般社会ではこう  
いうのをプロジェクトチームというふうに言います。ですから、先ほど私は、地域開発課  
と言いましたけれども、開発プロジェクトという名前でもいいと思いますけれども。一般  
の会社も人はいっぱいいますけれども、それは今の業務に適材適所で手いっぱい、一所懸  
命やれる、余分な人はいないというのは、それはどの組織でも同じなんです。だけれど  
も、吉岡町は違うんですよ。将来に向かってそれをやるだけの条件がそろっています。そ  
れで、それをやろうとしたらプロジェクトチームですよ。

お二人に聞きますけれども、毎日忙しいですよ。それにさらに観光開発、農業の保護  
だ何だかんだといろいろやったら、ちょっと難し過ぎてできないというのが長年続いてい

るんだと思いますよ。振興公社もそうですよ。ですから、その辺を、これ考えを変えていかないとうまくいかないです。何しろ5年からあと10年ですよ。15年、20年たったら、もう全くノーチャンスです。町長も懇親会、会議に出かけられていって、周囲の首長さんとよく話が合うようになりますよ。人が減った、産業が衰退化している、農業が従事者がいなくなった。ああ、そうだよな、何とかしなくちゃ。そういう話になりますよ。今は話が合わないでしょう、周囲の首長さんと。だから、吉岡町は違うということをちゃんと理解してやっていただきたいと思います。

次に移ります。

2項目めです。再生可能エネルギー施策、これについてお尋ねいたします。

再生可能エネルギーには様々なものがあるようですが、まず、私たちの素人の頭に浮かぶのは、水力、風力、太陽光、地熱、それから波、波動力などです。

近年に来て地球温暖化の防止が叫ばれ、その原因と考えられる二酸化炭素を排出する化石燃料の使用を抑えようとする考えから、再生可能エネルギーの開発が脚光を浴びてきました。日本もカーボンニュートラル施策にのっとなって、現岸田総理も極めてやる気満々であると感じられます。政府の目玉施策の一つですから、相当な指導力を持って、地方自治体、民間会社、そして個人ともに実践、協力を求められるものと考えられます。また、そうしなければ、この計画は壮大な計画ですから、絵に描いた餅で終わってしまうと私は思います。

そこで質問いたします。1つ目は、再生可能エネルギーの具体的な施設計画。どのような問題が起こっているのか、町はどのようなことをまた想定しているのか、現状をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 再生可能エネルギーの利用につきましては、町有施設では、役場庁舎やリバートピア吉岡に太陽光発電設備を設置しております。

また、道の駅よしおか温泉周辺には、県が設置したものになりますが、風力発電や水力発電の設備がございます。

そのほかの施設につきましても、地熱を利用した冷暖房設備や小水力発電につきましても検討を行ったことがございますが、水利権の問題や導入コストなどの問題で実施に至っていないのが現状になります。

今後も検討を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 若干とも導入がされているということですが、それは多分、町長、NED O、その関係でやっておられるのかと思いますが、風力発電もそうでしたね。それで、風力も大した成果が出ないので、実証実験は、あれは駄目だったという結果になったと思うんですが。そこで、今後どのようにその実施計画がされているのかというのをお聞きしたかったんですが、またそれ最後の質問で出てきます。

次です。SDG sの周知と実行計画について質問いたします。

最近、SDG sという言葉が頻繁に目に耳に入るようになってきました。これは、先ほどの再生可能ではなく、持続可能な開発目標というふうになっております。全ての国、地域の人々が誰一人取り残されることなく尊重される社会づくりが求められている、これが目標だと解説書にあります。

町長、ここからが大切です。人間が地球という自然環境の中で、共同・社会生活をしていく上での様々な問題を解決して、全ての人々にとってよりよい世界をつくるため17の活動目標が定められ、この目標を達成するため、169の具体的実行ターゲットがあると。さらにその下に232個のインジケーター、指標というものがあるのだそうです。

町長、ここまで来るともう、17、169、232なの。もう、だそうですよ、という世界になってしまいますよ。SDG sの内容を初めて見る人には、何にどのように手をつけていったらいいのか混乱さえ起こしそうです。

そこで、日本政府は独自の中長期国家戦略として、SDG s実施指標として8つの優先課題・目標を決めました。これに向けて私たち町民も取り組むことになると思います。

このSDG sというのはとてもすばらしい内容です。先ほどの自然エネルギー、再生可能エネルギーの問題と、一部分ではお互いに補完している関係です。自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発進めば、このSDG sの目標もその一部が達成される。SDG sが、我々、国・県もやるわけですけれども、部分が達成、目標が達成されれば、再生可能エネルギーの目標の一部分も達成されるということで、両者が補完し合っているわけですね。そこが大切なところですよ。ですから、我々一般町民もそれに協力していかなくちゃならないということがキーポイントだと思います。

しかしながら、先ほどのその17だ、169だ、幾つだかというのをいきなりここで持ち出して、町民に、おおこれをやるんだよとか、これを直接やる目標といつまでですよというのをいきなり言っても、無意味だと思いますよ。混乱するだけです。ですから、その意義と内容を広く知らしめて、いかにその内容を理解し、やる気になってもらうか。現状では、今それが大切ではないですか。

過日、ちょっと私の恥ずかしい話をしますけれども、この文案を書いているときに、妻に、このSDG sって知っているかいと聞きました。最近テレビでも広報などで流れてい

ますから、ああ17の何か目標があって、何かそういうのやるんだよねと。じゃあ160はどうだと。そんなの知らないよと。知らないです。自分は何やるのか。ああ、あれは政府か、こういう国がやるんじゃないのというような話でした。私も妻も普通の人間です。普通の能力を持った普通の人間。妻がそういうことですから、多分一般の人もそれレベルですよ。そこで、じゃあSDGsだとか、わあとといったって、これは無理ですよ。ですから、今は行政として何をやるべきかというのを考えて、いかに理解していただくか。それがまず先決問題だと考えます。

そこで質問いたします。町長、この状況をどう捉えて、行政はどのように取り組んでいくのか。また、独自の、先ほどのNEDOのじゃなくて、NEDOの次の実質的な実行計画、これはありますでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） SDGsの取組としましては、国からプラスチックの分別回収の強化を図ることなど、群馬県の5つのゼロ宣言の中に、温室効果ガス排出量ゼロ、プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロの宣言があります。

そうした中で、町の取組としては、町単独の事業になります住宅用の太陽光発電施設を設置する場合の補助金を実施しています。また、自治会、老人会、育成会、保護者会など各種団体で資源ごみの回収の分別収集を行っていただいているところですが、資源ごみ回収の補助金額の増額や、昨年度より新たに小型家電の宅配業者を利用した回収や、インクカートリッジの回収なども始めさせていただいたところです。

今後につきましても継続して行うとともに、ホームページなどによる啓発、分別収集については広域組合や構成市町村で連携し、ごみの分別の細分化、リサイクル率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

また、町の直接的な実行計画等はございませんけれども、啓発活動を推進していきたいと考えているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。町でもいろいろなことに取り組んでいただいているというのは、私が自治会長のと時からいろいろ知っていますし、承知しております。

先ほど17だ、169だ、二百三十幾つだと言いましたけれども、ええっとなる必要がない面もあるんですよね。先ほど課長から答弁いただきましたけれども、以前からやっているものはみんなSDGsの中に入っているのが随分あるんですよ。これは、江戸時代はもちろん、もっと前からされていたと思いますけれども、いわゆる日本のもったいない感

覚。これで、古物をやたら捨てない。古物を再生して違うものに使う。こういろいろ江戸時代からやられてきましたよね。それを現在でも我々はやっているわけです。ですから、そういうことも含めて町民によく説明していただいて、そんなに難しいことじゃないんですよと、今やっているのを少し手を広げてやっていただければいいんですからと。そういうまた半面が、面もあるわけです。ですから、その辺を注意しながら、頭に入れながら、町民への啓蒙を行っていただきたいと思います。

次、移ります。

先ほど述べましたとおり、カーボンニュートラル、これは日本の国策の一つとなりました。化石燃料発電を、そして原子力発電を順次縮小して、カーボンニュートラルを成し遂げる。これは物すごいことですよ。

例えば、日本最大の原子力発電所、柏崎刈羽発電所の総発電量は約821万キロワットです。この発電量は、今全てほとんどが化石燃料発電に変わっております。この間、不名誉ですけども、化石賞というのをいただきましたよね、日本は。あれの一番の根源ですよ、理由、あれをいただいた理由です。それで、この発電量を太陽光発電で賄おうとすれば、東京の丸いあのぐるぐると回る山手線、この円の内側、その面積に、その全面に発電パネルを全部敷き詰めなければならないとの記事を読んだ記憶があります。当然、今は光から電気に変換する効率が3割は行っていなくて、最高行っても25%ぐらい。これが上がればもっと面積が少なくても済むんですけども、とにかく壮大な計画です。当然、政府は強力な指導力でこれを推進していくでしょう。また、それをしていかなければ、絵に描いた餅ですよ。当然、自治体としても独自の実行、今度は計画じゃなくて実行施策を求められることになるかもしれませんよ。

そこで、これらに対する建設規定などの準備が必要であると思います。しかし、本町では、これに対応する規定類は不十分であると感じます。現在の幾つかの指導要綱、設置要綱、あるいは県の規定、あるいは関係する法令、これらを準用してやっているとのことですが、これでは、あっちを見て、こっちを見て、先ほどの監督員マニュアルと同じです。こっち見て、前見て、後ろ見て、それで何が適用されるものなのかと、非常に複雑ですよ。それで、なおかつ要綱というのは強制力は弱いですから、非常に建設業者に対して指示力は弱いですよ。ですから、ここでしっかりとした町独自の設備設置条例を制定すべきと考えます。第6次総合計画の中でも1行ありましたよね。あれをぜひ進めていただきたいと思うんです。

町長、来たるべき事態に町はどのように対応する考えですか。また、条例制定の考え方、その時期についてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

**建設課長（大澤正弘君）** 1, 000平米を超える太陽光発電の設置に関しましては、町開発指導要綱に基づき協議を行ってまいりました。

ここ数年、太陽光発電事業の申請が多くあり、設置に伴う土地の改変や森林伐採などにより住環境や風致・景観に影響を与える状況があることから、昨年10月に町太陽光発電設置に関する指導要綱を制定して運用しているところでございます。

なお、太陽光発電施設の設置に伴う盛土や切土の観点、また排水施設や維持管理など適切な対応を求める必要があることから、指導要綱よりもより強制力のある条例化を来年度以降に制定する予定でございます。

**議長（岩崎信幸君）** 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

**3番（飯塚憲治君）** 先ほど言いましたけれども、6次計画の中でも1行は入っていますから、それを強力に進めていただきたいと思います。全国で先行してこういういろいろな風力、太陽光の設備が開発されているところでは、かなりのトラブルが発生していると、私が調べた資料ではありました。そういうことがないよう、さらに、課長が今言われました景観。それで、こういうのは非常に、あ、それはいいね、みんないいねと思うんですよ、皆さん思っていると思います。ところが、自分の庭の前に1, 000平米、2, 000平米の太陽が来るとしたらどうします。総論は賛成、各論は反対という問題が出てくるんですよ。だから、その辺も十分考えていただきたいと思います。

3番目、3項目め、最後ですね。インフラの整備についてお尋ねいたします。

まず、1つ目です。駒寄川下流域の改修、護岸工事です。

町長、この件は、2年半ほど前、大雨により川が増水し、危険を感じた住人が知人宅に夜間避難したあの出来事です。時が過ぎましたが、護岸改修工事の気配が感じられません。放置期間が長過ぎます。状況は一体どうなっているんですか。現状をお尋ねいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 駒寄川の下流域に関しましては、台風19号のときには越水のおそれを感じるほどの水位があったことや、地元からの強い護岸改修の要望があることを、河川管理者である県渋川土木事務所に対して、早期の事業化を要望してきたところでございます。

現状につきましては、昨年度には、県渋川土木事務所による現地調査や設計が実施され、今年度は、同じく県渋川土木事務所により、吉岡川合流部手前のかさ上げ工事が10月に発注されております。今年度中には工事完成の予定と報告を受けております。

町としても事業の進捗を確認しつつ、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、ありがとうございます。町長のその言葉をお聞きしたくて質問いたしました。完成に向けて確実な進捗をお願いいたしたいと思います。

次です。2つ目はちょっと飛ばしまして、3つ目に移ります。ですから、2つ目は国土強靱化ですが、これは飛ばします。

最近の交通事情について質問いたします。

先般、県道南新井前橋線の吉岡地内の一部が開通してから、約2か月になろうとしております。交通利便性の向上に伴って、大いに周囲の地域住民に貢献していると思います。多くの車両が通行して、そしてそれら車両以外も含めて多くの車両が東西南北から集まってきます。この集まってくるところが吉岡バイパスの大松交差点及び駒寄インター付近の道路です。

そこで質問いたします。この開通した南新井前橋線の道路の効果による大松交差点及び駒寄インター周辺道路の交通状況の変化と現状を把握しているでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

続いてもう一つ。駒寄インター大型車両化対応工事、これが完成して、そして南新井前橋線の一部開通後、付近の交通状況の実態調査は行われたでしょうか。また、行われていないようでしたら、その計画はありますか。

この2点をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 群馬県で整備を進めております県道南新井前橋線バイパスは、都市計画マスタープランにおける4つの軸の一つであり、緊急輸送道路にも指定している重要な幹線道路であると認識しております。

県道高崎渋川線バイパスまで完成したことによる大松信号交差点周辺道路の交通状況の変化につきましては具体的な調査は行っておりませんが、やはり榛東村方面からの上り下り線ともに交通量が徐々に増えていることを確認しております。今後の大型民間開発の出店に伴う交通量の変化について、注視していきたいと考えております。

また、交通量の実態調査の関係でございますが、大松交差点付近の交通量の実態調査につきましては、大型商業施設のジョイフル本田により、平成28年10月に実施されております。また、現在も大規模小売店舗立地法の関係で、民間開発業者であるジョイフル本田とツルヤにより交通量調査が行われ、来店車両の算出を行う予定でございます。

また、県道であることから、公共事業の評価項目として、今後、交通量調査が行われる

ものと考えられます。

なお、町としても、駒寄スマートインターの供用開始後1年をめどに、整備事業効果のフォローアップとして、実態調査のための社会便益、周辺の交通量調査を行う予定がございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。

実態調査、交通量の変化等は、逐次適切に把握していただきたいと。それで、把握したらそれにすぐ対応していただくということであります。

それから、実態調査、交通量の調査ですけれども、いろいろなところで行われる予定だということなので安心しました。

そこで、県への働きかけというのが必要になってくると思うんですね。町長、これは県道だから、町でやることではないから計画はそんなに変えられない、手が出せないと、こうに斜に構えて眺めているだけでは駄目だと思います。県というのは吉岡町に比べたらとてつもなく広いですね。吉岡町の面積は、群馬県の後ろから数えて2番目か3番目か4番目ぐらいでしょう。人口も2万人ちょっとですよ。群馬県の人口は190万人ですから、そこにこういう交通事情とか道路建設計画を担当している部署、吉岡町に目が向かないですよ。こんな小さくて人もろくにいないんですから。しかし、吉岡町は周囲と違う。吉岡町は特別な状況ですよ。これを何とか吉岡町の住民あるいは将来に向けて開発していくということになると、黙っていて斜に構えていて県に計画をそのまましていただくというだけでは不足だと思います。自発的に吉岡町が実態調査をして現状を訴えて、説明資料を作って、住民からの要望も添えて、それで県に陳情あるいは要請に行くと。このスタイルを取らないと、あそこはなかなか県の担当者の目に入ってこないというふうに思います。

しかしながら、先ほど課長から答弁いただきましたけれども、いろいろな面でその実態調査をしていただくと。それは大切だと思います。

まず、大型車両化完成の前のこれは古いデータありますよね、県に。それで、大型車両化が終わった後、できればしてほしいですけども、していないでしょうけれども、それで南新井前橋線が開通した後の実態調査。それから、大型商店が開店した後の調査。ちょっと細かいかなと思いますけれども、できない部分もあると思いますけれども、これを順次データを集めて、このように変化があるんですよというのを県に訴えるべきですよ。それで、地域住民との要望も添えながらやると。これをやらないと、あそこのところは、先ほど言っていますけれども、とてもスローモーな計画になると思います。ですから、その辺を町長にぜひ強力で押し進めていただきたいと思っていますところですよ。

それから、この道路は、前回話しましたけれども、国道17号線の前橋渋川バイパス、いわゆる吉岡バイパス、線は違いますけれども吉岡バイパスのところ。水の通り道が断ち切られて、水が排水がうまくいかなくて、町長の田んぼも水没しているという話、私、質問させてもらいましたけれども、この今の吉岡バイパスのところも、これを開発するには、今まであった、町民が使っていた、細いながらも有効に使っていた生活道路、これが断ち切られているんですよ。それは大久保地区に住んでいる方だったらよくお分かりだと思います。断ち切られているけれども、この太い道ができたおかげで、それを生活道路に使っているというのが地域住民の実態であります。ところが、ここが渋滞して、あそこ行ってもいつでも渋滞でなかなか通れない、通り抜けられないというようになると、地域住民の生活道路としての道路破壊、道路として役に立たない、これになりますよ。ですから、その辺も十分注意しながら、頭に入れながらやっていただきたいと思います。これは地域住民の切なる思いだと思いますよ。私も土曜、日曜はあそこ通りませんもん。違う古い道通りますから、前橋の行き帰りに。そういうことも頭に入れてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

風疹に係りましてです。前回、風疹の胎児への悪影響に……

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員、時間になりました。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） それでは中止しまして、残った部分は次回以降にさせていただきます。

以上で終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初、第1点目として、下水道事業について伺うものであります。

ここでは、下水道事業（浄化槽を含む）の現状と課題等について質問するものであります。

本来であれば、これ9月議会のときに決算の際に聞くべきことだったんですけども、別な一般質問との時間との兼ね合いで今回に延びてしまいました。

そこで、まず第1点目でありますけれども、下水道事業の地方公営企業法の一部適用について伺うものであります。

地方公営企業法一部適用の意義について伺います。

吉岡町においては、令和2年度から公共下水道事業と農業集落排水事業に地方公営企業法を一部法適用し、両事業を下水道事業会計とした。改めて両事業の地方公営企業法を一部法適用する意義について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け、事業経営の新たな健全化へ向けて一歩踏み出したところであります。

町下水道事業が従前の特別会計から地方公営企業法の一部適用に至った経緯ですが、下水道事業を取り巻く社会環境の変化に対応した経営の健全化を目的に、総務省の要請による移行をしたものでございます。

全国的な課題になりますが、料金収入の伸び悩みや、施設の更新需要の増大、制度改革に伴う補助金への影響など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

経営の効率化及び健全化、将来にわたる安定的な経営の継続のため、公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用により、発生主義・複式簿記に基づく的確な経営管理が図れる予算・決算制度を採用しました。

企業会計では、これまでの特別会計では必要としなかった財務諸表を作成することから、損益計算書による経営状況や貸借対照表による資産の把握により、企業体質などが明確になされました。

今後は、課題の把握を行い、経営状況の見える化に取り組み、中長期的な視野での的確な経営判断が図れるものと考えております。

業務に携わる職員のスキルアップが不可欠であります。下水道事業における地方公営企業法適用については、本町の下水道サービスを安定かつ継続的に提供していくため意義ある導入と認識しているところであります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

公営企業会計から見た下水道事業の分析・評価について伺うものであります。

地方公営企業法の一部適用により、特別会計から公営企業会計へと変わったわけであり

ます。公営企業会計では、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となるわけでありです。

町は、令和2年度の決算をどのように分析、評価するのでしょうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 公営企業会計移行の初年度になりました令和2年度の下水道事業会計の決算・経営状況についてですが、経営成績につきましては損益で763万円の黒字ですが、安定した経営を継続するためには、収益性・黒字幅を少しでも広げ、企業としての体力強化を図ることが不可欠と考えております。

企業会計は収入で費用を賄うことが原則ですが、主な収益は一般会計からの繰入金であり、実態としては厳しい経営でございます。また、費用では、これまでの特別会計では計上されなかった下水道施設など資産の目減り分、減価償却費が費用の大きなウエートを占め、これまで見えなかった将来負担なども明確になっております。

まだまだ財務諸表の分析、下水道事業の特性を把握するに至っておりませんが、多額の資産であります下水道施設の有益な活用に向け、接続率向上など、少しでも営業収益の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今の答弁ですと、なかなかこの分析、評価のほうは進んでいないというようなことではありますけれども、次に質問するストックマネジメント計画等々もあります。そういったことで、資産のほうの状況、よく管理していただきたいと思います。

続きまして、ストックマネジメント計画の策定についてを伺うものであります。

下水道事業におけるストックマネジメントは、目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するものであります。

町の下水道経営戦略によると、「本町の場合、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニール管が86%以上であるため、管路施設について当面の間は老朽化対策の必要性は低いと考えています。既に維持管理主体の事業にシフトしていますので、適切で効率的な維持管理の体制を整えていく必要があります。そこで、ストックマネジメントの計画の策定を進めていきます」としているところであります。

このストックマネジメント計画策定のスケジュールはどうか、伺うものがあります。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） スtockマネジメントにつきましては、制約された予算の下、持続可能な水道サービスを提供するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的に状況を予測しながら、計画的かつ効率的に管理する手法になります。

本町のストックマネジメント計画策定のスケジュールについては、計画の第1ステップとして、令和3年2月に吉岡町下水道ストックマネジメント実施方針を作成しております。この方針は、計画を策定する上で必要な基本項目を簡素化して策定したものでございます。

令和2年度に公営企業会計に移行しておりますので、今年度の決算、資産などの財務状況を踏まえ、現行の経営戦略の見直しを行います令和7年度に、精度を高めた計画の策定を行う考えでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

更新需要の見通しについて伺うものであります。

まず1点目として、農業集落排水事業の施設の更新需要について伺います。

経営戦略によると、令和2年から40年間で、更新需要総額が法定耐用年数での更新の場合は約40億円、法定耐用年数の1.5倍での更新の場合には約26億円であるとしております。

今後、農業集落排水は公共下水に接続する予定であり、不要となる施設も出てくるわけですが、このことを考慮したものなのかどうか。そして、公共下水への接続のスケジュールはどうか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 農業集落排水事業の経営戦略につきましては、令和2年3月に策定しており、公共下水道区域への統合を考慮した経営戦略とはなっておりません。

また、農集と公共との接続、公共下水道区域への統合につきましては、令和3年3月に認可をされました利根川流域関連吉岡公共下水道・第9次変更計画に基づき、上野田地区を令和7年度、北下南下地区が令和8年度、小倉地区が令和9年度、それぞれの地区で供用開始を進める予定でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、この法定耐用年数で計算した場合、今後40年間で40億円かかるという数字は、仮に公共へ接続してしまった場合はどれくらい減るものですか。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 減るというよりは、統合してまいりますので、この統合した下水道事業の中で計算をしていくというようなことになります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 統合して計算するんですけども、それは分かっているんですけども、不要な施設出てくるわけですよ。その部分も考慮した40億円ということですよ。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 農業集落排水の処理施設の関係でございますけれども、こちらについては、現行ではまだ財産処分の手続等々、この経営戦略をつくった時点では加味をされておられません。そんなことから、今後、公共下水道事業に統合された時点で見直しを行います。この見直しの中で一括して、再度計算をしていくというようなことになります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

2点目として、管路の更新需要の見通しと老朽化対策について伺うものであります。

経営戦略によると、管路の更新需要の見通しは、公共下水では40年間の更新需要総額は、法定耐用年数での更新の場合、約62億円となる一方で、法定耐用年数の1.5倍の更新の場合は約3億円になるとし、農業集落排水では、法定耐用年数での更新の場合は約26億円となる一方で、法定耐用年数の1.5倍での更新の場合は、推計期間内において更新は発生しないとしておるわけでありまして。

したがって、吉岡町においては、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニール管が86%以上であるため、管路施設について当面の間は老朽化対策の必要性は低いと考えているとしておるわけでありまして。

この老朽化対策というのが必要となってくるのは、いつぐらいになりますか。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 管路の更新需要、老朽化対策が必要になる時期なんですけれども、2032年度、令和14年頃から耐久年数を超過する施設が増加する見込みです。これにつきましては、耐用年数50年で勘案した場合でございます。しかしながら、ストックマネジメントガイドラインを参考にした場合は、法定耐用年数50年の1.5倍が更新時期になりますので、2056年、令和38年頃から本格的な更新需要を迎える見込みとなります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、更新需要の見通しというのは、この法定耐用年数の1.5倍でおおむねいいという考えでよろしいんですかね。きちんとストックマネジメントをしていればを前提ですけれども。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 今のご質問につきましては、本当に法定耐用年数50年の1.5倍ということで大丈夫なのかということかと思えます。

当然、全て耐用年数を満たすとは限りませんが、経営戦略では計画的な管路の補修工事を適正に行うことを前提にしたストックマネジメントガイドラインの更新予測となっております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

浄化槽について伺うものであります。

まず第1点目、法定検査について伺います。

浄化槽法では、全ての浄化槽に対し法定検査を受検することを義務づけています。7条検査は、浄化槽を設置し、使い始めてから4か月から8か月の間（法律の条文上は使用開始後3月を過ぎた日から5月間）に受ける検査で、浄化槽の設置工事が適正に行われて、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査する。11条検査は、毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査するものであります。

環境省の令和3年2月19日付の報道発表資料「令和元年度における浄化槽の設置状況等について」によると、令和元年度における7条検査受検率は94.4%であり、平成30年度から増減はなかった。近年は90%程度の水準をほぼ横ばいで推移しており、さらなる受検率向上に向けた取組が必要であるとし、令和元年度における11条検査受検率は

43.8%（合併処理浄化槽のみでは62.2%）であり、平成30年度に比べて0.7ポイント増加（合併処理浄化槽のみでは0.8ポイント増加）していると。11条検査の受検率は、近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にあることから、引き続き受検率向上に向けた取組が必要であるとしておるわけであります。

町内に設置してある浄化槽の管理について、どのように考えていらっしゃいますか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 浄化槽の維持管理、年1回の法定検査でございます11条検査については、あくまで設置者個人が民間事業者に依頼しており、その検査状況については町では把握をしておりません。

しかしながら、公益財団法人群馬県環境検査事業団では、11条検査を実施した業者から情報提供をされるため検査状況を把握しており、未検査者に対し直接指導をしておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） どれくらいこの受検しているか分からないということでありますけれども、この環境省のまとめた資料、これもうおおむね吉岡町に当てはまると考えるならば、まず、この浄化槽自体がきちんと機能する浄化槽なのかどうかということも100%じゃないと。さらには、年1回の検査も、全国、合併処理浄化槽でも62%ぐらいということで、きちんとメンテナンスが行われていないんじゃないかと思います。

そこで、次の自治体設置型合併処理浄化槽の導入についての質問をするわけでありまして、浄化槽は、適切な管理を行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりしてしまう。浄化槽法の浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することという目的達成のためにも、町設置型の合併処理浄化槽を検討できないか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 吉岡町の排水計画では、公共下水道区域、農業集落排水区域を下水道事業で行い、その他の区域を浄化槽区域としております。

浄化槽につきましては設置者が管理者となるため、議員ご指摘のとおり、適切な管理がなされない場合、水質の悪化や悪臭の原因となり、生活環境の保全に悪影響を及ぼすことは事実でございます。

浄化槽区域につきましても自治体設置型合併浄化槽の導入を検討できないかのご質問

ですが、投資コストが比較的抑えられる反面、設置された浄化槽の維持管理につきましては、手間や費用など大きな負担が生じます。

本町では、市街化形成された区域を中心に、定期的に公共下水道区域を見直し、下水道区域を広げ、公共用水域や地域の生活環境を保持しております。現状では、浄化槽区域につきましては合併浄化槽設置補助金、この制度を継続してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 一般質問でも多くの方が質問されていますけれども、吉岡町、人口の増えている、増える町だということで、新たに吉岡町に家を建てて引っ越してくださる人がいると。それで、その区域外だった人は合併浄化槽じゃないといけないというようなことであります。

今は現役世代で働いていても、20年、30年、現役を退いた後、その合併浄化槽の寿命も来て、そろそろそれぞれのお宅の浄化槽もう替えなきゃいけないというような時期に差しかかってくる時代がやがて来ると思いますけれども、今、例えば単独浄化槽から合併浄化槽への切替え、くみ取り式のトイレから合併浄化槽への切替えというのを補助金出してやっておるのは承知しておりますけれども、その切替え、1件、2件という形で進んではいるけれども、なかなか進まない。これ要するに、もう大幅なリフォームをすとか建て替え、この際に、一緒にそういった単独浄化槽やくみ取り式を合併処理浄化槽に替えるというのが現状じゃなかろうかと思えます。やがてそういう時代が来る、そういったときに、現役世代から退いた方々が速やかに新たな新しい浄化槽に変えられるかどうかというのは甚だ疑問で、この問題というのは生じ得るというふうに私は思います。

そういった中で、自治体設置型であったら、先ほどデメリットの部分お話しいただきましたけれども、その更新というのが町設置型であれば速やかに済むのかなというふうにも思います。

今後、こういったことで、合併浄化槽の在り方というのも考えていっていただきたいというふうに思いまして、次の質問に移ります。

次、子育て支援について何うものであります。

子育て支援に係る施策等について伺います。ここでは、主に子供の貧困とそういったご家庭に対する子育て支援ということで論じていきたいと思えます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が施行され7年近くになります。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としておるわけであ

ります。

この法律の背景には、平成21年の厚生労働省データで、18歳未満の子供の貧困率が15.7%、これはOECD加盟国34か国中25位。さらに、ひとり親世帯での貧困率50.8%、OECD加盟国34か国中33位。生活保護世帯の高校進学率、これは全体の世帯の進学率が98.4%なのに対し、生活保護世帯の高校進学率は89.9%。世代を超えた貧困の連鎖があります。

しかし、法施行後の平成30年においても、子供の貧困率は13.5%、ひとり親世帯の貧困率は48.1%といまだにこの問題の解決には程遠い段階にあると言えます。さらに、今回のコロナ禍によって、経済的な支援を必要とする世帯も生じてきました。

町長は、町における子供の貧困の現状について、どのように考えておられるでしょうか。また、実態はどのように把握していらっしゃいますか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 子供の貧困の現状についてですが、現在町で把握している貧困に関する情報については、令和2年度に策定した子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケートの設問での回答による程度となっております。

その他詳細は、健康子育て課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 町長の補足説明をさせていただきたいと思います。

町として貧困世帯に特化したアンケートというのは実施しておりません。先ほど町長が答弁したとおり、子ども・子育て支援事業計画、これ策定に当たりまして様々なニーズを酌み取るというようなことで、抽出になるんですけれども、お子さんがいる世帯にアンケートを取っております。このアンケートの中で、一応金銭的なものということで、公共料金等の滞納がありましたかというような設問があります。そのときの結果としては、9.7%、10%弱なんですけれども、こちらの方が結果的には滞納があったというような形での把握ぐらいということになっております。

それと、そのほかに、第2回の定例会でヤングケアラー関連の質問がありまして、そのとき答弁させていただいたんですが、町の要保護児童対策協議会、その会の中で取り上げられる支援の必要な家庭があるんですけれども、そういったところの状況については町としても把握をしておりますが、一般の家庭についての把握というのは難しく、現状把握はできておりません。

子供の貧困については、父母の勤労状況や家族の健康状態に起因するもの等、複合的な

要素が含まれますので、実態調査については役場庁内の関係機関が連携する必要があると  
考えます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そのアンケートの内容についても最後の質問でしようと思っておりますので、次の質問に移ります。

子供の貧困対策に係る施策についてを伺うものであります。

国の子供の貧困に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定され、その目的・理念を「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講ずる」とし、分野横断的な基本方針として「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する」「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する」

「地方公共団体による取組の充実を図る」とし、分野ごとに基本方針として「教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る」「生活の支援では、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることがないように配慮して対策を推進する」「保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める」「経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく」「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める」「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む」としています。そして、子供の貧困率、ひとり親の貧困率、食料または衣料が買えない経験など、39の子供の貧困に関する指標を設定し、指標の改善に向けた重点施策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援）を掲げておるわけであります。

今回、この中で、教育に関する支援について質問をするわけであります。

まず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについてお伺いいたします。

スクールカウンセラーは、心理療法士等の資格を持った心の専門家で、本人の不安や悩み  
に直接働きかけるなど、心理面の支援をするものであります。これに対して、スクール

ソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持った福祉の専門家で、子供を取り巻く環境の改善を目指す福祉の専門家で、子供を取り巻く環境の改善を目指し、関係機関とのネットワークを活用したり、ケース会議をしたりして、困難な事案の解決を図るものであります。

スクールカウンセラーの配置状況、相談件数、主な相談内容はどのようなものでありますか。また、スクールソーシャルワーカーの対応実績あるというような答えが一般質問の答弁の中でありましたけれども、これについての実績について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） スクールカウンセラーの配置は、県の事業として、昨年度、1日6時間勤務で各校年間30日ずつの計90日、540時間の活用を行いました。相談件数につきましては、児童生徒に対する相談が町全体での延べ件数として114件、保護者との相談が延べ185件の合計299件でありました。相談内容につきましては、不登校、友人関係、家庭環境、進路、発達相談等、多岐にわたっているとのことです。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校の実情や児童生徒・保護者の相談内容に応じて中部教育事務所に派遣依頼をする体制を取っておりますが、昨年度の依頼はありませんでした。今年度につきましては1件派遣をお願いしており、中部教育事務所のスクールソーシャルワーカーに対応をしていただいたということでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今その配置状況について説明がありましたけれども、配置状況、今ので対応し切れているとお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） このスクールカウンセラーの配置、その日数なんですけど、これは県のほうから割り当てられているものです。実際に今年度につきましては割当てが昨年よりも少なかったということでありまして、これにつきましては、9月の議会において補正予算で追加の時間のほうは確保させていただいております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほどスクールソーシャルワーカーのほうの対応実績もあるというようなことありますけれども、これについては改善の方向で向かっているんですかね。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） その内容については、教育委員会のほうでは詳しくは把握しておりませんが、学校のほうで適切に対応していると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 文部科学省のホームページ等を見ると、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー、各県の取組が北海道から沖縄まで全て一覧に載っているわけでありまして。そこでスクールカウンセラーが時にはスクールソーシャルワーカーの仕事じゃないかと思われるようなことをやっているような事例もあるなど感じて、いろいろな事例、各都道府県の取組の事例というのを読ませていただいておりますけれども、ここでやはりスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーってそれぞれ役割が違うというようなことで、役割が違うので名前も違って、それぞれ割り当てられておるわけでありましてけれども、これらのこのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがそれぞれの機能に従った働きができるような体制づくりというのはできているんですか。その辺の考えを伺いたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） おっしゃるとおり、スクールソーシャルワーカーがここまで認知度が高まる前は、まずはスクールカウンセラーが学校のほうに配置されました。たしか平成17年頃から、学校にその必要性が迫られ、県のほうで配置が始まったと考えています。

それで、スクールソーシャルワーカーが配置になったのは、まだここ本当に数年前ぐらいから中部教育事務所のほうに配置されたんですけども、その配置が始まる前は、スクールカウンセラーさんが心理の専門家とはいえ、いろいろ相談に乗っていくと、家庭の事情、そんなものを相談者のほうから相談を受けながら、スクールカウンセラーさんができることをやっていたということもありました。

ただ、今は、スクールソーシャルワーカーが中部教育事務所に7名配置されております。前橋、伊勢崎、渋川、そして玉村、榛東、吉岡、この6市町村で7名ということで配置されておりますので、今、体制としては整ってきておりますので、整理をしながら対応、それぞれの役割を整理しながら対応を進めてこられているというふうに思います。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） この役場の福祉部局とか子育て部局というのは、例えばスクールソーシャルワーカーがケース会議をすとかそのような場合にスムーズに受け入れられるような体

制づくりというのにはできているんですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 基本的には、町の福祉部局の方に入っていただく場合には、いわゆる、私たち要対協と申し上げているんですけども、要対協のほうで、その協議会でいろいろ相談に乗る、これからどのようにそのお子さんであるとか家庭にアプローチしていこうかという協議会に乗るときには、町の福祉部局のほうに入っていただいておりますけれども、基本的に学校のほうで相談に乗るときは、スクールカウンセラーと、また必要に応じてスクールソーシャルワーカーということになっております。ただ、その協議会に乗る必要があるという家庭というのが、経済的な面とかそういう面で非常に困難を抱えていらっしゃる家庭の場合はそのようになっておりますので、やはりそれぞれのお子さん、家庭の事情に応じて対応する場が変わっているということですので、必要に応じて町の福祉部局とは対応ができていると考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうですね、せっかくこのスクールソーシャルワーカーというものを県が7人要員を配置してくれたものでありますから、担当部局等ともスムーズなやり取りができて、解決、改善の方向に向かえるような体制づくりというのを今後よろしく願います。

次に、学校教育における学力保障について伺うものであります。

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されることが重要であります。町では、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行う学校教育による学力保障についてどのようにお考えになっているか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 群馬県の学校現場におきましては、以前は各学校で工夫を凝らし、少人数指導や習熟度別指導等を重点に行うなどの対応を取っておりましたが、現在では県のニューノーマル GUNMA CLASS PJによりまして、小学校1・2年生は30人学級、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級が実現されたことによりまして、指導形態での工夫から指導方法の工夫へと、個に応じた指導の手だてが変わってきています。

町教育委員会では、現在、ICTを活用した指導に力を入れております。早期に整備さ

れた情報端末や学習支援ソフトを活用し、児童生徒一人一人が進んで学習できる取組、コロナ禍であっても互いの考えや意見を交流し、今まで以上に学習内容を深く理解できる環境を整えることができています。

個に応じた対応ということで工夫の一例を挙げますと、町で導入している学習支援ソフトは、習熟度に合わせて、自分に合った難易度の問題に学校内だけではなく家庭でも取り組むことができるようになっております。この特徴は、学習が苦手な児童生徒だけではなく、今まではなかなかできなかった、より高いレベルの課題を欲する児童生徒にも手がかけられるということになります。

とはいえ、学校教育を進める上では人と人との関わりは大事であるため、町費でマイタウンティーチャーや学習補助員、特別支援学級の補助員等、学校支援員を多数配置しております。これは、他の市町村に比べてかなり手厚い状況となっていると考えております。町としては、子供たちの成長のため、子供たちの学力保障のため、この取組をさらに手厚くしていきたいと考えております。

個に応じた取組の事例をもう一つ挙げさせていただきますと、先生方の授業改善が進み、教室内での振り返りの場面を多く取り入れることができております。その際、児童の端末を使って振り返りを行うことにより、今までの振り返りの蓄積ができるようになり、児童生徒が今までの授業と関連づけたり、先生が自分の授業の評価や児童生徒の定着度を把握できる等のメリットが現れていると聞いております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

地域における学習支援について伺います。

まず第1点目として、地域学校協働活動における学習支援について伺います。

放課後子ども教室は、子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験、交流活動などを行う事業であります。その実施状況はどのようになっていますか。

議長（岩崎信幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） これは、生活困窮世帯だけを対象にしたものではありませんが、今年度、町教育委員会では、放課後の児童の居場所づくりのため、駒寄地区のロバロバを活用した放課後見守り教室について試行的に実施しております。

来年度につきましては、これまでの取組に加え、明治地区でも地域住民等の参画を得ながら放課後見守り教室ができないか検討を始めたところでございます。

学習や体験交流活動という趣旨の放課後子ども教室については今後の課題となると思いますが、ロバロバで行われている放課後見守り教室についても、宿題や情報端末を使った自主学习については既に行うことができるようになっております。

今後につきましては、試験的に開始された児童の放課後見守り教室の成果や課題を基に、その後の事業の在り方を検討していくこととなると考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） その駒寄のロバロバで開かれているものというのは、どれくらいの頻度で行われていますか。

議長（岩崎信幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 当初、このロバロバの事業計画につきましては週2回ということで想定しておりました。現実的に今回はコロナの感染拡大等もありましたので、実質的にどのぐらいの開催できたかというのをちょっとお話しさせていただきますと、7月には4回、そして8月、9月にはロバロバでの事業については中止となりました。ただ、この間、文化センターの和室を利用して7回開催ができております。また、次に、10月については7回、11月については8回ということで開催しております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 参加人数というのはどれくらいになりますか。

議長（岩崎信幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ちょっと延べ人数で申し訳ないんですが、7月には先ほど4回という話させていただきましたが、延べ18人。そして、夏休み中の文化センターについては7回開催しましたが、延べ8人ということです。10月については7回実施しまして延べ24人。そして、11月については8回を利用して延べ20人という形になっております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

学習が遅れがちな中学生等を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援をする地域未来塾を実施する考えはないか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 現在、町教育委員会では、中学生が部活動帰りに誰でも気軽に立ち寄って学習できる場を設けることができないか検討しているところですが、場所、人、予算面等課題が多く、今のところ実現の計画は立っておりません。

今後、実現の可能性について検討していく必要があると思われますので、教育委員会内でも話題にしていきたいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9番（坂田一広君）** 続きまして、生活困窮世帯等への学習支援について伺います。

ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に、生活習慣の取得、学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりが必要だと考えますが、この点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

**議長（岩崎信幸君）** 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** こちらにつきましては、教育委員会としましては、中学生が部活動帰りに誰でも気軽に立ち寄って学習できる場を設けることができないか、先ほどのとおり考えていきたいと思っております。

また、学習支援という観点からは、昨年度から町が費用を負担して導入しております自主学習ソフトであるスタディサプリについては、習熟度に合わせて、自分に合った難易度の問題に学校内だけではなく家庭でも取り組むことができるようになっておりまして、このため、分からない単元等があった場合には前の学年に戻って学習することも可能となっておりますので、このような機能も積極的に活用して学習に取り組んでいただければと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9番（坂田一広君）** 次の質問に移ります。

地域子供の未来応援交付金を活用した子供の貧困対策について伺います。

吉岡町子ども・子育て支援事業計画の第2期計画が令和2年に策定されました。この中において貧困対策にも言及されておるところでございます。これは、令和元年の法改正によって、都道府県だけでなく市町村にも子供の貧困対策計画の策定が努力義務とされたものを受けたものと推察するわけであります。県内では、ほかには館林市、富岡市、安中市、長野原町、草津町で、県内で比較的早い段階でこの貧困に関する計画が策定されたというのは一定の評価ができます。しかし、内容は、従来の施策を列挙し、経済的負担の軽減と

したものであります。

国の地域子供の未来交付金、これ令和3年10月29日現在、この交付を受けている市町村は全国で316あるそうでありますけれども、この交付金は子供の貧困の実態、支援ニーズを把握するための調査、支援ニーズに応えるための地域資源の調査、整備計画の策定、子供たちと支援を結びつける事業、連携体制の整備など、地方自治体の様々な取組を支援するものであります。この交付金を活用し、まずは町の子供の貧困の実態調査をするとともに、より町の実情に合った子供の貧困対策を計画に反映すべきであると、このように考えますけれども、このような考えはないかどうか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） この交付金につきましては、子供の貧困対策に取り組む自治体による地域の実態調査、計画策定等に経費の一部を補助するというような形になっております。

当然のことながら、ニーズ調査というのは行政がやる上では必要かと思っておりますので、この辺に関しまして、健康子育て課だけではなく、他課との横断的な質問等も出ると思っておりますので、その辺調整して検討していきたいと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ここは最初の質問のところでありましたけれども、子ども・子育て支援事業計画ですか、これ考える際に、その家庭の状況ということで、衣料が買えなかったとか公共料金が納められなかったというようなアンケートを取って、9.7%ぐらいが何らかの経済的な困難を抱えている家庭じゃないかと判断しているというような話でありました。

しかしながら、これ、子どもの貧困対策の推進に関する法律7条では、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないとしておって、ここでいろいろな統計が出ておるわけでありますけれども、例えば、このアンケートにあるように、公共料金等の未払い経験とか、食料・衣服が買えない経験等に加えて、ひとり親世帯の親の就業率、例えば母子世帯ではひとり親世帯の親の就業率が80.8%であると、父子世帯では88.1%であると。ひとり親世帯の親の正規の職員、従業員の割合、これが母子世帯だと44%、父子世帯だと69%など、様々な面から貧困についての統計が取られておるわけであります。

こういったことで、こういうのはもう少し詳細な調査をしていただきまして、吉岡町の子供の貧困の実態というのを把握していただいて、必要な施策を講じていただきたいと思っておりますけれども、町長、最後にお考えを伺ってよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん子供の貧困対策につきましては、先ほど担当課長のほうから話  
がありましたように、全庁挙げて進めていけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） この親、家庭が貧困なゆえにまた子供も貧困になってしまうと。貧困の連  
鎖というのは断ち切らなければいけないと思います。適切な施策を講ずることを求めて、  
次の質問に移ります。

総合計画について伺います。

第5次総合計画の総括等について伺うものであります。

第5次総合計画の期間がコロナ禍の影響で1年間期間を延長したものの3月には終了し、  
この第4回定例会では第6次総合計画（案）が議案として上程されております。

第5次総合計画の評価と課題については第6次総合計画（案）の中に記載されているの  
で、ここでは、第5次総合計画の基本方針の一つである町民と行政の協働のまちづくりに  
ついて質問するものであります。

特にこの第5次総合計画の中で特徴的だったのが協働のまちづくりということで、恐ら  
くこの第5次総合計画がつくられる2年ぐらい前ですかね、吉岡町で自治会が発足したと、  
自治会制度が変わったというようなことで、協働のまちづくりというようなことが強く言  
われたのではなかろうかと思えます。

そこで、まず、自治会役員の負担軽減について伺うものであります。

町長は、就任直後の令和元年第1回定例会の所信表明の中で、「町は第5次吉岡町総合  
計画のまちづくりの基本方針の一つである町民と行政の協働のまちづくりとして、行政に  
携わる様々な役員の選出を自治会にお願いしているところでございますが、そうした自治  
会役員等を精査するとともに、毎月開催される自治会連合会において、各自治会長らと協  
議し、自治会役員らの負担軽減となるように取り組んでいきたいと考えます。地域で、自  
治会で、あるいは個人ができることは、できる限り自分たちでやる。そういった自助・共  
助の社会形成の基盤づくりには、町民皆様一人一人のお力が必要です。自助・公助・共助  
のまちづくりの核となるのは自治会活動であります。その負担割合について、丁寧な議論  
が必要であると思っております」とおっしゃっておりました。

この負担軽減というのはどれくらい進んだのか伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 自治会の負担軽減につきましては、役場内に検討委員会を立ち上げ、自

治会長より意見もいただき検討を行っているところでございます。

現段階では、補助金の統合による申請書類などの削減、また、来賓として出席いただく自治会長の見直しや祝辞の作成の支援などを実施しておりますが、今後につきましても、引き続き自治会長らと連携し負担軽減を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私もずっと自治会の役員やっておりますけれども、自治会の負担大きいなと感じている部分もあります。ぜひともいろいろ工夫していただいて、自治会の方々の負担というのを減らす方向で検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

パブリックコメント制度の活用についてお尋ねするものであります。

パブリックコメント制度は、町で定める基本的な計画や施策の立案に当たり、町民の皆さんに事前に内容または素案を公表して意見を求め、ご提出いただいた意見を踏まえながら町の最終意思を決定する制度であり、住民の町政への参加機会の拡充を図るものであります。

しかし、町のパブリックコメントの実施状況を見ると、意見の提出から最終意思の決定までの期間が短過ぎるようにも思えるわけであります。意見を提出した住民から見ると、自分の意見が十分考慮されたのかと疑念を抱かれるおそれもあるわけであります。意見提出から最終意思決定まで十分な時間が取れるよう策定のスケジュールを組めないか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） パブリックコメント制度は、町の政策形成過程の公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、町政への町民の参加の促進及び開かれた町政の推進に寄与することを目的としております。

今回、本定例会でも上程しております第6次吉岡町総合計画基本構想（案）におけるパブリックコメントでは、募集期間は令和3年10月16日から同年11月4日までとし、メール、郵送、ファクス、窓口持参による随時募集をしたところ、結果、総勢9名の方から42件のご意見をいただきました。ご意見は募集期間中随時いただいており、その都度、関係各課との協議を行い、回答を作成してまいりました。

町といたしましても、町民の方の意見を十分計画に反映できるよう、意見が提出された時点から協議を行い、真摯に対応しております。

また、意見をいただいた方からは、事務局に対しまして、計画への意見とは別にすぐに

も町から回答いただきたい旨のご要望もございました。

パブリックコメントにつきましては、町といたしましても町政推進に反映できる制度として引き続き活用していくとともに、議員ご指摘のとおり、今後計画策定におけるスケジュール設定には十分配慮していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 町民等が政策決定過程に加われる重要な機会なわけであり、このパブリックコメント制度というものは、そういったことで、この意見等を提出した町民等において疑念を抱かせるおそれというのはないように、きちんとしたスケジュールの下でやっていただきたい。とにかく1週間ぐらいで締め切ってしまうのでは、確かにすぐ回答が欲しいという方にはすぐ回答したんだと思いますけれども、本当にしっかり考えてくれるのかなと、回答はするだろうけれども反映されるのかなというような疑念を抱かせるような制度だと、何のためのこのパブリックコメント制度かと、一応何かアライバイづくりのためにこのパブコメ実施しているんじゃないかというような疑念を抱かせないようなスケジュールで今後ともやっていただきたいと思います。

時間ちょっと残しましたが、私の一般質問はこれで終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 通告によりまして質問を行います。

まず第1点目でありますけれども、子育て支援とコロナ禍での対応。予算編成期に当たり、施策を伺うものであります。

2019年の発生から3年目を迎えようとしていますが、いまだ収束の兆しも見えずに第6波発生に懸念をしております。第5波のデルタ株に続く変異株のオミクロン株が脅威となっております。

コロナ禍で私たちの生活形態は一変し、失業や売上げの減少が続いています。特に非正規労働者やアルバイト学生、あるいはひとり親家庭などはその影響を大きく受けておりま

す。

子供たちの学ぶ機会保障のために行政の果たす役割が今ほど求められているときはないと思います。町の最高責任者として、その責任を果たすときであります。他人事のように考えずに真正面から向かい、今何をしてあげられるかをぜひ考えていただきたい。

高齢者も同じです。長生きを喜べるような施策を知恵を出しつくっていただきたい。声なき声にどのように対応していくか。農業者に支援金を出しているところもあります。

さきの議会でも先進地事例を紹介しましたがけれども、職員ともよく協議をして、吉岡町はよくやっていますねと、すばらしいねと言われるような施策を、予算編成の時期ですので、ぜひとも実施していただきたいと思いますけれども、予算編成期、新年度に向けての予算編成期であります。予算編成期に臨むまた姿勢、その姿勢、町長のただいまの決意、新年度に臨む決意ですね。そしてまた、こういうような考え方で私は新年度を迎えたいんだと、また、こういうことをやっていきたいんだというものがあると思いますので、ぜひその辺のところをまずお示ししていただければと思いますけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員から子育ての支援策とコロナ禍での対応ということで質問をいただきました。

まず、子育て支援策ですが、町では令和元年10月からの幼児教育・保育料の無償化が始まったことにより、この無償化の対象外であった3歳未満の子供の第2子の無償化を令和2年度から始め、令和4年度以降も継続する予定でございます。また、保育園の待機児童対策として第三保育園の建て替え、第二保育園の増築に取り組んできたところですが、令和4年度には第五保育園の改築により入所者数の拡大、また学童クラブについては、令和3年度に明治地区に学童クラブを新築し、令和4年度からは定員の拡大を図ることになります。また、教育関連分野においても、保護者負担の軽減に関する取組ができないか検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、予算編成において財源などの重要な目安となる国の令和4年度地方財政計画も示されていない状況でありますので、今後、新年度の事業につきましては、その他の様々な事業も含め精査してまいり予定でございます。

なお、高齢者対応策そして農業者支援策の現状、方向性につきましては、介護福祉課長及び産業観光課長よりそれぞれ答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 介護福祉課からは、高齢者施策についてご説明いたします。

新年度には、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、体が不自由な高齢者の日常生活を支援する事業や、高齢者のデジタル支援事業などの準備を進めてまいります。また、高齢者からニーズの高い既存の移送サービスや配食サービスなどは、ボランティアの担い手不足によって事業がなかなか拡大できないという課題に直面しているため、来年度開設予定のボランティアセンターを活用し、地域を支える新たな人材発掘と育成に努めていきたいと思っております。

このようにコロナ禍における高齢者の生活課題を洗い出し、地域で高齢者を支える仕組みを構築していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農業者への支援とのご質問、お話でございますけれども、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店及び小規模事業者に対し、事業活動の維持または継続のため、小規模事業者等応援給付金を交付する事業を実施しております。この事業の対象としまして農業者も交付対象としており、実際に申請及び給付がされている実績もございます。

今後につきましても、必要な支援について他の自治体などの例も参考にさせていただきながら検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、まず、これまで私は第1回定例議会、2回、3回と同趣旨のものをしておりますけれども、これまで奨学金制度についてもお尋ねしてまいりました。

昨日ですか、山畑議員からもぜひ奨学金制度をつくってほしいという声がありました。これまでですといつも、国であるとか県であるとか、また学校であるとか、そういう制度が充実しているので特に要らないのではないのかというような長々とした回答がありました。それでも、しかし最後には、町長はしっかり研究をしたいというふうに答えております。ですから、研究をしたいと、そういう回答をしていますから、じゃあこれまでにどういう研究をして、どういうメンバーと研究をして、結論がどうなったのかということを知りたいわけでありまして。

町長も新聞見たかと思っておりますけれども、下仁田町でねぎとこんにやく下仁田奨学金という記事が出ていたんですよ。これに町出身の人が2,000万円寄附したと、これ会社です。それでその会長個人も1,000万円寄附したと。その使い道として、これを奨学に使いますよというのが新聞に出ていました。

そして私も、下仁田町のねぎとこんにやく下仁田奨学金はどういうのかなと思って見て

みました。そうしますと、高校生には毎月3万円、それで大学生には5万円。奨学金ですから、それを貸与しますよと。それで、人口減対策ということもありますから、卒業してからこの町には住み続けてもらえば、その年数に応じて返済をしなくてもいいですよという制度でありました。ですから、今でも結構な人が利用しているようであります。

群馬県にもそれぞれの市町村で奨学金の制度を設けていますから、それらも利用されているようです。

でも、これも教育委員会の回答ですと、先ほど言ったように、いろいろな奨学金制度があるから、それをすれば足りるんじゃないかというような言い方をするんですよ。だから、それで間に合うんだったら、どこの市町村もそんな奨学金なんかつくらないんですよ。間に合うんだったら。それでは間に合わないからといって、それぞれの市町村がそういう奨学金をつくっている。それで、今回でも、目新しいところでは、つい幾日でも、1週間ぐらい前ですかね、このねぎとこんにやく下仁田奨学金というのが記事で出たのは。それで、もらったものを奨学金に充てますよということですから、それに応募する人というのはうんといと思いますよね。それで実際に使われているようであります。そうするとやはり奨学金とは必要なんだなというふうに思っています。

この前も、私も同じこと何回も何回も言いたくないんですけども、実際にそういう困窮している高校生、大学生いますから、そういう人たちのために何をするかという中で、話が長くなりましたけれども、町長がこれまでに、しっかりと研究をしたいという回答をしております。ですから、本当にその検討したのか。その前は研究したい、あるいは検討したいという、2回に分けてその言い方は違うんですけども、研究であったり検討であったり。じゃあいつ、どういう人たちとどういうことをターゲットにして、そして検討会を開いたのか。その部分をお聞かせください。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この奨学金制度につきましては、前回9月の議会でもお答えさせていただいているかと思えます。また、昨日、山畑議員のほうからも質問をいただいて、回答をさせていただいております。

吉岡町として独自の奨学金制度を導入する考えはございません。今後、町の将来を担う子供たちの夢をかなえるためにどのような支援ができるか、人材育成やまちづくりなど政策立案の観点も含め、総合的に検討していきたいと考えているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう一度確認します。奨学金をつくる、今、考えはないと言ったんですか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在のところは考えておりません。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、前の、私がこれで今年に入ってこの問題触れているのは4回目なんですよ、3月、6月、9月、12月で。毎回触れていると思います。それで、町長の回答というのは、しっかり研究したいと言っているんですよ。それじゃ、前の回答は、それはうそなんですか。うそなんですか。しっかり研究したいと言うから、じゃあ私は研究の結果どうなったのかなというふうに聞いたんですよ。そうしたら、考えていないというんでしょう。だって、今年度は研究したいと言ったばかりですよ。その舌の根が乾かないうちに、考えていないじゃ、話が違うんじゃないですか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現時点では考えていないということをご理解いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） じゃあ、現時点では考えていないというのは、しっかり研究したいというのはそれはうそだったんですかと確認しているんですよ。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） うそ、本当とかではなくて、現時点では考えていないということをご理解いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、さきの議会で町長はしっかり研究したいと言ったんですよ。研究をしたいと。考えていないと言っていないですよ、研究したいと言ったんですよ。だから私、いい回答が出てくるのかなと。それとか、関係機関とよく協議をしてという回答もしていますよ。それで、関係機関とは協議をして、結果やりませんというふうになったなら、まだ私も、まだその関係機関の人たちにどういうことであつたか聞くんですけども。だって、そういう回答したんですよ、町長。私、今日ね、第1回、2回、3回の議事録、ずっと皆さんが質問しているときに読み直していたんですよ。そうしたら、町長、そういう回答をしているんですよ。そうすると、そういうんですよと、町長、あまりにも回答が無

責任で、町長、あなたに何言っても話にならないということになっちゃうんですよ。研究したいとか、関係部署と協議をしたいと言っているんですよ。どういうことなんですか。今は考えていないというの、全然違うじゃないですか。その場しのぎで、うそ八百でも何でもその場しのぎで言っておけばいいという考えを持っているんですか、どうなんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その場しのぎとかそういうことではなくて、現時点では考えていないということでご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですからね、いや、現時点で考えていない、分かりました。

じゃあ、その前には町長ね、しっかり研究したいと言っているんですよ。しっかり研究したいと言っている。その前には、関係機関ととか、そういうことも言っていますよ。これどういうことなんですかね。どれが本当なんですか。

じゃあ、だからさ、今考えていない、じゃあ、さっき言ったように、私は、じゃあ前回言ったことはうそなんですかと聞いているんですよ。今考えていないのは分かりました。じゃあ、前回しっかり研究したいということはどうだったんですかと聞いているんです。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分の中で研究、検討して今の状況に至ったということでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 関係部署とよく協議をしてということも言っていましたよ。いつどこで誰と何をしたんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分での情報収集等した中での判断でございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） じゃなくて、関係機関と協議をしてと答えているんですよ。それでは、自分で最終的にそれ判断するのはいいですよ。しっかりと研究したと。しっかりと研究して、そしてその中で関係機関と協議したんだから、そうしたらその中での協議をした中で自分はやらないというふうに至ったんだというのであれば、それはまあそういう考えなんですし

よう。でも、そういうように関係機関と協議をしてということも言っていますから、私個人でという話していませんよ。そうしたら、関係機関も関係した人もみんな、そんなの要らないんじゃないかという話になったという話になっちゃうんですから。そこはどうなんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の財政状況等を踏まえた中で、自分で判断をさせていただきました。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、じゃあその関係機関と協議をしてというのは、していないと。そのときは関係機関と協議してと、それは便法上そういうふうに言ったということなんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 便法上ではございません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、じゃあ何ですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分の判断でございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） じゃあ、関係機関と協議したいというのは、それはうそなんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分の判断で決定をさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 関係機関とよく協議をしたいと言っているのは、あなたが言ったんですよ。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分の判断でさせていただきました。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） じゃあ、関係機関と協議してというのは、それはうそじゃないですか。便法じゃないですか。協議した結果こうなったというのなら、私はいいですよ。でも、あなたが、関係機関とは協議をしようと言ったのは、町長、あなたですよ。おかしいじゃないですか。どう答えますか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いろいろの状況を判断して、自分で決断をさせていただきました。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あのね、どう判断してもいいですけども、町長は自分で関係機関と協議をしようと言ったんですよ。だって、聞いたら、関係機関と協議していないじゃないですか。だから、協議をして結論がそうなったのなら、それはそうなんですよ。でも、関係機関と協議をしようと言ったけれども協議をしなかったということは、うそじゃないですか。協議をした結果こうなったのなら、私はまだ、いい悪いは別として、ああ関係機関がそういう結論を出したんだなと、教育委員会もそういう考えなんだなというふうに理解しますよ。自分で、関係機関と協議をしようと言っているんですよ。そうしたら今度は、自分独りで私が判断したと言っているんですよ。それであなた、自分で自分に矛盾を感じませんか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いろいろな状況判断をした中で、自分で結論を出させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、自分で関係機関とよく協議をしようと言って、だから、自分で判断するのは協議した結果なんですよ。だけれども、協議もしていないで自分で判断をしたということは、関係機関と協議をしようというのはその場しのぎで、そういうふうにおっしゃればやろうも引込まむだろうという考えでそういう回答をしているんですよ。もう全く、町長、そのやり方って紳士的じゃないですよ。その場しのぎで、そういうふうにおっしゃれば議員なんていうのはごまかせるんだろうという考えの下でやっているというふうにか私思えませんよ。

このことばかりやってもしょうがないので、まだほかにもありますので、次のこと

に移りますけれども。

給食費の無料化、これにつきましても、町長ね、これまで月に、全体で1万幾らと、500円を、月額500円、年額5,000円ですか、これだけ補助しているということは聞いています。しかし、この件についても、町長ね、私も何回、質問しているんですけども、相談したいと、また協議したいと、これ定例会で答えているんですよ。協議したい、相談したいと。

これについては、給食費については、町長、以後の考え、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせてもらったように、まだ国のほうの予算編成的なものも確定しておりません。そういった中で、これからの協議になってくるかと思えます。子供たちの子育て支援策についても、全体を含めてこれから検討、協議していけたらと考えております

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、予算編成期というのは、国のそれはある程度の方向性もあるでしょうけれども、これは町長の姿勢の問題だと思うんですよ。相談したいとか協議したいという、これ町長、何回もあなたの口から出ていることなんですよ。だから私は、協議して、相談して、その結果どうなっているのかなということを聞きたいんですよ。これは姿勢だと思うんですよ。隣の渋川市だって、学校給食、もう保育料も無料にしています、全て無料にしておりますけれども、また通学費も無料にしていますけれども、これはそのとき政治を行う人の姿勢だと思うんですよ。だから、財政がどうのこうのということを先に言っちゃったら、もう全て何もできなくなっちゃいます。でも、政治家としての自分のポリシーを持てれば、私が町長になった以上はこのくらいのことはいやいやということをやらずとも考えて実施していただきたい。

それでまた、これまでもその通学費も何名かからの議員から、上野原ですね、あちらから通っている子供たちに対する通学費の助成。助成していますけれども、もう残りがあと幾らでもないじゃないですか。26万円でしたっけ、そのくらいでしたよね。もうそのくらいだったら、教育を受ける権利という視点に立てば、受益者負担じゃなくて、子供たち全てに教育を受ける権利があるんだと、その権利を行使させるために、私は、通学費はもう無料にしていいたと思うんですよ。その二十数万円のところにこだわらないで。どこかに無駄があるとは言いませんけれども、そのくらいのことというのはちょっとひねり出せば出る額だと思うんですよ。それでまた、議会、これは議員からの一般質問もありまし

たけれども、また委員会でもそういう意見も出していると思うんですね。私はもうそろそろ踏み切っていいんだと思うんですけども、新年度に向けて町長の考えいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 確かに皆さんのほうから少し、少し、このくらいであればということでお話を聞いておりますけれども、自分としては町の全体の財政状況等を勘案した中で予算編成をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですからね、そのでっかい、だって、町長、十何億円も、この前だって突然12億円ぐらいの橋を、道路を造るような話をぼんと出したじゃないですか。私なんか、どこからその金をひねり出すのかなと思いましたよ。僅か二十数万円の話ですよ。それで、これだったら、これ考えなくちゃならないと。高い買物で十何億円だったら、それは考えなくちゃならないとなりますけれどもね、二十数万円で。これもだから、私さっき言ったように、教育の、子供たちが平等に受ける権利のためにそうしてやったらどうですかと、議会でもみんなが賛成で、そうですね、じゃあ町のほうに要望しましょうというふうになっているんですよ。そのことを洩る町長の考えが分からないんですよ。そのくらいだったら、あれですよ、町長がちょっと自分の給料でもちょっと減らせば、二十数万円ですから、できることですから、財政状況を考えてなんてそんな大げさな話じゃないんですよ。町長の姿勢の問題だと思うんですよ。1つぐらい、町長、このことというのは、この通学の問題というのは私が片づけましたと言えればいいじゃないですか、何言えないんですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 少しの金額であっても、また、大きい金額であっても、町民全体のことを考えて、町民目線の町政運営をしていきたいというのが自分のポリシーでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町民目線で見てもね、吉岡町で一番離れているところから子供たちが通学するのに、その通学費用を町が補助するというもの見て、町民に怒る人なんていないと思いますよ。それはそうだね、ぜひやってくださいよと、町民目線というのは、私はそうなると思いますよ。そんなものはほっておくと、今の町長の考えはそうですからね、そんなものはほっておけですから。それが町民目線ですか。私は、町民目線としてはもっと低く

て、もっとみんな温かくて、平等に教育を受けさせましょうよという考えだと思いますよ。

同じことを繰り返しても仕方ありませんから、このことを強く要望しておきます。

それから、保育料も同じでありますから、特にこのことについてはまた要望しておきます。

それから、ジェンダー平等という考えの中で、今問題になっておりますヤングケアラーと。これまでも何人かからその発言があったかと思いますがけれども、私これ以前も紹介しましたけれども、ヤングケアラー問題というのは非常に、小さいようではありますがやっぱり大きな問題ですよ。子供が、お父さんあるいはお母さんが体調が悪かったりすると、どうしても親の面倒を見なきゃならない。そうすると、親が子供の面倒を見られなければ、当然、その子がまた自分の弟であるとか妹である、そういう子供たちを面倒見なきゃならないという、本当に大変な状況に置かれているわけですよ。それで、高崎市などでは、これには年間一億数千万円の金を受けて、そしてヘルパーさんですか、をそのヤングケアラーを行っている、そういう人たちのところを専門に予算化して、それで人員の手当てもして、そういう子供たちが安心して学校に来られるようにしようという施策も取っております。

このことについては、ぜひとも町でも考えて、人口からすれば恐らく20分の1ぐらいですよ。そうすれば、向こうは1億円でしたら、町だってその20分の1ぐらいの予算の範囲でしてあげる。そのことによって子供たちが安心して学校へ行けるというものを、制度をつくっておけば、制度があると、あ、これはどういうことなのかなということで、じゃあうちも対象になるんじゃないかなという話にもなります。また、啓蒙もできます。ぜひとも私は、そういう立場に立ってこのことを実施していただきたいと思いますけれども、見解はいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ヤングケアラーの問題につきましては、前に小池議員のほうから紹介いただいた高崎市さんが先進的な事業をやっているという、また、新聞等でも報道を見させていただいております。できるだけ近づけるように研究をしていきたいということで、現在は調査をさせていただいているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それではあれですか、新年度に向けては、そういう対象となられる人たちが救われる道も開いてくるというふうに考えてよろしいですか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現段階では調査をさせていただいているということで、来年度すぐそれが施行されるということではございません。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、いつもそうなんですけれども、検討ばかりしていても、目星がつかないと、3年後になるんだか5年後になる話なのか分からないんですよ。やっぱりこういう問題が出てきて、それを問題にして、それをもうすぐ取り入れてもう実施しているところがあるわけですから。これは生理の貧困のときもそうでしたよね。もう、これは富岡市のが出てきたかね、富岡市なんかも三十数か所に置いておいて、それも来年3月まで、それももう自由に使えるようにというふうに、そういうふうになっていますよね。

それと同じに、今欲しい人は、あと1年後、2年後にその制度ができて、無意味とは言いませんけれども、今困っている人というのは今助けてあげなければ駄目なんです。後になって何とかしましょうじゃなくて、今困っている人には今手当てをするわけですから。今お腹が空いている人に来年になったら何とかしてあげましょうじゃ間に合わないわけですよ、生きていますから。ですから、そういう人のことを考えたら、あまり先延ばししないで、新年の、新年と言わずにできるだけ早く検討の上、早く実施をするという、私は回答が欲しいんですよ。そのことというのが、先ほど町長が言ったように、多くの町民が納得できることだと思うんですよ。町民のためにするわけですから。いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町のやる、実施する事業そのもの全てが町民のために行っているものと自分は思っております。そういった中で、今後においても、先の見通しが不安、不確実なこのコロナ禍であります。厳しい財政状況が継続されると思います。期待に応えられるか不透明な部分が多く見受けられますけれども、精いっぱい職員らと連携を取って、知恵を出し合って準備していけたらと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど、課長のほうからの答えがありましたけれども、私、以前に紹介したときも、片品村を近い部分として紹介したんですけれども、今回見たら、新聞の中で、要するに、収入が減った減らないとかいうんじゃないかと、見ていたら、飲食業と農業者に対して、それはもう、どれだけ、誰が見てももうその収入が減っているのは明らかなんです。

すよ。ですから、その農業者ということで、新聞によると農業者に対して、それとか飲食業者に対して村独自で10万円を交付したという記事があったんですよ。でも、これまでも、先ほど課長のほうから農業者も対象にしていますということだったんですけども、それにはやっぱりいろいろな条件があるんですけども、片品村の条件なんか見ると、別に条件ないんですね。農業者に対してという、こういうやり方なんですよ。だから、前にもそれぞれ皆さん、政府が10万円ずつというのありましたけれども。でも、こういう考えなんです。というので、行っているんですよ。ですから、私は、これは先進地事例だと思っているんですよ。要するに、確定申告をして、それでどうでこうでというんじゃないくて。今、田舎に行けば、もう高齢者が農業していますよ。皆様考えていただきたいんですけども、農業をやっている人というのは、以前に勤めている人は別ですよ、専業農業だった人というのは、農業者年金を掛けた人もいられるかもしれませんが、国民年金ですと満額掛けても6万円ですから。それで、6万円から介護保険料が天引きされますから。そうすると、それ五万数千円で、これが1か月の収入なんですよ。これだけでも大変なんですよ。しかし、資産があつたりすると生活保護も受けられない。だから、その生活保護基準以下の人というのはたくさんいるんですよ。こういう実態を見たら、町がね、いろいろなことでもう大変な思いをしているわけですから、私はそういうところにもその給付金も出してもいいんだと。それで、先ほど言った片品村というのは、そういう方に給付金を出しているんですよ。

ですから、ぜひそういうことも参考にして、これからも、これでもう、すぐコロナが終わるわけじゃありませんから、そういうところもあるんだなということをよく確認して、多くの方が困っている中で救われる手だてをしていただきたいというふうに、これは強く要望しておきます。

予算編成に当たっては、様々問題もありますけれども、なかなか私が思った回答は出てきませんでした。

続きまして、SDGsの取組について伺いをするものであります。

今後の吉岡町の取組について伺いたい。

2015年国連で採択された持続可能な開発目標、SDGsは、2030年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の目標です。端的に言うと、世界から貧困をなくすための目標。続かない世界を続く世界に変えることだと言っている学者もいました。

行政としてやらなくてはならない、取り組まなくてはならない問題など様々ですが、今回、早急に迫った問題として、吉岡町の順番として広域組合のごみの焼却残渣最終処分場の建設がありますけれども、持続可能な社会の構造とは全く逆の方向だと思います。

フードロスの取組、徹底した分別によるごみの再資源化への取組の徹底で、これまでの

焼却、埋設の考え方を改め、持続可能なまちづくりが求められていると思います。処分場の選定ではなく、再資源化のためにリーダーシップを取る方向づけをしていただきたいと思いますけれども、町長の見解を問うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自治体によるSDGsへの取組は、地方における少子高齢化や地域の人口減少、またそれらによる地域経済の縮小などの課題に対し、自治体が持続的に成長していける力を確保しつつ、住民が安心して生活できるようなまちづくりを行うことだと認識しております。

この実現には、総合計画をはじめとした各種分野別の計画等における目標の達成が必要不可欠であるため、町としても今後、SDGsの理念に配慮した施策運営に努めてまいりたいと考えております。

そんな中ではありますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般廃棄物最終処分場については、組合構成市町村による協定が締結されており、用地提供順位を渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村の順番と確定されております。現在進行中の処分場は渋川市であり、次回は吉岡町になります。今年度、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会を設置し、現在検討していただいているところであります。また、ごみの減量化や再資源化については、現在、町でも取組を行っているところであります。

なお、分別収集や細分化等現状については、住民課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） ごみの減量化、再資源化につきましては、町で取組を行っておるものにつきましては、現在、自治会、老人会、育成会、保護者会など各種団体でリサイクルごみの分別収集を行っていただいているほか、自治会と環境美化推進員などが協力して粗大ごみの回収を実施していただいております。

昨年より、宅配便を利用した小型家電の回収や、インクカートリッジの回収を導入するなど、取組を行っているところです。

ごみの分別収集の細分化については、広域圏で連携し実施できないか、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と分別品目、収集方法、保管施設、再資源化などの処理ルート of 検討等の協議を行っているところでございます。

今後、町でも広域組合や構成市町村と連携し、ごみの分別の細分化、リサイクル率の向上等、ごみの減量化に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、この問題は、今、町長にも質問しましたけれども、ついさきの広域組合の議会の中でも、管理者渋川市長、またあるいは吉岡の町長、また榛東の村長にも同趣旨の質問で質問しております。

まさに今、時を得て、SDGsというこの観点から見ますと、SDGsのこれは17のゴールの中の12から15のターゲットの中に入るわけですけれども、地球環境、生産消費、気候変動、生態系の問題とかありますけれども、この部分に入るんだと思いますけれども、今、広域組合でやっているのは、昨日も廣嶋議員との間でクローズド工法か、あるいはオープン工法かという議論もありました。しかし、これはもうそのところに2.4ヘクタールとか3ヘクタールの土地を確保して、そのところにもうそのごみを捨てるんだと、焼却残渣を、そこに燃えたかすをこれみんな捨てるんだという考えなんですよね。

だけれども、私はそうじゃなくて、もう徹底的な分別をすることによってごみを減らして、吉岡に来るからというんじゃなくて、再生可能な町をつくと。それでまたこの地球を未来永劫、次世代につなぐというときに、吉岡町の山の上というのが、当然、上に置いたものって雨降れば必ず下に水となって流れてくるんですよ。自分たちの飲料水になるところにごみをぶちやるばかという言い方して、捨てる人はいないので、どんなに愚かなことかというふうに考えなきゃならないと思うんですよ。できることは何かといたら、ごみを出さないことなんです。出しても、今ある全体のごみの量の中のこれを、これいかにして減らすか。捨てればごみ、分ければ資源という言葉がありますけれども。だから、徹底した分別をすることでこれは可能だと思うんですよ。そうすれば、今ある、今予定しております処分場だって、私は10分の1にすることが全く可能だと思うんですよ。これが10分の1になれば、わざわざ山奥まで持って行って将来的にそのツケ、もうツケの後回しですよ、山に捨てるということは、また汚れた水が来ることは間違いないんですから。そうじゃなくて、それもう問題なく処理をできる、また、処理するんだというのが、このSDGsがやっている持続可能な社会というのだと思うんですよ。

私、広域組合の中でしたら、吉岡町の議会でも、以前に九州の大分県の大木町、福岡です、大分県か、大木町というところへ行ってみて、町長も行きましたよね、見てきましたよね。要するに、ほとんどのふん尿であるとか生ごみであるとか、それみんなメタン発酵させちゃうと。それで、残ったものは液肥として使っちゃうと。ごみが残らないという方法あるわけですよ。私は、こういう方法に早くごみの処理の仕方を変えていく。それで、こういうことができるんだということの意識づけというものを、町は住民に意識づけをして、そして町長はまた広域組合の中で、次はうちの番なんだけれども、もうこの辺で

もうその今までのやり方はやめましょうよと、もっと簡単にしましょうよと、ごみが出ないことにしましょうよというふうにやっていく必要があると思うんですよ。

今行っていることというのは、この間の広域の議会でもそうでしたけれども、広域組合で、皆さんが持ち込んだごみを、年間に1万7,000リットルでしたかね、1万7,000リットルの重油をかけて、年間、それ燃しているんですよ。生ごみを処理するんですから、火をつけてどんどん燃しているんですよ。こんなばかげたことをしているというのは、全く間違っていると思うんですよ。

それで、そういうふうにしていながら、私は、町長も新聞見たかと思うんですけども、渋川市では、大体渋川市から出ているごみの排出量の36%が生ごみですと。それで、その生ごみを処理、自分のうちで要するにコンポスターあるいは電気処理をして、コンポスターを使って処理して、うちは生ごみを出しませんというふうになると、今、ごみ袋、そのうちに50枚あげますよと。来年から今度100枚出しますよということらしいんですよ。100枚出すと。そういうふうにしてごみの減量化を行っているんですよ。

だから、これは広域組合の中でもその構成市町村、榛東、吉岡、渋川とありますけれども、もう渋川はそういうふうになっているんですよ。それでもう極力渋川のごみが減るということは、まだ吉岡、榛東が減らなければ、負担金が、渋川の分が吉岡、榛東に乗っかってくるという格好になるんですよ。これはうんと間抜けな話なんですよ。そうじゃなくて、このことをやっぱり吉岡町も徹底的に行って。そういうことはSDGsのその趣旨からしてもう反していますから。

私はこのことを実際にだから本当に本気になってやれば、これやって儲かるのは業者だけですよ、また三十何億円もの金をかけて、それで15年後で返済ですから。それでまたそれが終わったら、また次のところに造りましょう。こんなことをしたら、片方で幾ら、爪で拾って箕でこぼすという言葉がありますけれども、そんなところで節約したって、そっちでまた三十何億円もごみの処分でなくなっちゃうわけですから。こういう愚かなことはしない。このSDGsの精神に乗って、もう本当に。そうすれば、昨日廣嶋議員が言っていたその問題だって解決するんですよ。分別と、分別ですよ、徹底した分別と、あと生ごみで、生ごみというのは燃さないで事前に地に返すということをすれば、ほとんどなくなっちゃうんですよ。

だから、私たちは議会でもこれまで徳島県行っても、全くパッカー車も回っていない町も見に行きました。回っていないんですから。ごみ出ないんですよ。みんなリサイクル、リユースしちゃって。リユース、リデュースをしちゃって。ごみを出さない。パッカー車も回らない。そういう場所が、ごみゼロ・ウェイストと呼んでいます、ごみゼロの宣言をしているところがあるんですよ。それに準じて、そこまでパーフェクトにいかなくても、

その町に90%近づけることは可能なんですよ。

だから、もう徹底した分別、そして生ごみの堆肥化のために、広域に余分な負担金を出すんだったら、町民にお金を出して生ごみ処理機を出して、農家のうちだったらコンポスターあるんですよね、そうでない場合は生ごみ処理機に補助金を出して、これを使ったほうが安上がりなんだということが分かれば、皆さんそっち行きますよ。全額を私は出して問題ないと思うんですよ。だって、その広域組合に対する年間のごみ処理費用って大きいんですから。その分を住民に回して、それで、そこでその処理をしてもらう。あとは徹底した分別をする。それで、分別に当たっては、広域組合に大きな負担金を払うと思えば、それぞれの自治会に大きなお金を払ってもいいじゃないですか。そのことによって分別が完成をして、町から出るごみが少なくなれば、持続可能な町ができるわけですよ。

私は、このことを職員と一緒に、町長ね、町長が音頭を取ってぜひとも成し遂げたいと思いますけれども、どうでしょうか。そうすれば、昨日廣嶋議員と丁々発止した問題もなくなるんですよ。いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員のごみの削減、それについては自分も同感でございます。

そういった中で、先ほど住民課長のほうから答弁の中にもありましたように、ごみの減量化に努め、今後町のほうとしてもそれに向けて、来年度に向けてぜひ事業化ができればということで、現在考えているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ、町長ね、生半可なことじゃないと思うんですよ。本当に徹底した分別収集。ありとあらゆるやっぱ知恵を絞って、住民が分別したくなるようなふうに持っていくんですよ。だから、そのすることによって、住民の意識の中、こういうのが得なんだということも大事だと思いますよ。上から目線で強制的にさせるじゃなくて、ああそういうふうにすることが自分たちにとって得なんだと。でも、広域組合にただじゃぶじゃぶ高い金を払っているよりも、分別収集をして、それで地球に負担かけない方法があるんだったら、そっちにお金をかけたほうがよっぽどいいじゃないですか。

ですから、ぜひとも、そういう固い信念、決意を持って、この問題には取り組んでいただきたいと思います。町長もその問題については取り組むということでしたので、それ以上は言いませんけれども、ぜひこの問題については、将来に禍根を残さないという意味では、上野原地域の山のどこかにごみが、焼却残渣ですね、燃やしたごみが運ばれるということになれば、また町で大きな問題になることは間違いないですよ。迷惑施設ですから。

ですから、もうクローズド型がいい、オープン型がいいなんていう前に、まだそこに行くまでにまだ5年ぐらいの月日がありますから。皆さん、5年ぐらいあるんですよ、あるんです。4年ですか、7年ですか、ううんじゃない、じゃあ何年ですか。局長、何年でしたっけ。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 5年、7年ではなくて、もうここ一、二年で場所は選定していかなくてはならないということでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そうじゃなくて、あと7年ぐらいですよ、次の処分場が起動するには。そうですね。起動するにはそんなんですよ。だから、それまでに、だから7年ぐらいです、あと。だって、あそこが、30年ができた、小野上の処分場ができたのが7年ぐらい前ですから。あれ15年ですから。7年ぐらいですから。あとはだから7年ぐらいで次のところに移行するんですよ。7年だか8年、あと8年あるのかな。次に移行するんですよ。そうなんです。そうすれば、だから、今から早く、広域組合は今と同じ方法をするから、あと1年、2年の間にそれを見つけてくれというふうに言っているんですよ。だから、広域組合の中で、今までの方法じゃなくて新たに今度はこういうふうにしましょうというふうになれば、同じことやったら駄目なんですよ、新たにこういうことをしましょうということになれば、それはそういうふうになるんですよ。だから、クローズド型がいい、オープン型がいいという、そういう議論をするんじゃないで、いかにして早くそのことをなくしましょうかということの、番だからということではなくて、その先頭にやっぱり真剣に町長になっていただきたいということなんですよ。町長、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然、ごみの減量化には先頭に立ってやっていきたいと考えております。ただ、広域の事業につきましては、広域の組合の方法に協力をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、町長ね、町長は広域組合の副管理者ですから。それで、今までも副管理者にあまりその協議をすることがなかったというように聞いていますから、私は、広域の組合の中でも、ぜひとも管理者に、自分で独断しないで、よく副管理者と協議をし

て、そして結論を出してくれというふうに言ったら、渋川市長、管理者も、よく協議をして、これからその結論出すようにしますという回答を得ているんですよ、私。

ですから、ぜひともこの広域組合の中を、リーダーシップを取ってどんどん進めていただきたいということをお願いしておきます。

最後になりますけれども、教育長、お待たせいたしました。大した質問しませんけれども。

ジェンダー平等ということで、これは、これから学校教育の中でも大変重要な位置を占めると思うんですよ。これからを生きる。私たちの世代というのはまだいろいろなことに育つ段階で男尊女卑みたいなのところがありまして、また、世間も周りもみんなそういう目を見て、そういうふうな形で成長してきました。ですから、教育長もまだそういうところもあるかもしれません。でも、あるけれども、そういうものは、そういう考え持ちや駄目なんだなと思いつつながら、それを排除している段階だと思うんですよ。

しかし、今の子供たちというのは、子供というのは無垢ですから、そういう子供たちに対してどう教育していくか。このジェンダー平等というのは、本当にこれからの生きる社会に向けて、大きな、人生の中で中心になっていく部分だと思うんですよ。それを、そういうことを、時代とともに変化してきましたよね。また変化をして、それをまた先取りをして、正しい形での教育をしていかなきゃならない。これまでの中でも、ほかの議員からも、私も発言出しておきましたけれども、学生の女性に対して、女性だからスカートだと。でも心は男性だという人もいますから。そういうことが公に議論できる時代になったんですよ。ですから、このことを捉えて、ぜひとも、教育長という立場で指導していく中で、このことをしっかり押さえた形での学校教育での、あるいはまた社会教育もありますけれども、教育委員会の果たす役割って大きいと思うんですよ。

そういうことを念頭に置く中で、学校教育の中でどのようにやっていくか、また、やっていかなきゃならないかということの決意を最後に教育長からお尋ねしたいと思います。

町 長（柴崎徳一郎君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 学校の果たす役割は、今の件についてはとても強いと思います。小池議員のおっしゃったように、私も含めて社会がまだまだ、そのジェンダー平等というのが今叫ばれているということは、その反面まだそこが果たされていないということの社会が残っていると思います。

例えば、中学校の教科書には、性の多様性の理解でこんな記述があります。一部だけ、時間があまりないので、ほんの一部だけ紹介しますが、同性愛の意識がある人々や、身体的な性別と意識する性別との違いを感じている人々は、生活する上でしばしば不利益

を受けることがあります。こういうのをはっきり書かれております。昨日、富岡議員からも制服のお話があって、今スラックスの話も出ましたけれども、山畑議員さんからも出ましたけれども、やはりこういうことを学ぶ以上、例えば制服にしても、じゃあ制服をどういうふうにしていったらいいかというのを、こういう学んだ子供たちのほうから、自ら考えて決めていけるような道筋も一つあってもいいのかなと思っています。

小学校ではもう本当に低中学年は性差なく、体育も座席順も係活動も、そういうものの性差の差なく取り組んでいるというふうに聞いておりますし、高学年になると体の特徴が出てくる関係もあって、一部の委員会等では男女の性差というのをつけてやっているところもありますけれども、ほとんどがそういうものをなくしていると。中学校でもいろいろな活動を男女一緒に取り組んでいるんですけれども、どうしても部活動が男女別であったり、また高校が男子校、女子校があったりということで、名簿等を男女別に作って、また、成績も男女別の順位をつけたりというようなことがあるので、完全にというわけにはいかないんですけれども、そういうところについてもいろいろな社会の流れ、変化に伴って変えていかなくちやならないなと思います。

社会科副読本の中にも、ここに、4年生が住みよい暮らしというのをやるんですけれども、ここに洗濯している絵があるんですけれども、こういうところにもう10年前からわざわざ男性を入れて、こういうところを女性がやるということが決まりじゃないよということも暗に示しながらやっているところで、様々なところで自分らしさというのを一番に設けていきたいと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） よろしくお願ひします。終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了いたしました。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時16分散会

# 令和3年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和3年12月10日（金曜日）

## 議事日程 第4号

令和3年12月10日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算決算・総合計画 各特別委員長報告）

[第2～第19]

（委員長報告に対する質疑）

日程第 2 承認第 3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（討論・表決）

日程第 3 総合計画特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について  
（議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について）

日程第 4 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 5 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 6 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 7 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 8 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 9 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について

（討論・表決）

日程第10 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について

（討論・表決）

日程第11 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定について

- (討論・表決)
- 日程第12 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について  
(討論・表決)
- 日程第13 議案第73号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第14 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(討論・表決)
- 日程第15 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第16 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第17 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第18 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第20 請願の付託案件審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)  
[第21・第22]  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第21 請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第22 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第24 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算決算・総合計画 各

特別委員長報告)

[第2～第19]

(委員長報告に対する質疑)

- 日程第 2 承認第 3 号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)に係る専決処分<sup>の</sup>報告と承認を求めることについて  
(討論・表決)
- 日程第 3 総合計画特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について  
(議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想について)
- 日程第 4 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定について  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について  
(討論・表決)
- 日程第13 議案第73号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第14 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(討論・表決)

- 日程第15 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第16 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第17 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第18 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第20 請願の付託案件審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)  
[第21・第22]  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第21 請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第22 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るため  
の国に対する意見書を求める請願  
(討論・表決)
- 追加日程第1 発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るため  
の意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第24 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、各委員会に付託した議案等の委員長報告を議事日程第1、第20で予定しています。各委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長及び予算決算・総合計画 各特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生各常任委員会及び予算決算・総合計画各特別委員会に付託した議案、議事日程の第2から第19までの審査報告をお願いします。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いいたします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

12月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、12月6日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下、審査を行いました。

また、議案71号については、連合審査となり、12月8日9時30分より、総務産業常任委員全員、文教厚生常任委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下連合審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、見込み台数についての確認と、無線に情報が入ったときにランプで表示するなど、どのようにすることができるのかについての質疑に対し、台数は総数291台を見込むということ、大きくランプで光って知らせるという機能はついていないとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例は、職員の配分が変わるのかとの質疑に、業務が移るので総務課で人事異動の関係を年度末に向け進めることになるとの答弁。なぜ住民課から、今回、分掌を移したのかとの質疑に、消防、防災、危機管理という形で自治会と併せて訓練等を行うため、交通、防犯など身近な部門を所管する総務課に

移行して人員を確保する、また、組織体制の強化を図って、より効率的に事務を行うための答弁。環境衛生と地域コミュニティに関する事項を分離することへの整合性を問う質疑に不断の見直しが必要と考え、今後の検討課題とするとの答弁などがありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結については、なぜアンテナを屋上に1本でまとめる形になったのか、700万円ほど高くなるのはなぜかとの質疑に対し、各教室からベランダにアンテナが1本1本出るのは、児童生徒が触れやすくなることもあり、安全面や維持管理の面から1本にまとめたほうがよいということになった。また、アンテナを屋上に設置して各教室に分配していくが、テレビと無線の両方の電波が取れるよう、混合器、増幅器、テレビ端子の変更の必要があるため金額が上がったとの答弁。また、機器のトラブルを想定した受信手段を確保すべきではとの質疑に対し、職員室に別に設置するなど、今後検討したいとの答弁などがありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園（河川敷公園）に係る指定管理者の指定については、その内容が文教厚生常任委員会の所管事項にも関係するため、12月8日に総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会による連合審査を行いました。審査では、住民の福祉のためにある施設であるが、公社のトップが朝来て夕方の5時に帰ってしまう。一番の繁忙期（忙しい時間）のときにいないなんてあり得ない。町長からももっと強く言っていただきたい。そういう部分を管理するのは委託する町の責任なので、ぜひそうしてもらいたい。また、現在の吉岡町振興公社の体制が果たして本当に私たちが希望するものになっているのか、委託する上で書類の不備がないかどうかなどはじめとする町の公社へのチェック体制をしっかりとっていただきたいとの趣旨の質疑があり、最高責任者として、現在、温泉の社長の経営に疑問があり、その経営をもう一度見直したいという中で、3年の指定管理と期間を短くし、その中で経営体制、また営業体制をもう一度、一から見直したい、多少は経費がかかるがコンサルを入れてみたい、そういう中で振興公社の再生を図りたいとの答弁がありました。以上、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第73号 町道路線の認定・廃止については、廃止路線に係るスーパーの出店に関する情報を求める質疑に対し、来年1月くらいには県の開発協議、農地の転用が終了

する予定で、その後、工事に入ることになる。オープンは来年10月くらいの予定になるとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 令和3年第4回定例会、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

文教厚生常任委員会では、12月1日、本会議において議長より付託された議案6件、請願1件について、12月7日（火曜日）午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下、審査をいたしましたので、結果を報告します。

議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児の一時金の3万円を上限として加算されるとあるがとの質疑がありましたが、産科医療保障制度に加入している分娩機関での出産の場合の掛金分とのことで、他にも質疑がありましたが、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、明治第2学童クラブと中央学童クラブを廃止するとありますがとの質疑があり、学童クラブとしては廃止だが建物は立地条件がよいので何かに使えるのではないかと考え中とのことで、他にも質疑がありましたが、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について。社会福祉協議会に指定管理をお願いするとのことですが他に理由はあるのかとの質疑に、社会福祉協議会に管理運営を任せるのは他自治体での事例を聞いていないため、また行政、関係課との意思疎通は定期的に行っているのかとの質疑に、必要な都度、連絡、打合せをしている、定期

的に打合せをしていないので、今後の課題として検討したいとのことで、他にも質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第76号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。この議案は、歳入の国保税の滞納繰越……（「さっき75号の国民健康保険をやったわけですから。次は76号」の声あり）75号じゃなかった。（「75号でいいんだと思います」「もう1回言ってください」の声あり）議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。この議案は、歳入の国保税の滞納繰越分の減額、群馬大学病院からの返納金の増額などの補正を行うもので、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。国庫補助金が、補正前に比べ今回の補正額が多いのはとの質疑に、予算計画時に国庫交付金が未定の想定で予算組みをしてしまった。国庫補助金が決定したので、今回の補正に計上しました。初期の予算額が適正ではなかったと認識しており、今後、このようなことがないように取り組みたいと思っていますとのことでした。介護サービス等諸費の増額理由はとの質疑に、たやの家の業態変更計画の一部変更のため及び介護サービスの対象者の増加によるものとのことです。他にも質疑がありましたが、原案どおり適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。この議案は、昨年度の清算金（広域連合返還金）の決定に伴って補正したもので、審査の結果、原案適正と認め、可決されました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

続きまして、予算決算特別委員会飯島委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る12月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました承認1件、議案1件について、12月8日午前9時30分より委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、また議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたの

で報告いたします。

承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについては、歳入歳出ともに各目ごとに審査いたしました。

歳出において、システム改修委託料についての質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で承認されました。

議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）については、歳出で老人福祉費120万円の増額についての質疑がありました。また、学童保育事業費の減額や保健衛生総務費の渋川広域負担金について質疑がありました。予防費の委託料については、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の費用及び今後の予定などの説明がありました。ほかにも農業振興費や道路新設改良費、給食センター費などに多くの質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では、町の予算編成に当たり、要望書を提出することと決定いたしました。要望事項1、予算決算審議での予算書及び決算書に付随する成果証明書等について、早急に情報端末への移行を求めます。2、予算書の説明資料のさらなる充実を求めます。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席へお戻りください。

続きまして、総合計画特別委員会平形委員長、委員長報告をお願いします。平形委員長。

〔総合計画特別委員会委員長 平形 薫君登壇〕

総合計画特別委員長（平形 薫君） 11番平形です。

総合計画特別委員会の審査報告を行います。

総合計画特別委員会では、12月1日の本会議において議長より付託されました議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてにつきまして、12月8日（水曜日）午前11時5分から委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長及び関係課長の出席の下、審査をいたしましたので報告をいたします。

審査においては、最初に審査の進め方についての議論をいたしました。その結果、10年前に行った第5次の計画の審査に準じて進めていくこととなりました。具体的には、委員には議案を精査していただき、年明け1月から2月にかけて数回の委員会を重ねることとなり、よって、閉会中の継続審査を申し出ることといたしました。

以上、報告といたします。

議 長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。  
委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
平形委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第2 承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（岩崎信幸君） 日程第2、承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより起立によって採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
承認第3号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。  
よって、承認第3号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第3 総合計画特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議 長（岩崎信幸君） 日程第3、総合計画特別委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。  
この件は、議案第63号 第6次吉岡町総合計画基本構想についてを総合計画特別委員会に付託した事件であります。  
お諮りします。  
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号 吉岡町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号 吉岡町課設置条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第7 議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第8 議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工 事変更請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジ  
タル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負  
契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定について

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定に  
ついてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号 吉岡町学童クラブに係る指定管理者の指定についてを委員長の報告のと  
おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第11 議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園  
(河川敷公園)に係る指定管理者の指定について**

**議長** (岩崎信幸君) 日程第11、議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長** (岩崎信幸君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号 よしおか温泉リバートピア吉岡及び吉岡町緑地運動公園(河川敷公園)に係る指定管理者の指定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**議長** (岩崎信幸君) 起立多数です。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第12 議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定について**

**議長** (岩崎信幸君) 日程第12、議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長** (岩崎信幸君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号 道の駅よしおか温泉に係る指定管理者の指定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**議長** (岩崎信幸君) 起立多数です。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第13 議案第73号 町道路線の認定・廃止について**

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第73号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第16 議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第17 議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号 令和3年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号 令和3年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20 請願の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第20、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会に付託した請願の審査報告をお願いします。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の請願の付託案件審査報告を行います。

9月1日に第3回定例会本会議にて議長より当委員会に付託され継続審査となっていた請願1件につきまして、12月6日に委員会室において、委員全員、議長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願については、主な意見として、行政が非常に変わってきている。現実問題として、被爆国である日本が、本来ならば核兵器については反対するべきだが、そういった純粋な気持ちとは裏腹に、最近の国際情勢を鑑みると、なかなかこれはそうですねと言うわけにはいかないという意見。また、ウクライナや台湾に関わる情勢の懸念がある日米安保条約をより強化するために、やはりどうしてもその傘下に入っていたいという国の考えがあるのではないかという意見。また、同様の請願を採択している自治体が三、四割になるようであり、請願の趣旨は十分理解し認識しているが、現下の状況を見ると、ウクライナ国境へのロシア軍の配備や台湾も緊張が高まっている中において、いざ有事となれば、日本も日米安全保障条約の中で当然のことながら多大な影響を被ることから、核兵器禁止条約を批准しないという日本の立場も理解できるという意見などがありました。審査の結果、全会一致により、請願第3号は不採択となりました。

以上をもって、報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会では、12月1日、本会議において、議長に付託された請願1件について、12月7日（火曜日）午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、局長の出席の下に審査をいたしましたので、結果報告を申し上げます。

請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願書。

---

---

議長（岩崎信幸君） 村越委員長、報告のほうなので。それを全部読むつもりですか。分かりました。続けてください。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君）

---

---

---

---

---

---

---

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 請願ですから、ちょっと言っていることが間違っているの、制度になりますので、請願書を直すことはできませんから。議長、請願書は直せないでしょう。今の議事録に載ってますからね。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時13分休憩

---

午前10時20分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

先ほど、村越文教厚生常任委員長から先ほどの文言に対して削除をお願いするという要請がありますけれども、それに対してご同意願えましたら。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしですね。では、そうさせていただきます。

改めて、村越文教厚生常任委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 請願第4号について、審議した結果を報告申し上げます。

審議の中で、「新型コロナウイルス感染症に対応した」と文言をつけ加え、そして、「大幅に」を2か所削除し、その後については原文どおりでございまして、賛成多数により採択されました。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。  
委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
村越委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第21 請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第21、請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願を議題とします。

この請願については、令和3年第3回定例会において総務産業常任委員会に付託した事件であります。

総務産業常任委員会の採決の結果は委員長の報告により不採択でありますので、これから行う討論は、最初にこの請願に賛成する者による賛成討論、続いて、反対討論の順で発言を許可します。

討論を行います。

まず、この請願に賛成の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 次に、この請願に反対者の発言を許可します。  
平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 11番平形です。

私は、核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願を採択することに反対の立場からの討論を行います。

日本は唯一の戦争被爆国であり、私は核兵器禁止条約が目指す核兵器根絶という目標はほとんどの町民に支持されていると考えております。したがって、過去の核兵器禁止条約の成立についての請願については私も賛成をし、吉岡町議会は採択としています。

しかし、この条約の批准につきましては、立ち止まって、日本の安全保障を考える必要があると考えております。

アメリカによって、日本はその核抑止力の傘下にあるわけですが、この条約を批准することは、日米の同盟関係に大きく影響するものと思われまます。いまだに日本との平和条約が締結されていないロシアは、北方領土の主権をより明確に主張するようになり、台湾の防空識別圏に度々侵入する中国は尖閣諸島を含む東シナ海の覇権をより強固に握るようになるというふうに使われまます。

仮に批准した場合に、これらのリスクのある国々との間による問題を外交により解決できる可能性は今よりもより低くなるというふうに考えられます。今現在、日本を取り巻くパワーバランスを維持することが最良の選択肢であり、核保有国や核兵器を行う国に対して粘り強い核軍縮を進めることが賢明であるというふうに思います。

委員会の審査結果は採択です。議員皆様のご賛同を得まして、請願を不採択とするようお願いを申し上げまして、私の反対討論といたします。

議長（岩崎信幸君） 次に、この請願に賛成者の発言を許可します。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 核兵器禁止条約の批准を求める請願についてでありますけれども、私は請願者になっております。

ただいま反対討論がありました。私が解せないのは、核兵器にいい核兵器と悪い核兵器があるかのような言い方であります。被爆国として、この世界、地球上から全ての核兵器がなくなることが大事であって、あっちの傘、こっちの傘という話ではなくて、二度と同じ戦禍を繰り返さないためにはこの世から核兵器がなくなることが大事であります。そして、全世界でも過半数を超える国がこの核兵器禁止条約を批准しております。被爆国である日本こそ、その先頭に立つということが今大事なことであると思います。

以上を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長（岩崎信幸君） 次に、この請願に反対者の発言を許可します。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 1番小林です。

請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願について、不採択の立場で反対討論をいたします。

世界で唯一核の被爆国である日本は、核兵器廃絶や核不拡散を積極的に訴えてきました。もちろん核兵器がなくなことを願う気持ちは、日本国民として私自身強く持っていることは言うまでもありません。核兵器廃絶に賛成の立場であることに間違いありません。

では、なぜ日本政府はこの条約を批准していないのでしょうか。そう考えるとき、幾つかの疑問が生じます。全世界が一斉に核兵器を持たなくなることが現実的に不可能であり、たとえこの条約を批准したとして、どれだけ我が国の核の脅威が軽減されるのでしょうか。この条約を批准することで安全保障上からも整合性が取れなくなるかもしれません。近隣の核保有国の我が国に向けての脅威が増すことになるのではないのでしょうか。また、核保有国の多くが不参加である現状に、この条約の実効性にも疑問が残ります。やはり、自分

としては、日本政府のこの条約に参加すれば、国民の生命、財産を危険にさらすことを容認することになりかねないという見解を支持したいと考え、この請願は不採択にすべきと考えます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

議長（岩崎信幸君） 次に、この請願に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 次に、この請願に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立少数です。

よって、請願第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を求める請願は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第22 請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第22、請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

請願第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程の追加

議長（岩崎信幸君） ただいま、請願第4号が採択となりましたので、ここで日程を追加し、発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたしたいと思えます。

ここで暫時休憩し、事務局に追加議事日程を配付させます。

午前10時34分休憩

---

午前10時35分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

配付しました議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

---

## 追加日程第1 発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書

議長（岩崎信幸君） 追加日程第1、発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

提出者の文教厚生常任委員会村越委員長より提案理由の説明を求めます。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君）

発委第3号

令和3年12月10日

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 様

提出者

文教厚生常任委員会

委員長 村越 哲夫

安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由の説明を、次の朗読にてさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 村越委員長、もうちょっと大きい声でお願いします。そのとおり読んでください。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君）

安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障や社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

コロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。75歳以上の医療費窓口負担引き上げ、介護保険料等の社会保険料負担増、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍において、私たちは医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性を経験しました。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが国民に対する喫緊の課題となっています。逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会を実現するために、下記の事項について要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に対応した安心・安全の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
  - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を増員し、夜勤改善や長時間労働改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
  - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など、公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2021年12月10日

吉岡町議会議長

岩崎 信幸

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 金子 恭之 様

以上です。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、ご苦労さまでした。

この件は委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第3号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

議事日程第4号に戻り、会議を進めます。

---

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第23から第27までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、この申出5件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

---

午前10時53分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

文教厚生常任委員会委員長からの町への要望事項がございます。議題としてこれをのせていただきたいと思いますので、文教厚生常任委員会委員長から要望の報告をお願いいたします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会要望について（伝達依頼）。

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 殿

文教厚生常任委員会

委員長 村越 哲夫

当委員会として、下記の要望事項を取りまとめました。つきましては、吉岡町長に伝達していただきますとともに、書面にて回答いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 要望事項

1. コロナ対策としてワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等（コロナウイルスの影響を受けた町内の小中学生の就学助成金等の支援）制度の早急な実施を求める。また、生理用品を支給する方法については、アンケートを取るなどしてプライバシーに配慮した対応を求める。
2. 学童保育の入所の条件緩和を求める。
3. 通学バス無料化の方向で検討を求める。
4. 給食費、幼児教育・保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。
5. 奨学金制度の創設を求める。
6. 子供の貧困実態調査を求める。

以上。

議長（岩崎信幸君） 村越委員長、ご苦労さまでした。

質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 一番肝腎なところが抜けているんです。いつ、どこで、誰が、何をなんですよ。これだと、どこの委員会でいつ、まずはね、いつ、どこの委員会で決まったとかなないと駄目でしょう。いつの話なのか全然分からないじゃない。一番肝腎なところが抜けちゃっていますので、ちゃんと委員長報告の中で、決定したこと、言うべきことを言われたということで、何年何月何日の何とか委員会の中で、委員の中から意見が出されて、委員

会全会一致をもって町に要望することになったということはちゃんと言ってください。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

---

午前11時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

ただいま文教厚生常任委員会委員長から、先ほどの追加の申出がありましたので、これを許可します。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 大変失礼しました。

文教厚生常任委員会審査報告を行います。

12月7日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長、局長出席の下に審査いたしましたので、結果を報告申し上げます。

文教厚生常任委員会からの要望について（伝達依頼）

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 様

文教厚生常任委員会

委員長 村越 哲夫

当委員会として、下記の要望事項を取りまとめました。つきましては、吉岡町長に伝達していただきますとともに、書面にて回答いただくようお願いいたします。

記

要望事項

1. コロナ対策としてワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等（コロナウイルスの影響を受けた町内の小中高校生の就学助成金等の支援）制度の早急な実施を求める。また、生理用品を支給する方法については、アンケートを取るなどしてプライバシーに配慮した対応を求める。
2. 学童保育の入所の条件緩和を求める。
3. 通学バス無料化の方向で検討を求める。
4. 給食費、幼児教育・保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。
5. 奨学金制度の創設を求める。
6. 子供の貧困の実態調査を求める。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越文教厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和3年第4回定例会の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本会議において上程いたしました各議案等、継続審査1件を除き、ほか承認可決いただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

コロナウイルス感染症におびえながら明け暮れた1年が、あと僅かとなりました。寒さも一段と厳しさを増し、いよいよ慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、議員皆様には健康に十分ご留意の上、ますますご活躍くださいますよう、そして、コロナウイルス感染拡大、いわゆる第6波が不安視され、予断を許さない状況下ではありますが、感染防止対策への意識をしっかりと維持しつつ、迎える新年の前途が輝かしい年でありますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和3年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 飯 島 衛

吉岡町議会議員 平 形 薫